

三浦市公共下水道（東部処理区）
運営事業

令和6年度
三浦市モニタリング結果年次報告書

令和8年2月発行
三浦市上下水道部下水道課

目次

1	事業実施概要	1
2	市モニタリング総括	2
	(1) 市モニタリングの概要	2
	(2) 今年度のトピックス	3
3	部門別モニタリング結果	6
	(1) 経営部門	6
	ア 経営計画	6
	イ 実施体制（経営部門）	7
	ウ 財務管理	8
	エ 内部統制	8
	オ 情報開示	9
	カ モニタリング	9
	キ 危機管理及び技術管理	9
	ク 環境対策	10
	ケ 地域貢献等	10
	コ その他	11
	(2) 各種計画支援部門	12
	ア ストックマネジメントに係る検討	12
	イ 下水道事業計画変更案の作成	13
	ウ アクションプランの変更案の作成	13
	(3) 改築・増築部門	14
	ア 計画策定	14
	イ 実施体制（改築部門）	15
	ウ 設計・積算業務	15
	エ 工事業務	16
	オ 改築費用	16
	カ その他	17
	キ 管路施設の増築	17
	(4) 維持管理部門（処理場・ポンプ場）	20
	ア 計画策定	20
	イ リスク管理	20
	ウ 運転管理	21
	エ 保全管理	24
	オ その他	24
	(5) 維持管理部門（管路施設）	26
	ア 計画策定	26
	イ 保全管理	26
	ウ 安全管理	27

エ 住民対応.....	28
オ その他	28
(6) 任意事業部門.....	29
ア 下水道資源を活用した高付加価値作物の生産事業.....	29
イ B-D A S Hを活用した省エネ水処理技術の導入	30
ウ 技術実証フィールドの提供	30
4 報告書中用語解説	32

【添付資料】

添付資料1 貸借対照表	33
添付資料2 損益計算書	35
添付資料3 キャッシュ・フロー計算書	37
添付資料4 水質管理実績・汚泥管理実績	38
添付資料5 汚水処理関係データ	43
添付資料6 日本下水道事業団（JS）による技術的援助について	45
添付資料7 【経営】市モニタリング確認様式	46

1 事業実施概要

1 事業名称

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業

2 対象区域

三浦市公共下水道事業計画区域（東部処理区）の総体

3 対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

- (1) 処理場（東部浄化センター）
- (2) ポンプ場（金田中継センター）
- (3) 管路施設（幹線管きょ、枝線管きょ、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共污水ます、取付管）

4 運営権者

三浦下水道コンセッション株式会社



図1 三浦市公共下水道（東部処理区）事業エリア

2 市モニタリング総括

(1) 市モニタリングの概要

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業は三浦下水道コンセッション株（以下「運営権者」とする。）により、東部浄化センター、金田中継センター、東部処理区域全域の管路施設（管きょ・マンホールポンプ・マンホール・公共污水ます、取付管）の運営が行われ、事業開始2年が経過した。市は令和6年度の本事業について、経営、各種計画支援、改築・増築、維持管理（処理場・ポンプ場）、維持管理（管路施設）、任意事業の部門に分け、計211項目について、項目ごとに定めた頻度でモニタリングを実施した。モニタリングの実施方法として、以下の方法を採用した。

- ① 書類による確認（書類ごとに実施）
- ② 会議体による確認（毎月1回実施、四半期毎1回実施、年度末1回）
- ③ 現地における確認（適宜実施）

令和6年度における三浦市によるモニタリングの結果は表1のとおりである。経営、改築・増築、維持管理（処理場・ポンプ場）、維持管理（管路施設）の観点から、月次、四半期、年度末でモニタリングを実施し、判定結果はすべて適合であった。

表1 全部門モニタリング結果(詳細は添付資料7 市モニタリング確認様式参照)

部門	モニタリング 細目数(個)		判定件数 (件)		適合件数 (件)		不適合件数 (件)	
	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度
経営	50	46	287	233	287	233	0	0
各種計画支援	14	0	30	0	30	0	0	0
改築・増築	54	54	192	149	192	149	0	0
維持管理 (処理場・ポンプ場)	46	46	399	404	399	404	0	0
維持管理 (管路施設)	32	32	251	148	251	148	0	0
任意事業	15	15	107	11	107	11	0	0
計	211	193	1266	945	1266	945	0	0

※1 モニタリング項目ごとに判定頻度(毎年、毎月など)が異なるため、モニタリング項目1項目に対して

年間で12回判定するものや1回判定するもの等がある。また、当該月等に実施する必要がない項目もある。

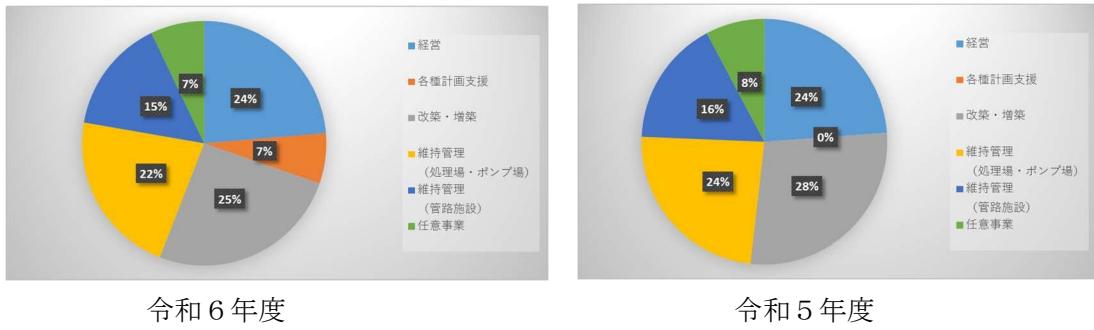


図2 部門別モニタリング細目数

(2) 今年度のトピックス

運営権者により、安定的な放流水質の確保や、ランニングコスト等を削減するための附帯提案事業として、「デジタル情報基盤の整備」、「遠隔監視システムの導入」、「太陽光発電の導入」、「燐除去のための凝集剤添加装置の設置」が提案された。市は、この提案を承認した。

令和5年度は詳細設計業務を行い、今年度に施工に入った「遠隔監視システムの導入」及び「燐除去のための凝集剤添加装置の設置」の整備が完了したことを確認した。凝集剤添加装置の稼働により、降雨時やDO上昇（溶存酸素上昇）に伴い、本市処理場で採用している生物学的燐除去の性能が低下する問題についての改善につながり、処理後放流水質の安定化の確保が可能となる。

また、既存の監視制御システムを一部改良し、遠方から施設管理が可能となる遠隔監視システムを導入することにより、遠隔監視拠点やタブレット等から24時間365日リアルタイムで施設監視が可能となる。異常発生時には、遠隔監視システム上でいち早く施設状態の確認が取ることができるように初動対応の迅速化が期待できる。また、どこでも監視可能となることから処理場の常駐人員の削減効果も期待される。また、監視制御システムと連動した水質自動制御システム（水再清ロボット）の整備も完了した。これにより過去の運転データと現在の水質情報から適切な送風量を算出し自動制御をすることにより、最適な運転を行い、省電力化を図ることができる。ただし、運用には既設送風機の更新が必要である。送風機の更新は令和8年度を予定している。市では、上記の機器を導入したことにより処理場等の運転管理・水質管理にどの程度寄与できるのかモニタリングにより機器の稼働後も確認を行っていく。

なお、令和5年度に施設整備が完了した太陽光発電設備について、令和6年6月より稼働を開始した。市はモニタリングにより年間の太陽光による発電量について、206,552kwh発電したことを確認した。これにより処理場で使用される総電力の約18.4%を太陽光発電により賄った。また、再生可能エネルギーの利用によりCO₂等排出量について、昨年と比較し約22%削減したことを確認した。また電気料金の削減効果として、太陽光発電実施前の昨年比で約13%削減したことも確認し、提案どおりランニングコストの削減が達成できていることを確認した。

さらに、令和5年度に整備が完了したデジタル情報基盤によりデータベース構築が可能となった。デジタル情報基盤には下水道施設の施設情報や、運転管理情報等のデータを取り込み、施設の点検履歴やその診断結果を随時更新する等、今後の効果的・効率的な維持管理が期待されているところである。今年度は管路の状態調査等にタブレット等（維持管理支援ツール）を用いて施設の現況を直接電子保存する等データベースの情報を充実させ、効率的な維持管理のためのデータの取得を行った。市は運営権者がデータの蓄積を進め、効率的な運転管理・維持管理の方法を検証していく準備を進めていることを確認した。

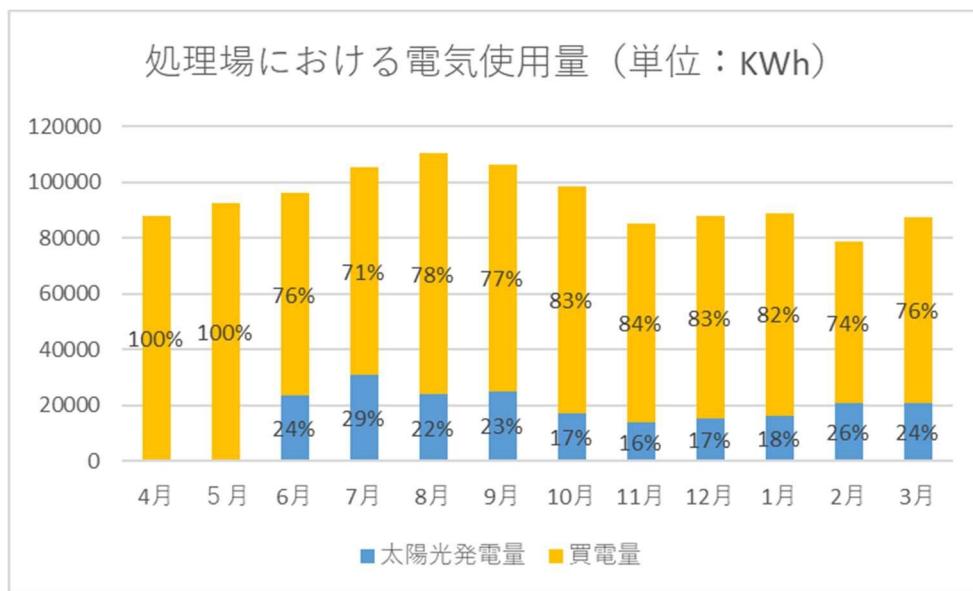


図3 太陽光発電量の割合

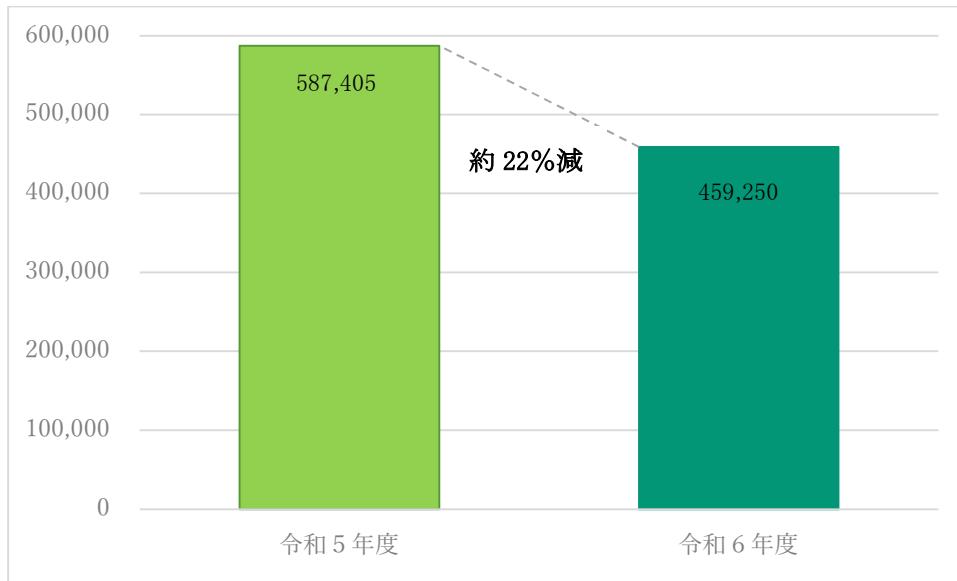


図4 CO₂等削減量昨年比

※電気使用に伴う GHG 発生量は、(当月の電気使用量 - 太陽光発電量) × 電力排出係数（国総研の指針である 0.25kg-CO₂/kWh) で算定



維持管理支援ツールを用いた状態調査



太陽光発電稼働

3 部門別モニタリング結果

(1) 経営部門

経営とは、経営計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の収受、市民からの苦情・相談等の受付、セルフモニタリング等事業全体を管理・遂行することを意味する。

経営部門における要求水準の達成状況は表2のとおりである。不適合事項は1件もなかったことを確認した。（添付資料7参照）

表2 経営に関するモニタリング結果（詳細は添付資料7 市モニタリング確認様式参照）

部門	モニタリング細目数 (個)	判定件数 (件)	適合件数 (件)	不適合件数 (件)
ア 経営計画	9	6	6	0
イ 実施体制	2	6	6	0
ウ 財務管理	6	40	40	0
エ 内部統制	3	26	26	0
オ 情報開示	2	24	24	0
カ モニタリング	2	24	24	0
キ 危機管理及び技術管理	4	26	26	0
ク 環境対策	11	102	102	0
ケ 地域貢献等	9	31	31	0
コ その他	2	2	2	0
計	50	287	287	0

※1 モニタリング項目ごとに判定頻度（毎年、毎月など）が異なるため、モニタリング項目1項目に対して

年間で12回判定するものや1回判定するもの等がある。また、当該月等に実施する必要がない項目もある。

ア 経営計画

要求水準書では、運営権者は主たる事業、附帯提案事業及び任意事業に関し、長期経営計画書、中期経営計画書、年度経営計画書を作成し、市に提出することと規定されている。長期経営計画は、技術提案を踏まえ、運営体制、収支計画、改築及び維持管理の実施方針等を含む20年間の事業期間全体を俯瞰した計画となる。中期経営計画は、長期経営計画を踏まえ、マイルストーンとして各期に経営、改築及び維持管理に関する重要事項を定めた計画となる。年度経営計画は、長期、中期計画を実現するに当たり、より具体的に当該年度毎に経営、改築、維持管理、増築について定めた計画となる。今年度は第一期終了年度にあたり、また次年度から第二期開始となるため令和7年から令和11年までの第二期中期経営計画を要求水準書や実施計画に基づき適正な内容で運営権者が作成したことを確認した。同様に令和7年度経営計画の確認も行い、計画間での整合性や、事業収支計画と

の整合、提案書との整合、提出期限が守られているか等の観点からモニタリングし、問題がないことを確認し、運営権者ホームページに掲載を行わせた。

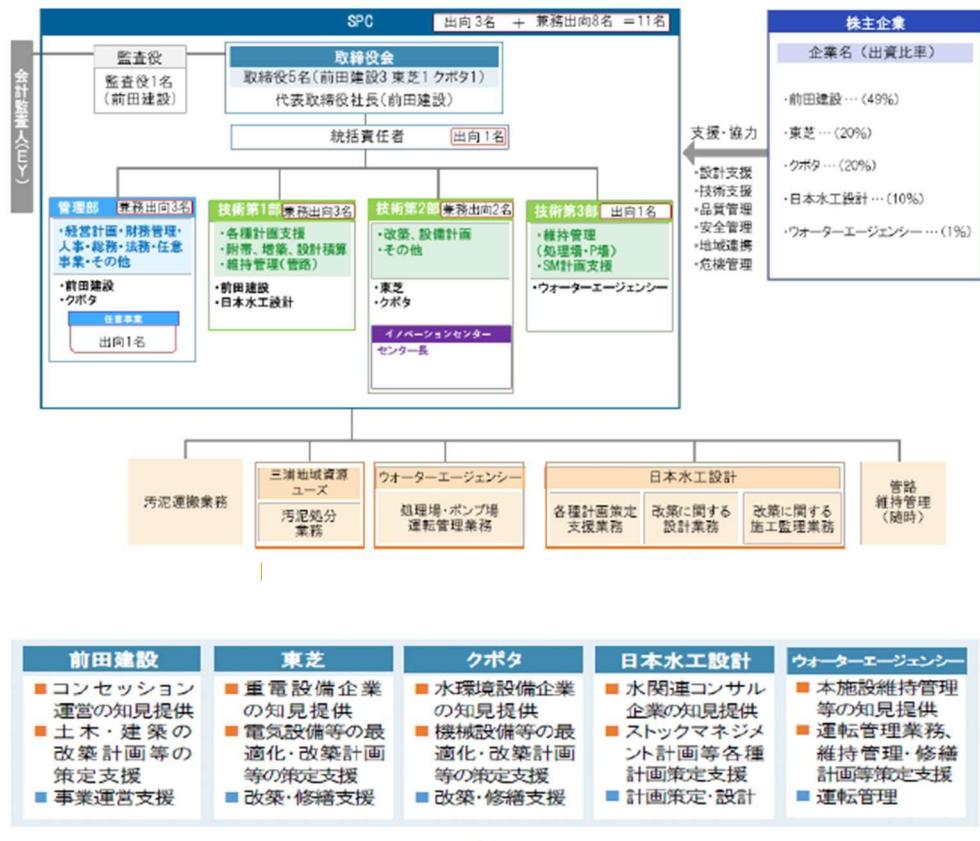
イ 実施体制（経営部門）

要求水準書では、業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理するための体制、方法の明確化と確実かつ機能的な実施体制を確保すること、各業務責任者の役割分担の明確化と適切なリスク分担が図られていること、業務遂行に適した能力及び経験を有する者が実施すること等を定めている。

昨年度は、市の要請により組織体制の変更が行われ、統括責任者の兼務体制が解かれ、専任となり、技術部は3部分掌体制とし各部に部長が配置された（図5参照）。令和6年2月までの組織運営より事業実施がスムーズとなり、組織統制の円滑化や各部の役割分担の明確化が図られていることを確認した。ただし、運営権者側職員の官側の積算法の習熟には、いまだ時間が必要であり、引き続き改築・増築業務等に遅延が生じないようモニタリングを実施していく。

また、四半期毎に有資格者の従事状況の報告を受け、適正な実施体制であるとともに、実施体制に起因する不適合なく事業運営を行ったことを確認した。

運営権者は、通常時はスリムな組織で運営しながら、専門的知見や増員をする場合は、構成企業のバックオフィスにより技術支援や確実な運営管理のための支援を受けている。市は、現地確認と資料の提出を受け、当該支援の内容及び実態を確認した。



■ : 役割 ■ : 責任

図5 運営権者の組織体制

ウ 財務管理

要求水準書では、事業期間を通じ、事業の安定性や継続性を保つため資金調達方針が、明確で適切に機能する体制を整え、必要な一切の資金が確保されていること、収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること等を定めている。

市は、毎月の収支状況報告により計画値と実績値を比較し、計画的な資金繰りと適正な入出金管理を行っていることを確認した。本年度の財務状況は、利用料金収入が計画以上に生じたことや、計画外の修繕請負収入があったこと、処理場・ポンプ場及び管路施設の突発的修繕が計画値より発生しなかったこと等に起因し、計画以上の収益が生じた。

エ 内部統制

要求水準書では、運営権者は、内部統制の体制と方法を定め、倫理行動基準、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させることを定めている。

市は、毎月の報告書や聴き取りにより、個人情報保護違反やハラスメントがなかったことを確認した。また、運営権者の各担当レベル、各責任者レベルによるレベル別の業務改善会議が定期的に開催され、業務の履行状況や課題について話し合いが行われており、会社レベルによるチェック体制が前年度と比較し向上していることを確認した。

オ 情報開示

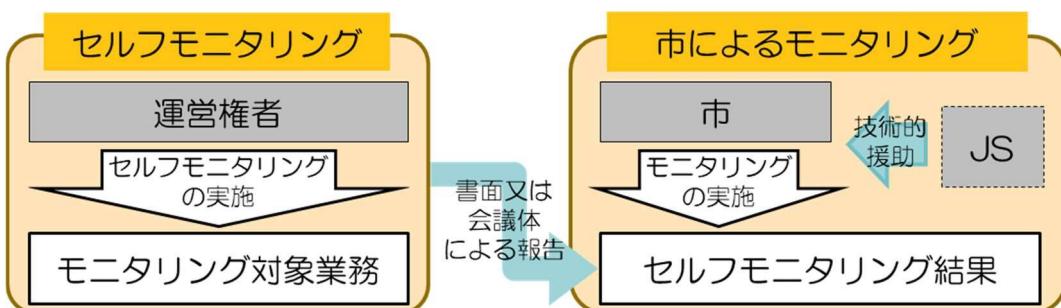
要求水準書において、下水道事業が市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、市民に対し、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保に努めていることを定めている。

市は、毎月ホームページの更新回数を確認し、運営権者がホームページにおいて、業務執行体制、収支、環境対策、地域貢献、工事の執行状況、進捗率などを記載した報告書を適切に公開していることを確認した。

カ モニタリング

要求水準の確保を図るため、本事業のモニタリングは、図6のとおり運営権者によるセルフモニタリングと、市によるモニタリングにより構成される。要求水準書では運営権者のセルフモニタリングは、自らが事業全体に対し、責任を持つものとし、セルフモニタリングを実施することと規定されている。なお、財務等のその妥当性の検証のために専門的知見及び客観性を必要とする項目については、運営権者の提案として外部機関を活用したセルフモニタリングを実施することも許諾している。

市は、月々の報告や聴き取り、現地確認により、業務改善会議等の会議体の開催等によるセルフモニタリングの実施状況を確認した。



※JS（日本下水道事業団）の技術的援助については、P45に詳細を記載

図6 モニタリング体制

キ 危機管理及び技術管理

危機管理について要求水準書では、運営権者は災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるよ

うに、緊急時の体制構築、想定緊急対応、想定外緊急対応等を考慮し、適切な対応が可能となるようにすることとしている。

また、技術管理について要求水準書では、適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者の育成及び確保を図ること、委託等をする場合は、当該業務の実施に当たり法令上求められる要件や運営権者自らが必要と考える実施要件等を達成可能な適切な者に業務を行わせること等を定めている。

市は、本事業の対象施設が、衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえて、災害時において適切な対応がとれるよう、また効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、適切なBCPを策定していることや、適切な研修・訓練計画を策定し、計画どおりに研修及び訓練を実施していることを確認した。また、委託等の実施時に運営権者として各種要件の充足状況を確認できるよう、自らチェックリストを作成し運用していることを確認した。

ク 環境対策

要求水準書では、法令等に定められる基準の遵守や、対象施設全体での温室効果ガス排出量の削減、リサイクル製品やグリーン調達の積極的な推進、施設への出入車両の交通安全対策の実施、騒音・悪臭への配慮等の事項を満たし、環境に配慮した対策を講じることを定めている。

市は、現場確認や、報告書などにより、臭気・振動・騒音発生による苦情の発生について、一度も発生しなかったこと、汚水処理水量1m³あたりのCO₂排出量について確認を毎月行い省エネルギー運転への指標としていること、リサイクル製品やグリーン商品を積極的に購入していること、施設周辺の環境・景観へ配慮し草刈り等を定期的に実施していること、下水道汚泥リサイクル率について、100%を達成したこと等について確認した。

ケ 地域貢献等

要求水準書では、地域経済に関する事項及び地域住民等のコミュニケーションに関する事項として、地域との連携・協働による事業展開、地元発注、地域住民の雇用などによる地域活性化につながる事業展開や、地域住民の公共下水道事業への理解の促進を図るために広報活動を行うこと、下水道処理施設への見学者を受け入れること、住民苦情・要望・相談に対し、適切に対応することを定めている。

市は、毎月の報告書や聴き取りにより、地元雇用率等を定期的に確認し地元雇用の推進に努めていることを確認した。なお、運営権者が定めた市内に本店を有する事業者の活用目標について今年度発注改築工事11件中、5件を地元発注すると計画したが、今年度地元企業に発注できたのは3件のみ（昨年度発注業務含めず）となり、運営権者の提案である事業期間20年間での改築費用総額の34.2%という地元企業発注率を今後の工事発注計画において欠くことがないよう市から口頭指導を行った。また、地域住民とのコミュニケーションにおいては、毎年11月に開催される「みうら市民まつり」に参加し、公共下水道事業

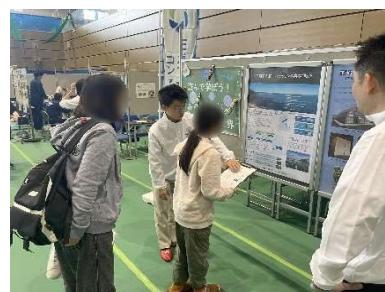
の理解促進に努めたことを確認した。また、住民の苦情・要望・相談に対し、適切に対応していることも確認した。なお、事業開始1年目であった昨年は市側も苦情対応に同席することもあったが、2ヶ年目にあたる今年度は市側の苦情対応における市の補助は昨年度と比較し減少した。

コ その他

経営部門での提案事項のうち、現時点で実施可能なものは事業計画書に記載のとおり実施されたことを確認した。



市による会議体モニタリング風景
(web会議での参加も併用)



運営権者みうら市民まつり出展



運営権者による処理場内施設見学会

(2) 各種計画支援部門

各種計画支援とは、改築計画（ストックマネジメント計画）や、下水道事業計画、汚水処理施設整備構想（アクションプラン）等の、下水道事業の適切な運営のための各種計画を策定することを意味する。

各種計画支援部門における要求水準の達成状況は表3のとおりである。不適合事項は1件もなかったことを確認した。（添付資料7参照）

なお、今年度実施した各種計画支援業務については表4に示す。

表3 各種計画支援に関するモニタリング結果（詳細は添付資料7 市モニタリング確認様式参照）

部門	モニタリング細目数 (個)	判定件数 (件)	適合件数 (件)	不適合件数 (件)
ア 改築計画 (ストックマネジメント計画)	10	28	28	0
イ 事業計画	2	2	2	0
ウ アクションプラン	2	0	0	0
計	14	30	30	0

※1 モニタリング項目ごとに判定頻度（毎年、毎月など）が異なるため、モニタリング項目1項目に対して

年間で12回判定するものや1回判定するもの等がある。また、当該月等に実施する必要がない項目もある。

ア ストックマネジメントに係る検討

要求水準書では、安定した汚水処理機能を維持することを目的にストックマネジメントに係る検討を行う上で、満たすべき施設・設備管理の水準を「設備として機能しない状態、又はいつ機能停止してもおかしくない状態にならないこと」としている。運営権者は、本事業期間及び実施契約書第71条（瑕疵に関する責任）に定める期間において、要求水準書で示した健全度の指標をもとに上記の水準を維持することを定めている。

令和5年度及び令和6年度は市の作成した改築計画（ストックマネジメント計画）に基づき、改築を実施することとなっている。運営権者は令和6年度中に改築計画（ストックマネジメント計画）を作成することが実施契約上に規定されている。これにより令和7年度からは運営権者自らが定めた改築計画（ストックマネジメント計画）により上記の水準を維持していくことを求めている。市は運営権者が自ら定めた提案書、各種長期・中期計画に基づき、今後の人口減少予測等を反映した適切な計画汚水量に見直したうえで、過大となる施設の適切なダウンサイ징を含めた維持管理のコストダウンを考慮に入れた適切な計画策定を行っているか確認を行った。また、改築計画（ストックマネジメント計画）に係る検討を行うにあたり施設の健全性等を確認するため令和6年度管きょ施設等点検業務委託及び令和6年度管きょ施設等点検業務委託（その2）を実施したことを確認した。

イ 下水道事業計画変更案の作成

要求水準書では、市が事業計画の変更を予定している令和7年度、令和12年度、令和17年度及び令和22年度の前年度の11月までに、変更案を作成し、市に提出することと定めている。また、事業計画内容は、都市計画の事業計画に反映し、「都市計画決定図書」及び「都市計画事業認可申請図書」を併せて作成することと定めている。

今年度は、令和7年度に向けた計画策定が必要なことから、市は運営権者が適切な計画汚水量に基づいた計画策定を行っているか確認を行った。また、策定した事業計画を都市計画の事業計画に反映し、「都市計画決定図書」及び「都市計画事業認可申請図書」の作成まで行ったことを確認した。

ウ アクションプランの変更案の作成

要求水準書では、市が三浦市汚水処理施設整備構想（アクションプラン）の変更を予定している令和9年度及び令和19年度の前年度末までに変更案を作成し、市に提出することと定めている。また、作成に当たっては、既存の処理形態を踏まえ、処理区域の検討、改築・運営の管理方法の検討、整備構想の変更案等について検討することと定めている。

運営権者は直近で令和8年度末までにアクションプラン変更案を作成することと規定されているため、今年度の市のモニタリング確認項目はなかった。

表4 令和6年度 各種計画支援に係る調査業務委託等 一覧

No	委託名称等	委託概要等	履行期間	請負事業者	事業費(円/税込)
1	令和6年度 東部処理区管きょ施設等点検業務委託	本管・取付管・マンホールの 状態調査	R6.8.20から R7.3.31まで	(有)ピッグパレイ サービス	11,550,000
2	令和6年度 三浦市公共下水道事業ストックマネジメント計画策定 支援業務委託	ストックマネジメント計画の策 定支援業務	R6.7.17から R7.3.28まで	日本水工設計(株)	35,618,000
3	令和6年度 三浦市公共下水道事業計画変更支援業務委託	下水道事業計画の変更支援 業務	R6.6.3から R7.2.28まで	日本水工設計(株)	9,119,000
4	令和6年度 東部処理区管きょ施設等点検業務委託(その2)	取付管の状態調査	R7.2.26から R7.3.31まで	(有)ピッグパレイ サービス	4,796,000

(3) 改築・増築部門

改築とは、下水道施設の更新工事、長寿命化対策及び附設の総称を意味する。なお、更新工事とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えることを意味し、長寿命化対策とは、所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすることを意味する。附設とは、附帯提案事業の実施に必要な設備を導入することをいう。また、増築とは、既存管路施設の延伸を意味する。

今年度は、改築工事15件（内訳：処理場6件、ポンプ場1件、管路5件、マンホールポンプ3件）、増築工事3件（内訳：管路2件、マンホールポンプ1件）について完成したことを確認した。また、改築工事にかかる施工管理業務委託9件、増築工事にかかる施工管理業務委託1件、詳細設計業務委託1件を完了したことを確認した。

改築・増築部門における要求水準の達成状況は表5のとおりである。不適合事項は1件もなかったことを確認した。（添付資料7参照）

表5 改築・増築に関するモニタリング結果（詳細は添付資料7 市モニタリング確認様式参照）

部門	モニタリング 細目数 (個)	判定件数 (件)	適合件数 (件)	不適合件数 (件)
ア 計画策定	5	3	3	0
イ 実施体制(改築部門)	4	24	24	0
ウ 設計・積算業務	14	46	46	0
エ 工事業務	11	68	68	0
オ 改築費用	13	26	26	0
カ その他	6	23	23	0
キ 管路施設の増築	1	2	2	0
計	54	192	192	0

※1 モニタリング項目ごとに判定頻度(毎年、毎月など)が異なるため、モニタリング項目1項目に対して

年間で12回判定するものや1回判定するもの等がある。また、当該月等に実施する必要がない項目もある。

ア 計画策定

要求水準書では、第1期（令和5年度から令和6年度まで）は市が作成した改築計画（ストックマネジメント計画）に基づき改築を実施すること、第2期（令和7年度から令和11年度まで）以降は運営権者の応募時提案に基づき改築計画（ストックマネジメント計画）の見直しを行い、当該計画に基づき改築を行うことを定めている。また、運営権者の創意工夫を十分に活かすことにより、最適な改築時期及び改築法によりライフサイクルコストの縮減、下水道機能の維持向上及び有効な省エネルギー技術の導入による持続可能な公共下水道事業を実現することを定めている。また、要求水準書では、実施契約を補完するために作成された長期・中期・年度改築実施覚書に基づき、工事発注ロットを定め、設

計及び工事を行う上での方針、概要をまとめた長期、中期、年度の工事計画書を策定することを定めている。

市は、運営権者が現行の改築計画等を適正に反映し、改築の実施や各種の工事計画書の作成を行っていることを確認した。

イ 実施体制（改築部門）

要求水準書では、実施体制について、設計成果物作成、工事、工事監督業務の各業務を実施する者が満たすべき要件を定めるとともに、市が行う検査に工事監督員が立ち会うことを定めている。

市は、毎月の報告及び聴き取り、検査等により、改築部門における実施体制が要求水準に適合していることを確認した。また、昨年度末に実施体制を改善した状況で、今年度について業務遂行を滞りなく実施できているか確認を行った。

ウ 設計・積算業務

表5における改築に係る設計・積算業務について、下記のモニタリングを行った結果、各項目について、要求水準に適合していることを確認した。

（ア）提出書類の確認について

要求水準書に規定された設計・積算業務に係る提出書類について、運営権者が適正な内容で提出していることを確認した。

（イ）設計に関する要求事項の確認について

要求水準書では、設計に関し、本事業を行うに当たり提示した技術提案及び実施契約書に定める改築に係る費用の金額を遵守し設計すること、設計に係る許認可等について遺漏なく実施すること、設計対象施設の安全性の確保を図ること、新技術等を積極的に活用することによりコストの削減及び効率化を図ること等を定めている。

市は、毎月の報告及び聴き取り、検査等により、運営権者が上記の要求水準を満たし適切に設計を実施していることを確認した。

（ウ）積算に関する要求事項の確認について

要求水準書では、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、予定する請負契約毎に「官積算（詳細設計積算）」を作成すること、契約後には総価契約単価合意方式にて合意を得た単価をもとに、下水道用設計標準歩掛表に準じた積算体系にて「請負代金内訳書」を作成することを定めている。

市は、両積算図書について適切に積算されていることを確認した。なお、昨年度比較では減少したが、今年度についても「官積算（詳細設計積算）」の市側の事前確認において資料修正を求める事象が発生した。これにより改善策として運営権者職員を対象に、官積

算の技術向上研修会を実施する等、職員の技術向上に向けた改善策が実施されたことを確認した。

エ 工事業務

表6に示す改築の工事業務について、下記3項目の確認を行った。モニタリングの結果、各項目について要求水準に適合していることを確認した。

(ア) 提出書類の確認について

要求水準書に規定された工事業務に係る提出書類について、運営権者が適正な内容で提出していることを確認した。

(イ) 施工の計画・管理・検査について

要求水準書では、運営権者の責任により法令遵守及び許認可を確保したうえで、工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理等についての施工計画書を作成し、施工計画書に沿って施工及び施工管理（品質・出来形管理）を行うこと等を定めている。また、完成時には運営権者、及び当該委託等を受けた者の間で予め完成検査を行ったうえで、市の実施確認による検査を受けることを定めている。

市は、運営権者による工事業務の実施状況について、施工計画書、工事進捗管理表等により随時確認するとともに、完成時には書面及び現地確認による検査を行った。市の検査の結果、工事における適正な品質確保が行われていることを確認した。

(ウ) 安全管理・緊急時対応の確認について

要求水準書では、工事中における安全確保を全てに優先させ、関連法令に基づく措置を常に講じること、各種災害を最小限に食い止める為の防災体制や保全措置を講じ、施工計画書に記載すること等を定めている。

市は、施工計画書に適正な保全措置が盛り込まれていること、運営権者が請負業者に対し適正な指導を実施していることを確認した。なお、緊急時の対応が必要となる災害の発生はなかった。

オ 改築費用

要求水準書において、本事業における改築に係る費用について、設計変更に基づく契約金額の変更を可能とし、設計変更に伴う変更契約金額の算定に当たっては、運営権者並びに工事を請負う企業との間で総価契約単価合意方式を用い、契約変更に伴う価格変更について公平かつ適正なものとすること、契約後の運営権者による技術提案等を広く求める目的とし、契約後VE（ヴァリューエンジニアリング）方式¹の適用を可能とすることを定めている。

市は、運営権者が、請負企業と単価合意を行ったうえで単価合意書を市に提出していること、設計変更が生じたときには、設計変更の内容について市に説明し、その妥当性について証明していること等を確認した。なお、今年度も契約後VE方式の適用はなかった。

カ その他

要求水準書では、運営権者は、施設の改築に当たり、既存施設の解体撤去に関する事項、国交付金交付要綱に関する事項、会計実地検査等に関する事項、工事実績データに関する事項について、適切な対応を行うこととなっている。

市は、各項目に対し、産業廃棄物の搬出時に産業廃棄物管理表（マニフェスト）を適正に処理していることや、国交付金交付要綱等に適合した設計及び工事となっていること、工事実績情報システム（CORINS）に基づき適正に登録機関に登録されていること等を確認した。なお、今年度の会計検査対応はなかった。

キ 管路施設の増築

要求水準書では、管路施設の増築にあっては、既存枝線への取付管設置、公道内の延伸及び私道内の延伸などを想定している。これらは住民等からの要望を受けた市が運営権者に実施を指示することになるため20年間の全体実施数量は未定であるが、年間約数十m程度、施工口径としては、φ50～200mm程度を想定している。詳細設計にあたっては、設計成果、地質・測量報告書の参照、流下方式、数量計算、関係者協議及び調整、積算図書を含むこと、工事にあたっては、改築に関する要求に準じることを定めている。

市は、増築対象である令和6年度金田岩浦地区マンホールポンプ設置工事、令和5年度金田岩浦地区枝線管渠増築工事（繰越工事）、令和5、6年度金田岩浦地区枝線管渠施工監理業務委託、令和6年度上宮田・下宮田地区枝線管渠増築工事詳細設計業務委託等において上記要求水準の内容が包含されていることを確認した。（表7 増築に係る業務（詳細設計業務等）一覧 参照）。

表6 令和6年度 改築工事(詳細設計業務委託等含)一覧

No	工事名称等	工事概要等	工期等	請負事業者	事業費(円/税込)
1	令和6年度 東部浄化センター監視制御設備等更新工事その2	金田中継センターの情報を遠隔監視装置に統合するための中継装置製作	R6.6.12から R7.3.31まで	富士アイティ株	4,664,000
2	令和6年度 金田蛭田地区マンホール蓋交換工事	マンホール蓋交換工事	R6.7.17から R6.9.30まで	東建設株	2,967,800
3	令和6年度 下宮田3号ポンプ室建築付帯設備等更新工事	下宮田3号ポンプ室の内装、ファン、給水管更新工事	R6.8.9から R6.10.31まで	株第一テクノ	2,024,000
4	令和6年度 下宮田3号ポンプ室建築付帯設備等更新工事施工監理業務委託	下宮田3号ポンプ室の内装、ファン、給水管更新工事のための監督業務	R6.8.9から R6.10.31まで	日本水工設計株	363,000
5	令和6年度 東部処理区本管改築工事	本管更生工事	R6.10.10から R7.3.31まで	㈲石渡技建	35,838,000
6	令和6年度 東部処理区本管改築工事施工監理業務委託	本管更生工事のための監督業務	R6.10.1から R7.3.31まで	日本水工設計株	1,221,000
7	令和6年度 東部処理区マンホール蓋交換工事	マンホール蓋交換工事	R6.11.29から R7.3.31まで	株戸部組	27,095,200
8	令和6年度 東部処理区マンホール蓋交換工事施工監理業務委託	マンホール蓋交換工事のための監督業務	R6.11.29から R7.3.31まで	日本水工設計株	1,221,000
9	令和6年度 上宮田2号・4号マンホールポンプ制御盤等更新工事	上宮田2号・4号マンホールポンプ制御盤更新工事	R6.12.18から R7.3.31まで	株第一テクノ	14,817,000
10	令和6年度 上宮田2号・4号マンホールポンプ制御盤等更新工事施工監理業務委託	上宮田2号・4号マンホールポンプ制御盤更新工事のための監督業務	R6.12.18から R7.3.31まで	日本水工設計株	440,000
11	令和6年度 東部浄化センター監視制御設備等更新工事その3	遠隔監視装置および中継装置の設置及び配線工事	R7.1.7から R7.3.31まで	英和株	4,422,000
12	令和6年度 東部浄化センター凝集剤添加装置設置工事	凝集剤添加装置設置工事	R7.1.8から R7.3.31まで	英和株	16,390,000
13	令和6年度 東部浄化センター凝集剤添加装置設置工事施工監理業務委託	凝集剤添加装置設置工事のための監督業務	R6.1.17から R7.3.31まで	日本水工設計株	682,000
14	令和6年度 金田皆ヶ久保地区マンホール蓋交換工事	マンホール蓋交換工事	R7.3.1から R7.3.31まで	ミツワ建設株	1,144,000
15	令和6年度 東部浄化センター管理棟他鉄蓋更新工事	東部浄化センター内の蓋交換工事	R7.3.5から R7.3.31まで	株戸部組	1,629,980

複数年業務

No	工事名称等	工事概要等	工期等	請負事業者	事業費(円/税込)
1	令和5年度 東部処理区本管改築工事	本管更生工事	R5.11.27から R6.6.28まで	㈲石渡技建	16,621,000
2	令和5年度 東部処理区本管改築工事施工監理業務	本管更生工事のための監督業務	R5.12.20から R6.6.28まで	日本水工設計株	1,463,000
3	令和5年度 東部浄化センター監視制御設備等更新工事その1	遠隔監視装置の製作	R6.1.12から R7.3.31まで	安川オートメーション・ドライブ株	44,770,000
4	令和5年度 東部浄化センター自家発電設備等更新工事	東部浄化センターの自家発電設備更新工事	R6.1.12から R7.3.31まで	株第一テクノ	199,273,800
5	令和5年度 金田中継センター監視計装盤等更新工事	金田中継センターの監視計装盤更新工事	R6.1.12から R7.3.31まで	㈲三久電設	53,900,000
6	令和5年度 下宮田3号マンホールポンプ自家発電設備等更新工事	下宮田3号ポンプ室の自家発電設備更新工事	R6.1.12から R7.3.31まで	株第一テクノ	27,966,400
7	令和5年度 東部浄化センター自家発電設備等更新工事及び遠隔監視システム設置工事のための監督業務	東部浄化センターの自家発電設備更新工事及び遠隔監視システム設置工事のための監督業務	R6.1.12から R7.3.31まで	日本水工設計株	12,628,000
8	令和5年度 金田中継センター監視計装盤等更新工事施工監理業務	金田中継センターの監視計装盤更新工事のための監督業務	R6.1.12から R7.3.31まで	日本水工設計株	1,870,000
9	令和5年度 下宮田3号マンホールポンプ自家発電設備等更新工事施工監理業務	下宮田3号ポンプの自家発電設備更新工事のための監督業務	R6.1.12から R7.3.31まで	日本水工設計株	1,221,000

※朱書きは市内事業者を示す。

表7 令和6年度 増築工事に係る業務(詳細設計業務委託等含) 一覧

No	工事名称等	工事概要等	工期等	請負事業者	事業費(円/税込)
1	令和6年度 金田岩浦地区マンホールポンプ設置工事	既設管路の延伸に伴うマンホールポンプ新設工事	R6.11.1から R7.3.31まで	株第一テクノ	9,042,000
2	令和6年度 上宮田岩井口地区整備工事	取付管の新設工事	R7.1.20から R7.3.31まで	(有)石井設備工業	1,067,000
3	令和6年度 上宮田・下宮田地区枝線管渠増築工事詳細設計業務委託	既設管路の延伸のための設計	R6.7.25から R7.3.28まで	日本水工設計株	7,040,000

複数年業務

No	工事名称等	工事概要等	工期等	請負事業者	事業費(円/税込)
1	令和5年度 金田岩浦地区枝線管渠増築工事	既設管路の延伸工事	R6.9.12から R7.3.31まで	株オガワ	19,497,500
2	令和5、6年度 金田岩浦地区枝線管渠施工監理業務委託	既設管路の延伸工事のための監督業務	R6.9.26から R7.3.31まで	日本水工設計 (株)	1,629,100



令和6年度 東部浄化センター凝集剤添加装置設置工事



施工前

施工中

施工後

令和6年度 東部処理区本管改築工事 (管更生工事)

(4) 維持管理部門（処理場・ポンプ場）

維持管理とは、施設（本項目では処理場・ポンプ場）の修繕及び維持の総称を意味する。修繕とは、老朽化又は故障した設備について、損傷した施設の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。維持とは、施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等の当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものを意味する。

維持管理部門（処理場・ポンプ場）における要求水準の達成状況は表8のとおりであり、すべての項目に適合していることを確認した。（添付資料7参照）

表8 維持管理(処理場・ポンプ場)に関するモニタリング結果(詳細は添付資料7 市モニタリング確認様式参照)

部門	モニタリング細目数 (個)	判定件数 (件)	適合件数 (件)	不適合件数 (件)
ア 計画策定	4	26	26	0
イ リスク管理	3	24	24	0
ウ 運転管理	29	246	246	0
エ 保全管理	6	66	66	0
オ その他	4	37	37	0
計	46	399	399	0

※1 モニタリング項目ごとに判定頻度(毎年、毎月など)が異なるため、モニタリング項目1項目に対して

年間で12回判定するものや1回判定するもの等がある。また、当該月等に実施する必要がない項目もある。

ア 計画策定

要求水準書では、事業開始時に契約した事業期間20年間の長期維持管理計画を策定すること、また、各期の中期維持管理計画、当該年度の年度維持管理計画、月間維持管理計画を策定することを規定している。各維持管理計画は、水質管理計画、汚泥管理計画、保守点検計画、エネルギー管理計画、リスク対応計画、安全衛生管理方針、点検・調査計画、修繕計画により構成される。

今年度は第一期の最終年にあたり、当初計画したとおりに適切な維持管理が実施できているか、第二期の開始にあたり新たな中期維持管理計画、新年度維持管理計画が適切に策定されているか等を市は確認した。

イ リスク管理

要求水準書では、緊急時及び災害対応等業務として、常に迅速な対応がとれるよう、事前に市と協議のうえ、緊急時及び災害対応等における連絡体制、出勤体制及びその基準について定めることと規定している。また、リスク発生に対する対応結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて計画の見直しを実施することを規定している。

今年度は、上記の業務継続計画（B C P計画）に基づいたリスク対応は発生しなかった。そのため、見直しの必要は生じなかった。

なお、本計画に基づき、災害発生時における市と運営権者の役割分担や市との情報連携などの職員教育や訓練が実施されていることについて確認した。

ウ 運転管理

(ア) 水質管理

要求水準書では、東部浄化センターの放流水質基準を表9のとおりとし、放流水質基準が満たされていることを確認するため、法定試験や独自に項目及び頻度を定めた試験等を行うことを定めている。また、放流水質基準を遵守するために、流入水量、水質等の情報に基づき運営権者自らが安定的運用を図るため、運転操作上の指針とする水質管理目標値を設定し、適切に運転操作を行うこと等を定めている。

市は、運営権者が水質汚濁防止法や下水道法等に規定する法定試験（放流水）、管理のための試験、監視のための試験を適切に実施していることを確認した。また、要求水準に沿った放流水質基準を遵守しており、全ての月で要求水準に適合したことを各月の報告書及びモニタリングにより確認した。【測定結果は添付資料4・5参照】

また、中央運転監視と水質試験結果から処理状況を解析し、水質管理目標の範囲内となるように速やかにゲート開度や送風量などの運転パラメーターを調整し、個々の施設の能力を踏まえた操作の実施を適切に対応していたことを確認した。なお、悪質排水の流入は確認されなかった。

表9 放流水質基準

項目	(単位)	要求水準 ^{※1}	下水道事業 計画値	法令上の制約	
				基準値	根拠法令
p H	—	6.0～8.0	—	5.8～8.6	下水道法施行令（第6条）
B O D	(mg/l)	15.0以下	15.0以下	15	下水道法施行令（第6条）
C O D	(mg/l)	15.0以下	—	25 (20) ^{※2,※3}	水質汚濁防止法
S S	(mg/l)	10.0以下	—	40 ^{※3}	下水道法施行令（第6条）
全窒素	(mg/l)	20.0以下	—	30 ^{※3}	水質汚濁防止法
全燐	(mg/l)	2以下	—	4 ^{※3}	水質汚濁防止法
大腸菌群数	(個/ml)	30以下	—	3,000	下水道法施行令（第6条）

※1 常時放流水質に求める基準とする。

※2 ()内は、日平均を示す。

※3 「神奈川県大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」に基づく、上乗せ基準値を記載。

(イ) 汚泥管理

要求水準書では、処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質の維持につなげるため、適切に汚泥の処理を行うこととし、その方策として、汚泥管理計画を策定すること、含水率80%以下の汚泥を市が指定する㈱三浦資源ユーズへ搬出することを定めている。

市は、汚泥の搬出が要求水準の条件に合致して適切に実施されていることを確認した。また、年2回の法定汚泥試験について適正に実施し、基準値からの逸脱がなかったことを確認した。

(ウ) 騒音規制

要求水準書では、神奈川県条例に規定される騒音規制基準を遵守することを定めている。

市は、本事業開始前にも騒音上の被害がなかったことを踏まえ、苦情の有無をもって騒音規制値超過有無を確認することとし、令和6年度においては、一度も苦情がなかったことを確認した。

(エ) 悪臭

要求水準書では、悪臭防止法による悪臭原因の排出の規制地域の指定等に規定する規制基準を遵守することを規定している。

市は、市民等からの苦情の有無の確認や、運営権者による臭気測定により、令和6年度においては、規制値の超過や苦情の発生がなかったことを確認した。

(オ) エネルギー管理について

要求水準書では、現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握の上、エネルギー管理計画を策定することと規定している。

運営権者はこれを受け、流入する下水量に対する電力使用量（電力原単位）を管理目標とした。エネルギーの削減方法としては、放流水質と電力使用量原単位の二軸管理を実践し、水質管理と省エネルギーの相互関係から最適な運転管理を検討する。

市は、運営権者が電力原単位の令和6年度の目標値を太陽光発電導入前の令和4年同月を比較対象とし、適切な運転管理の検証を実施していることを確認した（表10及び図7参照）。なお、設備更新により高効率機器や低消費電力機器への更新により省電力化が進むまでは、運転操作の工夫、適切な運転操作方法により省電力化を進めている。

(カ) 安全管理について

要求水準書では、現状の安全衛生管理手法を把握の上、安全管理方針を策定し、運転管理業務を実施することを定めている。

市は、運営権者により作成された安全衛生管理方針において、安全衛生教育及び労働災害防止対策が規定されていること、安全衛生会議会議録にて規定に基づき安全かつ安定的に維持管理業務を遂行していることを確認した。

表10 東部浄化センターにおける電力使用量と電力原単位

年	項目	単位	2024年										2025年			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
2024年度	汚水処理水量	[m ³ /月]	128,245	132,021	136,096	134,058	133,357	124,705	130,990	129,899	132,158	126,361	116,029	133,467		
	電力使用量(買電)	[kWh/月]	87,770	92,370	72,710	74,920	86,450	81,420	81,200	72,350	72,620	72,570	58,150	66,970		
	太陽光発電量※	[kWh/月]	0	0	23,335	30,664	23,931	25,005	17,133	13,857	15,217	16,295	20,496	20,619		
	電力使用量 (買電+太陽光)	[kWh/月]	87,770	92,370	96,045	105,584	110,381	106,425	98,333	86,207	87,837	88,865	78,646	87,589		
	電力原単位 I (買電のみ)	[kWh/m ³]	0.68	0.70	0.53	0.56	0.65	0.65	0.62	0.56	0.55	0.57	0.50	0.50		
	電力原単位 II (買電+太陽光)	[kWh/m ³]	0.68	0.70	0.71	0.79	0.83	0.85	0.75	0.66	0.66	0.70	0.68	0.66		
2023年度	汚水処理水量	[m ³ /月]	123,845	129,994	139,189	130,580	129,356	126,243	129,891	126,236	130,879	128,763	123,601	136,756		
	電力使用量	[kWh/月]	97,250	100,020	109,060	105,920	109,250	103,740	92,400	93,490	93,030	95,110	84,540	91,090		
	電力原単位	[kWh/m ³]	0.79	0.77	0.78	0.81	0.84	0.82	0.71	0.74	0.71	0.74	0.68	0.67		
2022年度	汚水処理水量	[m ³ /月]	137,301	147,029	134,247	140,516	137,115	132,200	134,763	127,910	134,680	130,043	118,022	131,256		
	電力使用量	[kWh/月]	92,580	97,370	105,300	110,020	113,530	107,590	102,250	98,210	100,000	103,320	93,910	101,720		
	電力原単位	[kWh/m ³]	0.67	0.66	0.78	0.78	0.83	0.81	0.76	0.77	0.74	0.79	0.80	0.77		

※太陽光発電は、2024年6月から稼働

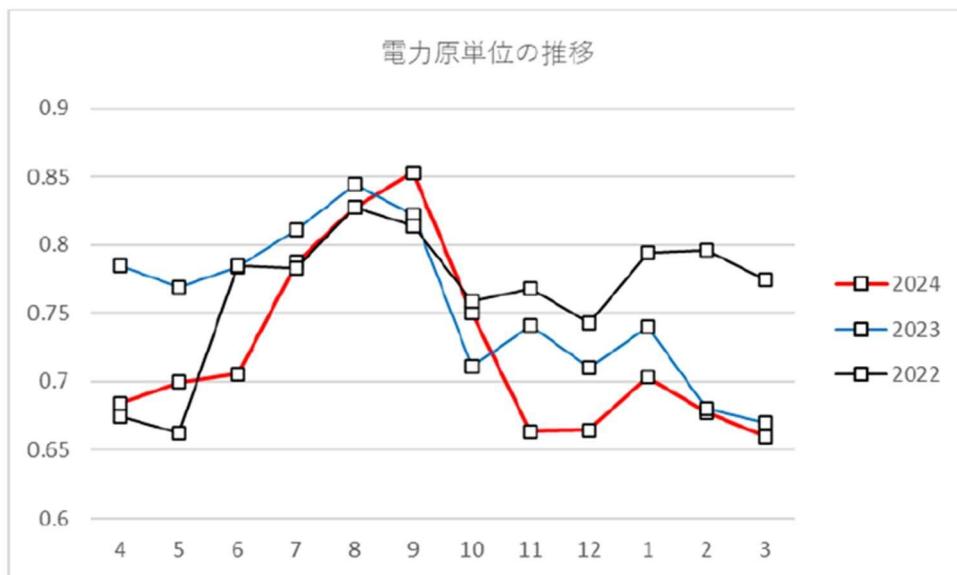


図7 東部浄化センターの使用電力量及び電力原単位ⁱⁱⁱ

エ 保全管理

(ア) 保守点検

要求水準書では、常に各機器が正常に稼働するよう、各機器に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃並びに異常が発見された場合における調整・修理・取替等の実施を行うことや、日常・定期・法定点検を行うことを定めている。

市は、故障報告書や月間維持管理報告書により、運営権者が各機器の異常の有無及び作動状況を日々の点検や定期点検により確認し、不具合や故障が発見された場合には、故障・不具合のレベルを判断し、修理、取替、経過観察などを実施していることを確認した。

(イ) 調査

要求水準書では、今後実施される改築工事の時期及び範囲を特定するために必要なデータを取集するため、目視・聴覚等による定性的な把握や、調査対象の特性に応じた測定機器等を用いて施設等の劣化の状態を確認し、記録することを定めている。

市は、運営権者が調査計画を作成し、設備の調査を行ったことを確認した。

(ウ) 修繕

要求水準書において、揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、修繕計画を策定し、予防保全的修繕、事後保全的修繕に区分し、修繕を実施することを規定している。

市は、運営権者が策定した修繕計画に基づき、設備の重要度が高く、老朽化の進捗を目視・聴覚や測定機器を用いて把握することが可能な設備については、状態監視保全として予防保全的修繕を実施していることを確認した。また、突発的に発生した故障、事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、速やかに修繕を実施していることを確認した。

オ その他

要求水準書では、取得したデータに関し電子化やバックアップの保存等の適切な取り扱いを行うこと、物品等の調達・管理に関し適切な品質及び規格の物品等を調達し、適切に管理を行うこと、外構の美観を保つこと等を定めている。

市は、運営権者がこれらの項目に関し、適正な維持管理を行っていることを確認した。



運営権者による水質検査



運営権者による処理場保守点検作業

(5) 維持管理部門（管路施設）

維持管理とは、施設（本項目では管路施設）の修繕及び維持の総称を意味する。修繕とは、老朽化又は故障した設備について、損傷した箇所の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。維持とは、施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等の当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものを意味する。

要求水準書では、運営権者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接市民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること。また、運営権者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めることと規定されている。

維持管理部門（管路施設）における要求水準の達成状況は表11のとおりであり、すべての項目に適合していることを確認した。（添付資料7参照）

表11 維持管理(管路施設)に関するモニタリング結果(詳細は添付資料7 市モニタリング確認様式参照)

部門	モニタリング細目数 (個)	判定件数 (件)	適合件数 (件)	不適合件数 (件)
ア 計画策定	2	13	13	0
イ 保全管理	10	64	64	0
ウ 安全管理	16	143	143	0
エ 住民対応	2	18	18	0
オ その他	2	13	13	0
計	32	251	251	0

※1 モニタリング項目ごとに判定頻度(毎年、毎月など)が異なるため、モニタリング項目1項目に対して

年間で12回判定するものや1回判定するもの等がある。また、当該月等に実施する必要がない項目もある。

ア 計画策定

要求水準書においては、長期維持管理計画書、中期維持管理計画書、年度維持管理計画書、月間維持管理計画書の作成を定めている。各維持管理計画書では、保守点検計画、点検・調査計画、エネルギー管理計画、リスク対応計画、修繕計画、安全衛生管理指針について定めることとなっている。

市は、これらの計画が適正に作成されたことを確認した。

イ 保全管理

(ア) 保守点検

要求水準書においては、全路線を対象として表12に掲げる事項を行い、実施周期については老朽管の増加割合に応じて変更することを定めている。

市は、月次報告書や巡視記録表により点検の有無等を把握し、問題なく実施されていることを確認した。なお、巡視約300kmは20年での総量であり、今年度の巡視数量は11.5kmである。マンホールポンプの毎月の巡視点検及び機器点検も含め実施されていることを確認した。

表12 実施箇所及び実施数量

種別	工種例	実施数量	備考
巡視	—	約300km	
伏越し清掃	—	2箇所	5年に1回を想定
マンホールポンプ 巡視点検	—	14箇所	各箇所毎月点検を想定
マンホールポンプ 機器点検	—	14箇所	各箇所年2回点検を想定

(イ) エネルギー管理

要求水準書においては、現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類を把握の上、有効と考えられるエネルギー削減方法と設備の運転操作方法について検討したエネルギー管理計画を策定することや、エネルギー管理目標を達成するために各マンホールポンプ施設・設備の適切な運転、操作及び監視を行うこと、エネルギー管理計画の評価と必要に応じた見直しを図ることを定めている。

市は、上記のとおり、適切にエネルギー管理計画が策定され、マンホールポンプの電力使用量について適切な操作・監視を行っていることを毎月の報告書及び聴き取りにより確認した。

(ウ) 修繕

要求水準書では、管路施設の機能に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、修繕計画を策定し、予防保全的修繕、事後保全的修繕を実施することを定めている。

市は、故障報告書（マンホールポンプ等）や聴き取りにより、突発的に発生した故障・事故に対して、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、速やかに修繕を実施していることを確認した。

ウ 安全管理

要求水準書では、安全管理について「一般的事項」、「安全衛生管理方針」、「公衆災害防止」に大別し、その中で公衆公害の防止、労働災害・物件損害の未然防止、

労働安全衛生法・酸素欠乏症等防止規則等の遵守、職員への安全教育の徹底、労働災害防止策の実施、現場作業中の安全確保等を規定している。

市は、毎月の報告や作業日報、安全教育実施記録、聴き取りにより、安全対策について問題なく実施していることを確認した。なお、今年度も運営権者による現場作業中等における事故発生件数は0件であった。また、全国的な下水道管路における事故を受けて、運営権者が緊急で市内の管路等について点検調査を行った。その結果、緊急を要する異常は確認されなかったことを確認した。

エ 住民対応

要求水準書では、業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること、また地域住民等から苦情、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに市に報告することと規定している。

市は、運営権者が住民通報等によるマンホール周辺舗装損傷、マンホール蓋ガタツキ、汚水つまりへの対応を要求水準どおり適切に行っていることを月次報告書や聴き取りにより確認した。

オ その他

要求水準書では、維持管理（管路施設）全般にわたり道路使用許可条件を遵守し、作業記録簿を作成すること、物品等の調達・管理においては、適切な品質及び規格のものを調達し適切に管理することを規定している。

市は、運営権者がこれらの項目に関し、適正な維持管理を行っていることを確認した。



人孔内点検



人孔内360°カメラ画像



人孔内管口カメラ画像

運営権者による管路施設の緊急点検作業

(6) 任意事業部門

運営権者は、実施契約書、募集要項、要求水準書、モニタリング基本計画書及び提案書類に従い、任意事業を実施することができると規定されている。また、運営権者は、本任意事業の実施に当たっては、主たる事業及び附帯提案事業の継続に影響を与えないようにリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用又は損害並びに任意事業に関して主たる事業及び附帯提案事業に生じた増加費用又は損害はすべて運営権者の負担としている。

そのうえで、運営権者から提案された事項は以下のとおりである。

ア 下水道資源を活用した高付加価値作物の生産事業

下水道資源(再生水、汚泥、下水熱等)は様々な形で有効利用が可能であり、窒素や磷等の栄養分を豊富に含む下水汚泥の肥料化による農業利用や、再生水の農業用水利用、ハウス栽培への下水熱利用等、農業に関わる分野での生産性を向上させ、地域の資源循環に貢献できる可能性が期待されている。現在、本市処理場での下水汚泥については、三浦地域資源ユーズの運営する三浦バイオマスセンターに搬入し、汚泥発酵肥料として再生され販売されており、循環型社会に貢献している。

運営権者からは、国交省の推進するB I S T R O下水道の実現を目指すため、コンテナハウス及びビニールハウスにより高付加価値作物の生産技術の確立に取り組むという提案があった。第一フェーズでは、農業利用ハウスを処理場内に2棟設置し、特產品として有望な高付加価値作物の選定を行うこととなった。なお、作物の選定にあたっては、三浦初声高校都市農業科や市内農家と協働し選定を進めていくこととなっている。

今年度は、市内在住者を雇用し、農作物栽培に従事いただくとともに、設置した施設内においてイチゴやコーヒー、ミニバナナ等の高付加価値となり得る作物の選定及び栽培技術の確立を図ったことを確認した。また、地域連携の一環として三浦初声高校在校生の処理場見学会や現地作業会、下水道処理に係る出前授業、東京大学特任准教授による下水道にかかる講演会を実施していることを確認した。

市は、財務管理状況や、事業工程管理、実施体制についてモニタリングを行い、下水道事業とは別に切り離し財務管理を行っていること、令和6年度中の栽培開始までの進捗管理ができていること、実施体制が確保されていること、地域連携活動について実施できていることを確認した。（表13及び添付資料7参照）

表13 任意事業に関するモニタリング結果(詳細は添付資料7 市モニタリング確認様式参照)

部門	モニタリング細目数 (個)	判定件数 (件)	適合件数 (件)	不適合件数 (件)
ア 経営管理	8	60	60	0
イ 施設管理	5	27	27	0
ウ 栽培管理	2	20	20	0
計	15	107	107	0

※1 モニタリング項目ごとに判定頻度(毎年、毎月など)が異なるため、モニタリング項目1 項目に対して

年間で12回判定するものや1回判定するもの等がある。また、当該月等に実施する必要がない項目もある。

イ B-DASHを活用した省エネ水処理技術の導入

事業開始前に運営権者により、運営権者株主企業である東芝が開発した水処理新技術である回転纖維ユニット(Rotating Biological Contactor:RBC)の導入を、国交省が実施する革新的な技術実証研究事業であるB-DASH事業として実施を目指すことを提案された。今年度は実施に向けた検討を行ったが、本市処理場の処理方法(標準活性汚泥法)においてはRBCが適さないことが判明したため、返流水によるパイロットプラント実証試験に計画を変更し、実施に向けた検討を行ったことを市は確認した。なお、事業実施前のためモニタリング確認項目はない。

ウ 技術実証フィールドの提供

運営権者に運営権を委ねている施設を技術実証フィールドとして、大学や民間企業等に提供することを運営権者から提案を受けた。今年度は技術実証の評価について構成員各社が支援する体制を検討実施したこと、事業概要の発信や募集を行うホームページが開設されたことを確認した。なお、ホームページ開設は年度末となり、応募がなかったため、モニタリング確認項目はない。



高付加価値作物の生産技術の確立のためのビニールハウス



処理場内コンテナハウス



イチゴ生育状況



コーヒー生育状況



ミニバナナ生育状況



運営権者主催の東京大学特任准教授による下水道特別講演会

4 報告書中用語解説

ⁱ 契約後 VE：主として、施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施工方法等について、技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って、設計図書を変更するとともに、契約額の縮減額の一部をインセンティブとして、受注者に支払うことを前提とした減額変更を行う形式。

ⁱⁱ BOD：(生物化学的酸素要求量)とは、微生物が、水中の有機物を分解する際に必要とする酸素の量のこと。一般的に BOD の値が大きいほど、水中に存在する有機物の量が多いことを示し、水中の汚濁の程度が大きい。

COD：(化学的酸素要求量)とは、化学薬品（酸化剤等）が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量を示し、一般に COD の値が大きいほど、汚濁の程度が大きい。

SS：(浮遊物質量)とは、水中に浮遊して溶解していない物質のうち、網目 2mm のふるいを通過し、1,000 分の 1 mm のろ紙上に残留するもの。SS の値が大きいほど、水中に存在する浮遊物の量が多いことを意味し、浮遊物による汚濁の程度が大きい。

全窒素：水中の窒素の総量のこと。

全燐：水中の燐の総量のこと。

大腸菌群数：人畜の排泄物などによる水の汚れの尺度を示す指標。

ⁱⁱⁱ 電力原単位：消費したエネルギーの指標である電力量を、処理水量で除したもの。

1 m³ 処理するためにどの程度電力を使用したかの指標となる。値が低いほど、省電力化できていると理解される。

貸 借 対 照 表

2025年 3月31日 現在

三浦下水道コンセッション株式会社

(単位：円)

【資産の部】**【流動資産】**

現金及び預金	96,858,867
売掛金	116,358,114
前払費用	527,557
未収入金	3,781,910
立替金	7,145,461
未収消費税	1,833,755
未収還付法人税等	637,100
流動資産合計	227,142,764

【固定資産】

(有形固定資産)

構築物	7,413,038
機械装置	9,819,729
車両運搬具	263,933
工具器具備品	3,628,065
減価償却累計額	△3,765,473
有形固定資産合計	17,359,292

(無形固定資産)

ソフトウェア	915,003
公共施設等運営権	9,000,000
更新投資資産	5,787,263,239
無形固定資産合計	5,797,178,242

(投資その他の資産)

長期前払費用	2,061,167
投資その他の資産合計	2,061,167
固定資産合計	5,816,598,701

【繰延資産】

創立費	400,309
開業費	16,955,092
繰延資産合計	17,355,401
資産合計	6,061,096,866

【負債の部】**【流動負債】**

短期借入金	43,622,962
1年以内返済長期借入金	2,222,500
未払金	498,332,519
未払費用	30,789,034
未払法人税等	90,000
前受金	6,503,082
短期更新投資負債	232,929,906
流動負債合計	814,490,003

【固定負債】

長期借入金	28,892,500
長期更新投資負債	5,097,785,153
固定負債合計	5,126,677,653
負債合計	5,941,167,656

【純資産の部】**【株主資本】**

【資本金】	41,275,000
【資本剰余金】	
資本準備金	41,275,000

　　資本剰余金合計 41,275,000

【利益剰余金】	
(その他利益剰余金)	
繰越利益剰余金	37,379,210
その他利益剰余金合計	37,379,210
利益剰余金合計	37,379,210
株主資本合計	119,929,210
純資産合計	119,929,210
負債純資産合計	6,061,096,866

損益計算書
自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

三浦下水道コンセッション株式会社

【部門】 001

主たる事業&附帯事業

(単位：円)

売上高	199,238,243
売上原価	140,112,952
売上総利益	59,125,291
販売費及び一般管理費	27,268,715
営業利益	31,856,576
営業外収益	
雑収入	3,596,200
営業外収益計	3,596,200
営業外費用	
支払利息	742,657
創立費償却	133,435
開業費償却	5,651,696
雑損失	2,536,100
営業外費用計	9,063,888
経常利益	26,388,888
税引前当期純利益	26,388,888
法人税、住民税及び事業税	5,754,435
法人税等合計	5,754,435
当期純利益	20,634,453

損 益 計 算 書

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

三浦下水道コンセッション株式会社

【部門】 002

任意事業

(単位：円)

売上高	0
売上原価	3,062,470
売上総利益	△3,062,470
販売費及び一般管理費	940,589
営業利益	△4,003,059
営業外収益計	0
営業外費用計	0
経常損失	△4,003,059
税引前当期純損失	△4,003,059
法人税等合計	0
当期純損失	△4,003,059

キャッシュ・フロー計算書

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日

(単位：円)

I	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	税引前当期純利益	22,385,829
	減価償却費	3,385,070
	支払利息	742,657
	売上債権の増減額	△ 56,233,571
	その他流動資産の増減額	3,865,789
	その他流動負債の増減額	420,977,426
	その他	△ 382,167,662
	小計	12,955,538
	利息の支払額	△ 641,767
	法人税等の支払額	△ 18,001,500
	営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,687,729
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,882,778
	無形固定資産の取得による支出	△ 100,000
	更新投資による支出	△ 75,211,400
	更新投資による収入	64,808,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,386,178
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	長期借入金の返済による支出	△ 12,223,750
	短期借入れによる収入	43,522,072
	財務活動によるキャッシュ・フロー	31,298,322
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V	現金及び現金同等物の増減額	13,224,415
VI	現金及び現金同等物の期首残高	83,634,452
VII	現金及び現金同等物の期末残高	96,858,867

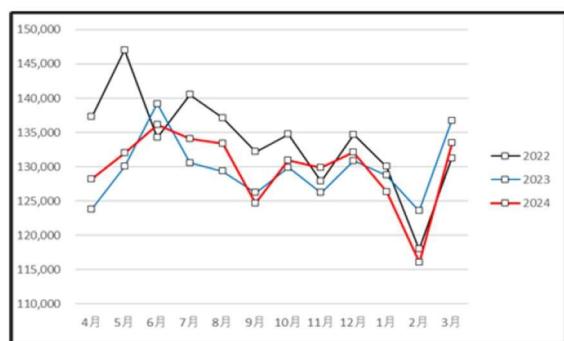
汚水処理関係データ

表 24 東部浄化センター施設概要・2024 年度処理実績

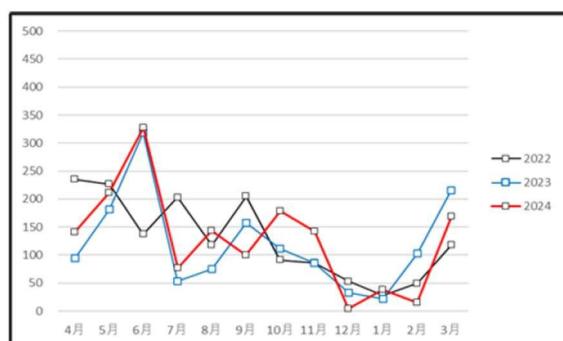
計画		実績	
項目	現況(2024年度末)	項目	2024年度
処理方式	標準活性汚泥法	処理方式	標準活性汚泥法
処理能力(m^3 /日)	7,406	年間流入量(m^3)	1,557,386
日最大流入量(m^3 /日)	11,244	年間平均流入量(m^3 /日)	4,267
系列数	1.5(3池)	日最大流入量(m^3 /日)	7,600 ※1
		時間最大流入量(m^3/h)	501 ※2
		系列数	1.5(3池)

※1 日最大流入量計測日は 2024 年 6 月 18 日。降雨量 126.5mm/日。

※2 時間最大流入量計測日は 2024 年 6 月 18 日。降雨量 126.5mm/日



東部浄化センター汚水流入量の推移



三浦市内降雨量の推移

図9 東部浄化センター処理状況の推移

東部浄化センター汚水流入量の推移より、令和 6 年度の汚水流入量は月により多少の差異はあったものの、総量としては作年度とほとんど変化は無かった。

令和 6 年度の日平均汚水流入量は $4,267 m^3$ /日。令和4年度($4,397 m^3$ /日)より 3.0% 減少。令和 5 年度($4,255 m^3$ /日)より 0.1% 増加した。

表 25 金田中継センター施設概要・処理実績

項目	現況(2024年度末)	項目	2024年度実績
計画水量(m^3 /分)	5.98	年間流入量(m^3)	1,255,480
揚水能力(m^3 /分)	17.7	日最大流入量(m^3 /日)	6670 ※1
		時間最大流入量(m^3 /h)	580 ※2

※1 日最大流入量計測日は 2024 年 6 月 18 日。降雨量 126.5mm/日。

※2 時間最大流入量計測日は 2024 年 6 月 18 日。降雨量 126.5mm/日

金田中継センター流入状況の推移

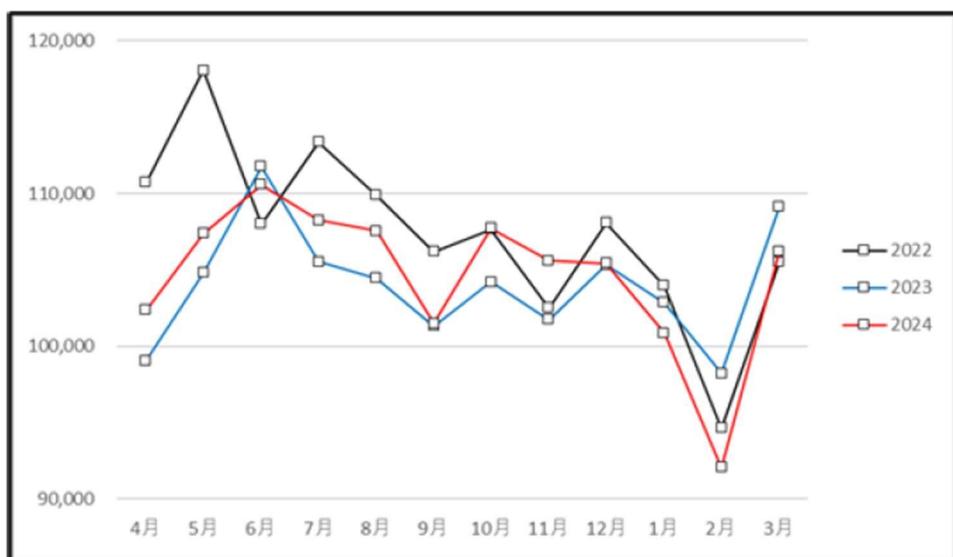


図 10 金田中継センター汚水流入量の推移

金田中継センター汚水流入量の推移より、令和 6 年度の汚水流入量は月により多少の差異はあったものの、総量としては作年度とほとんど変わらなかった。

令和 6 年度(2024 年度)の日平均汚水流入量は $3,430 m^3$ /日。令和 4 年度($3,530 m^3$ /日)より 2.6% 減少。令和 5 年度($3,411 m^3$ /日)より 0.5% 増加した。

令和6年度 水質管理実績

表 14 水質管理実績 実施状況

項目	確認書類	確認頻度	実施状況	実施回数	
				計画	実績
a:法定試験(放流水)	水質精密試験成績報告書 ※1	2回/月	法定試験結果の確認実施	24	24
b:管理のための試験	水質管理日報	毎日	水質試験結果の確認実施	365	365
c:監視のための試験	LCD日報 ※2	毎日	常時監視測定値の確認実施	365	365

※1 株式会社オオスミからの計測結果。実施計画書記載の法定試験 C に該当した水質試験内容。

※2 LCD ディスプレイ (Liquid Crystal Display)

表 15 水質試験(b)管理のための試験 要求水準の達成状況

項目	単位	法令上の制約 基準値 下水道法施行令 水質汚濁防止法	法定基準 遵守回数	要求水準値 ※ 1	法定分析		要求水準 達成回数	要求水準 達成率		
					実施回数					
					計画	実績				
p H	-	5.8~8.6	24	6.0~8.0	24	24	24	100%		
B O D	mg/L	15	24	15.0以下	24	24	24	100%		
C O D	mg/L	25(20)※2,3	24	15.0以下	24	24	24	100%		
S S	mg/L	40※3	24	10.0以下	24	24	24	100%		
全窒素	mg/L	30※3	24	20.0以下	24	24	24	100%		
全燐	mg/L	4	24	2以下	24	24	24	100%		
大腸菌群数	個/mL	3,000	24	30以下	24	24	24	100%		

※1當時放流水質に求める基準 ※2()内は、日平均を示す

※3「神奈川県大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3 条第3 項の規定による排水基準を定める条例」に基づく、上乗せ基準値を記載。

表 16 水質管理目標の達成状況

項目	単位	水質管理目標値	確認回数		管理目標 達成回数	管理目標 達成率(%)
			計画	実績		
アルカリ度	mg/L	40-120	365	365	365	100.0
DO(4槽目)	mg/L	1.0以下	365	365	365	100.0
ORP(3槽目)	mV	40-120	365	365	362	99.2
MLSS(春夏秋)	mg/L	1400-1800	214	214	210	98.1
MLSS(冬)	mg/L	1500-1900	151	151	151	100.0
HRT	H	6-18	365	365	365	100.0
ASRT	D	3-14	24	24	24	100.0
BOD-SS負荷	Kg/kg/d	0.1-0.3	24	24	24	100.0
NH4-N	mg/L	-	-	-	-	-

水質管理目標は、放流水質基準の遵守を目的に、流入水量・水質等の情報に基づき運営権者自らが安定的運用を図るため、運転操作上の指針とするものである。本目標値はあくまで水質異常の予兆把握等を目的として設定しているため、目標範囲逸脱が即座に法令基準値や要求水準

値の逸脱につながるものではない。

今年度は ORP で3件、MLSS で4件管理目標の基準外があったが、放流水質に影響がないことを確認した。今年度は、設定値について特段の見直しを行わなかった。

令和 6 年度 汚泥管理実績

表 17 汚泥管理実績と実施状況

項目	確認書類	確認頻度	実施状況	実施回数	
				計画	実績
a:法定試験(汚泥)	汚泥精密試験成績報告書 ※1	2回/年	法定試験結果の確認実施	2	2
管理のための試験	汚泥管理日報	毎日	汚泥試験結果の確認実施	365	365

表 18 汚泥溶出試験 試験結果

項目	単位	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令 (別表1)	試験日	判定	試験日	判定	達成率
			2024年7月18日		2024年12月5日		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと ※1	0.0005未満	○	0.0005未満	○	100%
水銀又はその化合物	mg/L	0.005	0.0005未満	○	0.0005未満	○	100%
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.3	0.009未満	○	0.009未満	○	100%
鉛又はその化合物	mg/L	0.3	0.05	○	0.2	○	100%
有機リン化合物	mg/L	1	0.01未満	○	0.01未満	○	100%
六価クロム化合物	mg/L	1.5	0.05未満	○	0.05未満	○	100%
砒素又はその化合物	mg/L	0.3	0.01	○	0.03	○	100%
シアノ化合物	mg/L	1	0.05未満	○	0.05未満	○	100%
PCB	mg/L	0.003	0.0005未満	○	0.0005未満	○	100%
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	0.001未満	○	0.001未満	○	100%
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.001未満	○	0.001未満	○	100%
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.02未満	○	0.02未満	○	100%
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.002未満	○	0.002未満	○	100%
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.004未満	○	0.004未満	○	100%
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	0.02未満	○	0.02未満	○	100%
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.04未満	○	0.04未満	○	100%
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	0.001未満	○	0.001未満	○	100%
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.006未満	○	0.006未満	○	100%
1,3-ジクロロプロベン	mg/L	0.02	0.002未満	○	0.002未満	○	100%
チラウム	mg/L	0.06	0.006未満	○	0.006未満	○	100%
シマジン	mg/L	0.03	0.003未満	○	0.003未満	○	100%
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.02未満	○	0.02未満	○	100%
ベンゼン	mg/L	0.1	0.01未満	○	0.01未満	○	100%
セレン又はその化合物	mg/L	0.3	0.01未満	○	0.01未満	○	100%

備考

※1 アルキル水銀の基準値の"検出されないこと"とは、分析定量下限値をさすため"0.0005mg/L未満"と記載している。

表 19 汚泥含有量試験 試験結果

項目	単位	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(別表1)	試験日	判定	試験日	判定	基準達成率
			2024年7月18日		2024年12月5日		
砒素全量	mg/kg	-	5未満	-	-	-	-
カドミウム全量	mg/kg	-	1未満	-	-	-	-
クロム	mg/kg	-	15未満	-	-	-	-
鉛	mg/kg	-	4	-	-	-	-
水銀	mg/kg	-	0.05	-	-	-	-
ニッケル	mg/kg	-	4	-	-	-	-
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	3	0.00025	○	0.00049	○	100%

表 20 汚泥一般性状試験 試験結果

項目	単位	試験日
		2024年7月18日
pH	-	5.6(21°C)
含水率	W/W%	69.2
油分	mg/L	2未満

表 21 沈砂溶出試験 試験結果

項目	単位	金属等を含む産業廃棄物に 係る判定基準を定める省令 (別表1)	試験日	判定	達成率
			2024年7月18日		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと ※1	0.0005未満	○	100%
水銀又はその化合物	mg/L	0.005	0.0005未満	○	100%
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.3	0.009未満	○	100%
鉛又はその化合物	mg/L	0.3	0.09	○	100%
有機リン化合物	mg/L	1	0.01未満	○	100%
六価クロム化合物	mg/L	1.5	0.05未満	○	100%
砒素又はその化合物	mg/L	0.3	0.01未満	○	100%
シアン化合物	mg/L	1	0.05未満	○	100%
PCB	mg/L	0.003	0.0005未満	○	100%
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	0.001未満	○	100%
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.001未満	○	100%
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.02未満	○	100%
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.002未満	○	100%
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.004未満	○	100%
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	0.02未満	○	100%
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.04未満	○	100%
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	0.001未満	○	100%
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.006未満	○	100%
1,3-ジクロロプロベン	mg/L	0.02	0.002未満	○	100%
チラウム	mg/L	0.06	0.006未満	○	100%
シマジン	mg/L	0.03	0.003未満	○	100%
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.02未満	○	100%
ベンゼン	mg/L	0.1	0.01未満	○	100%
セレン又はその化合物	mg/L	0.3	0.01未満	○	100%
備考					
※1 アルキル水銀の基準値の"検出されないこと"とは、分析定量下限値をさすため "0.0005mg/L未満"と記載している。					

表 22 排出汚泥の要求水準達成状況

項目	単位	要求水準値	汚泥試験実施回数		要求水準 達成回数	要求水準 達成率
			計画	実績		
含水率	%	80以下	365	363	363	100%

表 23 汚泥搬出実績

年・月	2024年									2025年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
搬出量(t)	99.71	113.87	99.74	114.21	111.29	113.14	100.5	115.31	119.59	115.06	104.23	109.21	1315.86

令和 6 年度は 1,315.86t の汚泥を搬出した。令和 5 年度は 1,326.41tであり、わずかに減少となった。

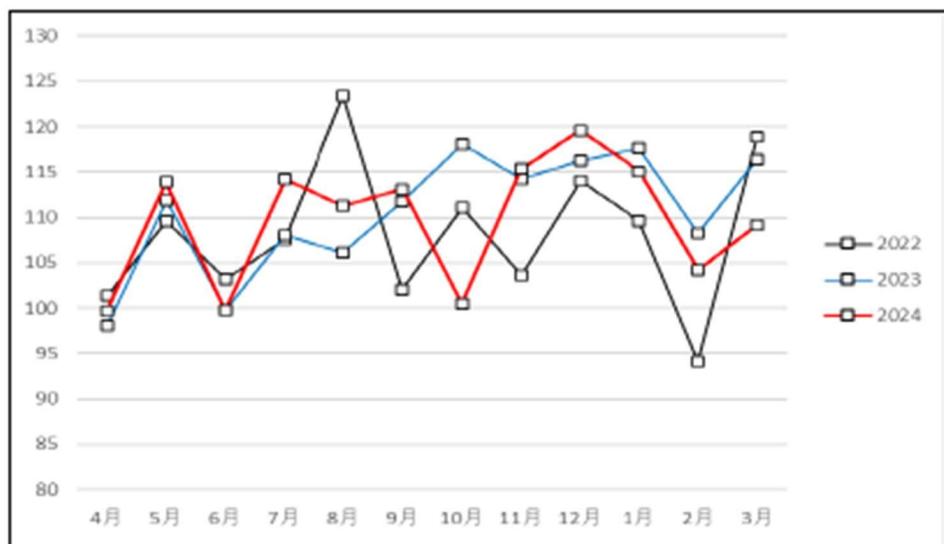


図 8 汚泥搬出量の推移

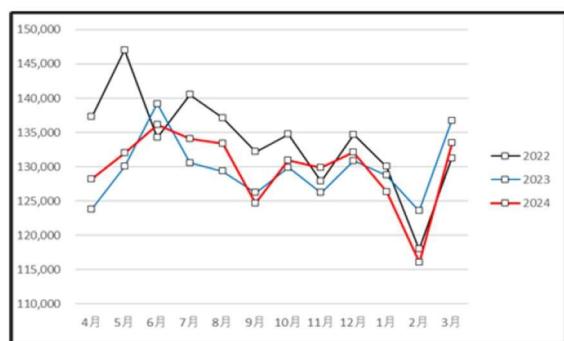
汚水処理関係データ

表 24 東部浄化センター施設概要・2024 年度処理実績

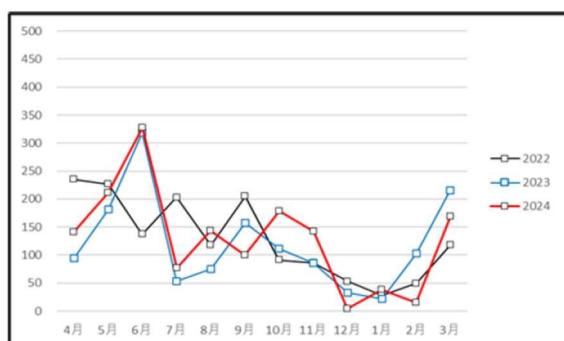
計画		実績	
項目	現況(2024年度末)	項目	2024年度
処理方式	標準活性汚泥法	処理方式	標準活性汚泥法
処理能力(m^3 /日)	7,406	年間流入量(m^3)	1,557,386
日最大流入量(m^3 /日)	11,244	年間平均流入量(m^3 /日)	4,267
系列数	1.5(3池)	日最大流入量(m^3 /日)	7,600 ※1
		時間最大流入量(m^3/h)	501 ※2
		系列数	1.5(3池)

※1 日最大流入量計測日は 2024 年 6 月 18 日。降雨量 126.5mm/日。

※2 時間最大流入量計測日は 2024 年 6 月 18 日。降雨量 126.5mm/日



東部浄化センター汚水流入量の推移



三浦市内降雨量の推移

図9 東部浄化センター処理状況の推移

東部浄化センター汚水流入量の推移より、令和 6 年度の汚水流入量は月により多少の差異はあったものの、総量としては作年度とほとんど変化は無かった。

令和 6 年度の日平均汚水流入量は $4,267 m^3$ /日。令和4年度($4,397 m^3$ /日)より 3.0% 減少。令和 5 年度($4,255 m^3$ /日)より 0.1% 増加した。

表 25 金田中継センター施設概要・処理実績

項目	現況(2024年度末)	項目	2024年度実績
計画水量(m^3 /分)	5.98	年間流入量(m^3)	1,255,480
揚水能力(m^3 /分)	17.7	日最大流入量(m^3 /日)	6670 ※1
		時間最大流入量(m^3 /h)	580 ※2

※1 日最大流入量計測日は 2024 年 6 月 18 日。降雨量 126.5mm/日。

※2 時間最大流入量計測日は 2024 年 6 月 18 日。降雨量 126.5mm/日

金田中継センター流入状況の推移

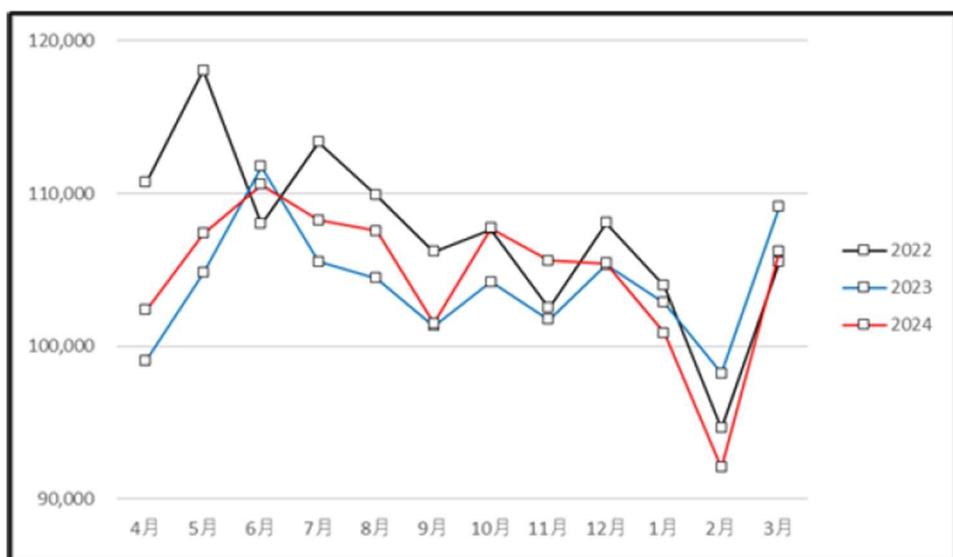


図 10 金田中継センター汚水流入量の推移

金田中継センター汚水流入量の推移より、令和 6 年度の汚水流入量は月により多少の差異はあったものの、総量としては作年度とほとんど変わらなかった。

令和 6 年度(2024 年度)の日平均汚水流入量は $3,430 m^3$ /日。令和 4 年度($3,530 m^3$ /日)より 2.6% 減少。令和 5 年度($3,411 m^3$ /日)より 0.5% 増加した。

日本下水道事業団（JS）による技術的援助

日本下水道事業団（以下、JS）は、下水道技術者または技術力の不足する地方公共団体を支援することを目的として、特別の法律（日本下水道事業団法）に基づき設立された下水道専門の組織である。昭和47年 の組織以来、一貫して地方公共団体の下水道事業を支援し続けている。なお、平成15年には地方公共団体が出資し地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人となっている。JS は地方公共団体の要請に基づき、下水道の業務を行うことが法律上規定されている唯一の法人であり、地方公共団体の下水道事業を支援・代行する機関として下水処理場の設計ならびに建設工事の発注から施工管理等の業務、維持管理や経営支援業務等の技術的援助業務を実施するなど、下水道事業のライフサイクル全般をサポートしている。

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る三浦市のモニタリングにおいても、下水道分野に関する専門性を有する機関として、令和5年度から三浦市の要請に基づき、上記に示したJS の役割をふまえつつ三浦市への技術的援助を実施することとなっている。技術的援助の実施範囲は、三浦市が行うモニタリング実施範囲等も考慮して、主たる事業（経営、各種計画支援、改築・増築、維持管理（処理場・ポンプ場・管路施設））が対象とされている。

技術的援助の主な実施内容は、運営権者によるセルフモニタリング結果をもとに専門的見地から要求水準等に照らしたチェックを行い、三浦市に技術的観点から助言を与えるものである。

そのために、月例報告会および四半期報告会等に先んじて、月次業務報告書、四半期業務報告書等に関して運営権者から資料の提出を受け、履行確認を行った。また、月例報告会および四半期報告会等の定期報告会にweb参加し、当該報告書では履行確認できなかつた項目・内容について詳細に口頭確認を行い、三浦市が主体となって行うモニタリングの確認の精度を高めた。また令和6年度報告内容について2回の会議体モニタリングに参加したうえで処理場等の現場を確認し、三浦市への技術的援助を行った。

添付資料7 【経営】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認（R6年度）											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	経営計画書の作成 (長期経営計画書)	経営計画	技術提案を踏まえ、運営体制、収支計画、改築及び維持管理の実施方針等を含む20年間の事業期間全体を俯瞰した、経営、改築、及び維持管理に関する計画、地域貢献に関する基本方針を作成すること。	要求水準書	第2-1-(1)	■事業収支計画と整合しているか	■事業収支計画	■策定時 【凡例】 事業収支計画と整合している：適合 事業収支計画と整合していない：不適合												
2						■提案書と整合しているか	■提案書	■策定時 【凡例】 提案書と整合している：適合 提案書と整合していない：不適合												
3						■提出期限を遵守しているか (令和5年2月末)	■実施契約書	■策定時 【凡例】 提出期限を遵守している：適合 提出期限を遵守していない：不適合												
4	経営計画書の作成 (中期経営計画書)	経営計画	長期経営計画を踏まえ、マイルストーンとして5年毎（ただし、本事業開始予定日を含む事業年度からは2年間とし、当該5年間に本事業期間が終了する場合は本事業終了日を含む事業年度までの期間）に経営、改築及び維持管理に関し、以下の内容を含む計画を作成すること。 経営 5年間（ただし、本事業開始予定日を含む事業年度からは2年間とし、当該5年間に本事業期間が終了する場合は本事業終了日を含む事業年度までの期間）の運営体制、収支計画及びその他経営上の重要事項。 改築 改築計画における主要事項。 維持管理 年度維持管理計画書及び月間維持管理計画書の主要事項。	要求水準書	第2-1-(2)	■事業収支計画及び長期経営計画書と整合しているか	■事業収支計画 ■長期経営計画書	■策定時 【凡例】 事業収支計画及び長期経営計画書と整合している：適合 整合していない：不適合											適合	
5						■提案書と整合しているか	■提案書	■策定時 【凡例】 提案書と整合している：適合 提案書と整合していない：不適合											適合	
6						■提出期限を遵守しているか (中期事業年度開始日30日前)	■実施契約書	■策定時 【凡例】 提出期限を遵守している：適合 提出期限を遵守していない：不適合											適合	
7	経営計画書の作成 (年度経営計画書)	経営計画	長期経営計画、中期経営計画を実現するに当たり、より具体的に当該年度毎に経営、改築、維持管理及び増築に関し、以下の内容を含む計画を作成すること。 経営 当該事業年度の「運営体制」、「必要とする技術者要件と配置予定」、「委託等の計画」、「収支計画」及び「環境対策及び地域貢献に関する計画」に関する主要な事項。その他、運営権者自らが事業実施に当たって重要な事項。 改築 改築計画のうち、当該年度に行う工事に関する主要な事項。 維持管理 年度維持管理計画書に関する主要な事項。 増築 要求水準書第8「管路施設の増築に関する要求」に示す管路施設の増築を行ふに当たり、市と協議のうえ単年度の増築計画を取りまとめた事項。 ※なお、管路の増築については、公道及び私道内の延伸を想定しているが、住民の要望を受け実施することを踏まえ、上記各計画へ反映せること。	要求水準書	第2-1-(3)	■事業収支計画及び長期・中期経営計画書と整合しているか	■事業収支計画 ■長期経営計画書 ■中期経営計画書	■策定時 【凡例】 事業収支計画及び長期経営計画書と整合している：適合 整合していない：不適合												適合
8						■提案書と整合しているか	■提案書	■策定時 【凡例】 提案書と整合している：適合 提案書と整合していない：不適合											適合	
9						■提出期限を遵守しているか (毎事業年度開始日30日前)	■実施契約書	■策定時 【凡例】 提出期限を遵守している：適合 提出期限を遵守していない：不適合											適合	

添付資料7 【経営】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認（R6年度）												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
10	財務管理	財務管理	事業期間を通して次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況を維持すること。 ア 事業期間を通じ、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。	要求水準書	第2-3	■資金残高が把握されているか ■リザーブを確保できているか、確保できていない場合改善の見通しがあるか。	■資金残高明細書	■月次 【凡例】 リザーブを確保できている。 : 適合 リザーブは確保できていないが、改善の見通しが立っている。 : 適合 リザーブを確保できておらず、改善の見通しもない。 : 不適合	■月次 【凡例】 リザーブを確保できている。 : 適合 リザーブは確保できていないが、改善の見通しが立っている。 : 適合 リザーブを確保できておらず、改善の見通しもない。 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
11		財務管理	同 イ 収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。			(注1)			適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
12		財務管理	同 ウ 財務状況の健全性を把握するに当たり、本事業の実情に応じた財務諸表を選択し、KPIとして管理の適正化を図ること。																		適合
13		財務管理																			適合
14		財務管理																			適合
15		財務管理																			適合
16	内部統制	内部統制	内部統制の体制と方法を定め、倫理行動基準、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させること。	要求水準書	第2-4	■コンプライアンス管理目標値を達成しているか。	■業務改善会議（1次）議事録	■月次 【凡例】 コンプライアンス管理目標値を達成できている : 適合 達成できていない : 不適合	■月次 【凡例】 コンプライアンス管理目標値を達成できている : 適合 達成できていない : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
17		内部統制				■業務改善会議で月次業務報告書を協議することで内部統制が機能していることを確認する。			■月次 【凡例】 業務改善会議において月次業務報告書の確認・協議を行い、内部統制が機能していることを確認した : 適合 確認していない : 不適合	■月次 【凡例】 業務改善会議において月次業務報告書の確認・協議を行い、内部統制が機能していることを確認した : 適合 確認していない : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
18		内部統制				(注1)															

(注1)提案事項には事業者のノウハウが含まれ、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、非公開とする。

添付資料7 【経営】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認（R6年度）											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19	情報開示	情報開示	下水道事業は市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、市民に対し、適時、適正な情報を公平かつ継続的に開示し、経営の透明性の確保に努め、以下に掲げる事項を満たすこと。 ア 開示する情報は、経営方針、経営計画、財務内容、事業内容などの経営情報で、積極的な開示に努めること。	要求水準書	第2-5	■業務改善会議で新たに開示すべき情報がないか確認する。	■ホームページ ■業務改善会議（1次）議事録	■月次 【凡例】 業務改善会議で新たに開示すべき情報がないか確認した ：適合 確認していない ：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
20			同 イ 情報開示の方法は、インターネットや印刷物を用い、より広く、継続的で分かりやすい開示に努めること。			■ホームページ情報開示更新回数を把握し、適時適切な情報を開示できているか確認する。		■月次 【凡例】 ホームページ情報開示更新回数を把握し、適時適切な情報を開示できているか確認した ：適合 確認していない ：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
21	モニタリング	モニタリング	自らが事業全体に対し責任を持つものとし、セルフモニタリングを実施する。なお、財務等その妥当性の検証のために専門的知見及び客観性を必要とする項目については、運営権者自らの提案により外部機関を活用したセルフモニタリングを実施することも可能とする。	要求水準書	第2-8	■月次業務報告書を作成しているか。	■月次業務報告書 ■業務改善会議（1次）議事録	■月次 【凡例】 月次業務報告書を作成している ：適合 作成していない ：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
22						■業務改善会議（1次）を開催し、月次業務報告書について協議を行っているか。		■月次 【凡例】 業務改善会議で月次業務報告書について協議を行っている ：適合 行っていない ：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
23	危機管理	危機管理及び技術管理	災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 ア 災害、事故等の緊急時の体制の構築 イ 災害、事故等の緊急時の対応 ウ 各事態を想定した訓練の実施 エ 想定外の危機事象への対応業務	要求水準書	第2-9-(1)	■災害・事故対応訓練を計画通りに実施しているか	■教育・研修計画書及び教育・研修結果	■半期 【凡例】 計画通りに実施している ：適合 計画通りに実施していない ：不適合 教育・研修計画上実施する必要はない ：－											適合	
24	技術管理	危機管理及び技術管理	本事業の対象施設が衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動をささえると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。 ア 適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。	要求水準書	第2-9-(2)	■必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成のための研修実施状況を確認しているか。	■教育・研修計画書及び教育・研修結果	■随時 【凡例】 計画通りに実施している ：適合 計画通りに実施していない ：不適合 実施していない ：不適合 実施する必要がない ：－	適合	適合	適合	－	－	適合	適合	－	－	適合	適合	－
25	技術管理	危機管理及び技術管理	同 イ 本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。	要求水準書	第2-9-(2)	■継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組み、品質を確保するために改築工事の完成図書及び委託の報告書を確認する。	■改築及び委託の契約書 ■改築工事の完成図書 ■委託の報告書	■随時 【凡例】 改築工事の完成図書及び委託の報告書を確認している ：適合 確認していない ：不適合 確認該当はない ：－	－	適合	－	－	－	適合	適合	適合	－	適合	適合	
26	技術管理	危機管理及び技術管理	同 ウ 委託等をする場合は、当該業務の実施に当たり法令上求められる要件及び市が別途定める要件を達成可能な適切な者に発注していることをかながわ電子入札共同システム（入札情報サービスシステムによる資格者名簿登録、経審点）や企業ホームページによる工事実績・建設業許可等の取得状況、帝国データバンクによる取引与信等にて確認する。	要求水準書	第2-9-(2)	■業務を発注する際に、法令上求められる要件・市が別途定める要件を達成可能な適切な者に発注していることをかながわ電子入札共同システム（入札情報サービスシステムによる資格者名簿登録、経審点）や企業ホームページによる工事実績・建設業許可等の取得状況、帝国データバンクによる取引与信等にて確認する。	■要件チェックリスト かながわ電子入札共同システム（資格者名簿登録、経審点） 企業ホームページによる工事実績・建設業許可等の取得状況 ※状況に応じ帝国データバンクによる取引与信等にて確認する。	■随時 【凡例】 業者に発注する際に、要件チェックリストを用いて資格要件を満たしていることを確認した ：適合 確認していない ：不適合 発注はない ：－	－	－	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

添付資料7 【経営】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認（R6年度）																	
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
27	環境対策	環境対策	事業期間を通して次に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策を講じること。 ・関係法令に定められる環境に係る基準や要求事項の遵守 ・悪臭等施設周辺の環境対策 ・振動・騒音等への配慮	要求水準書	第2-10 (1)	(注1)			適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合						
28									適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合						
29		環境対策							-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合						
30									-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合						
31		環境対策							-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合						
32									-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合						
33		環境対策	・リサイクル製品やグリーン調達の積極的な推進						■事務用消耗品を購入する際に、グリーン商品を購入したか。	■アスクル請求書	■月次 【凡例】 グリーン商品を購入した : 適合 購入していない : 不適合 車両用消耗品を購入していない : -	-	適合	適合	適合	適合	-	適合	適合	適合	適合					
34									■施設への出入車輛に対して交通安全対策を実施しているか。	■担当者に確認	■月次 【凡例】 施設出入車輛に対し、交通安全対策を実施した : 適合 実施していない : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合						
35		環境対策	・周辺環境・景観への配慮						■施設周辺の環境・景観への配慮を実施しているか。	■月次業務報告書（処理場・ポンプ場）	■月次 【凡例】 周辺環境・景観への配慮（管理施設での草刈り・清掃等）を実施した : 適合 実施していない : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合						
36									■電波障害が発生するような機器を使用する工事の際に、電波障害の対策を行っているか。	■月次業務報告書項目表	■月次 【凡例】 電波障害への対策を実施した : 適合 実施していない : 不適合 該当なし : -	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
37		環境対策	運営権者独自の設定項目	要求水準書	第2-10 (1)	(注1)																				

(注1)提案事項には事業者のノウハウが含まれ、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、非公開とする。

添付資料7 【経営】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認（R6年度）																									
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
38	地域経済への貢献	地域貢献等	本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め長期経営計画書に記載すること。また、地元企業の利活用目標を自らが定め、実施計画を策定し年度経営計画書に盛り込み、市に提出すること。 ・地元企業等との連携・協力 ・地元発注、地域住民の雇用	要求水準書	第2-10 (2)	(注1)			-	-	-	-	-	-	-	適合	適合	-	-	-	適合													
39									-	-	-	-	-	-	-	適合	適合	-	-	-	適合													
40		地域貢献等														適合					適合													
41		地域貢献等							-	適合	適合	-	-	-	-	適合	-	-	-	-	-													
42	地域経済への貢献	地域貢献等	同 ・地域との連携や協働による事業展開 ・地域活性化につながる事業展開	要求水準書	第2-10 (2)															適合														
43		地域貢献等							(注1)	■地域活性化につながる事業展開について、年度経営計画書で計画している計画通りに取り組めているかを担当者に確認する。	■担当者に確認	■月次 【凡例】 地域活性化につながる事業展開について、計画どおりに実施している : 適合 計画を検証し、適切に見直した上で実施 : 適合 取り組んでいない : 不適合 当月に計画がない : - 実施予定であったが、計画を翌月以降に見直し : -	-	-	適合	-	-	-	-	適合	-	-	-	-										
44	地域住民等とのコミュニケーション	地域貢献等	本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域住民等とのコミュニケーションを図ること。 ア 広報活動に関する要求	要求水準書	第2-10 (3)					■見学の申込があった際に、受入を行っているか。 ■見学者の受入件数				■月次 【凡例】 見学者の受入件数が申込件数と同数である : 適合 同数でない : 不適合 申込がない : -																				
45		地域貢献等																																
46		地域貢献等								■要望・苦情・相談対応率	■下水道関係苦情・相談カード	■月次 【凡例】 要望・苦情・相談が発生した際に対応し、市に報告した : 適合 対応できなかった : 不適合 市に報告していない : 不適合 該当なし : -	適合	適合	適合	-	-	-	適合	適合	-	適合	適合	適合										

(注1)提案事項には事業者のノウハウが含まれ、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、非公開とする。

添付資料7 【経営】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認（R6年度）											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
47	実施体制の確保	実施体制	事業期間を通してア～エに掲げる事項を満たす、適正かつ確実に事業を遂行できる体制を設けること。 ア 本事業の業務内容を細分化し、各業務に対する責任の所在を明確にすること イ 各業務の責任については、当該業務に付随するリスクを最もコントロールし得るものが負うものとし、責任分界点を明確にし、適切なリスク分担となるようにすること。 ウ 各業務の遂行に適した能力・経験を有する者が当該業務を実施するよう体制を確保すること。 エ 業務全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法の明確化と、確実かつ機能的な実施体制を確保すること。	要求水準書	第2-2	■各業務の遂行者が変更になった場合に、下記の手順で能力・経験を有する者が確認を実施しているか。 ①能力・経験を有するものか、提案書様式18 表18-1に記載している要件を満たしているかを確認し、従事職員一覧表に氏名を記載する。 ②有資格者であれば有資格者名簿及び資格証明書の写しを確認し、従事職員一覧表にその旨を記載する。	■実施体制表 ■出向契約書	■月次 【凡例】 各業務の遂行者が変更になった場合に、確認事項に記載の手順で確認を実施しているか。 実施している : 適合 実施していない : 不適合 変更なし : -		-	-	-	-	-	-	適合	適合	-	-	-
48																				
49	その他	その他	運営権者独自の設定項目	提案書類	提案様式17 参考表17-4	(注1)														
50		その他																		

(注1)提案事項には事業者のノウハウが含まれ、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、非公開とする。

添付資料7 【各種計画支援】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	確認事項・方法等に関する補足説明	判定基準	市モニタリング確認（令和6年度）											
										4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	ストックマネジメント計画	市は、安定した汚水処理機能を維持することを目的に、ストックマネジメントに係る検討を行う上で、満たすべき施設・設備管理の水準を「設備として機能が発揮出来ない状態、又は、いつ機能停止してもおかしくない状態にならない」としている。運営者は、本事業期間及び実施契約書第71条（瑕疵に関する責任）に定める期間において、別紙3の健全度の指標をもとに、上記に掲げる水準を維持すること。	要求水準書	第3-1-(1)	・ストックマネジメント計画期間において、健全度2以下となる設備は、ストックマネジメント計画において改築対象としていること。	下記計画内容の確認 ・ストックマネジメント計画	「確認事項」は要求水準書で意図するところを記載しています。	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -									適合	適合			
2	ストックマネジメント計画	運営者は、中長期的な視点に立ち、処理場、ポンプ場、管路施設の点検・調査、改築の実施によってもたらされる改善効果を把握するため、健全度及び緊急度の推移を市に報告すること。	要求水準書	第3-1-(1)	・健全度及び緊急度の推移を市に報告しているか。	下記計画内容の確認 ・ストックマネジメント計画	処理場・ポンプ場設備の健全度が把握できるのは、ストックマネジメント計画策定時の調査により、また、管路の緊急度はTVカメラ調査を行った段階で把握されるため、ストックマネジメント計画の策定において健全度・緊急度を把握・報告する。	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -									適合	適合	適合		
3	ストックマネジメント計画	管路施設の点検・調査に関する事項 管路施設については、事業期間中に表3-2に示す点検・調査を実施し、改築計画の見直しを図ること。 表 3-2 実施箇所及び実施数量	要求水準書	第3-1-(2)	・事業期間中に表3-2に示す点検・調査を実施し、改築計画の見直しかた。	下記計画内容の確認 ・ストックマネジメント計画	—	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -								適合	適合				
4	ストックマネジメント計画	管路施設の点検・調査に関する事項 「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」又はその他エビデンスを有する研究結果等に基づき、老朽化の判定基準を設定のうえ以下の点検・調査を実施すること。	要求水準書	第3-1-(2)	・「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」又はその他エビデンスを有する研究結果等に基づき、老朽化の判定基準を設定のうえ以下の点検・調査を実施したか。	・発注仕様の確認 ・調査報告書の確認	点検・調査の実施状況は「維持管理」にて報告しているため、ここでは、老朽化の判定基準が設定されたうえで、発注され、実施されたか点検・調査が行われたか（調査委託発注されたか）を確認することしました。	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -								適合	適合	適合	適合		
5	ストックマネジメントによる検討に関する要求	ストックマネジメントに係る検討を行うにあたり、施設の健全性、対象施設の工事費用、施工時期の平準化を確保した上で、改築計画を見直すことができる。ただし、当該事業費、別途、(a) 市が示すPFI-LCCの予測金額を超えないこと、(b) 事業者選定時に運営者から提案のあった事業総額(20か年)及び5年毎の事業総額(20か年)、及び(c)5年毎の事業総額の範囲であることを前提とする。	要求水準書	第3-1-(3)	・市が示すPFI-LCC(=5,791百万円)の予測金額を超えていないか ・事業者選定時に運営者から提案のあった事業総額(20か年)及び5年毎の事業総額(20か年)、及び(c)5年毎の事業総額の範囲であるか	下記計画内容の確認 ・ストックマネジメント計画	—	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -										適合			
6	ストックマネジメント計画	中期構想に関する要求 運営者は、応募時の改築に関する提案内容を反映した、令和5年度から令和24年度の事業期間における改築に係る構想として、中期構想を市に提出すること。	要求水準書	第3-1-(3)ア	・運営者は、応募時の改築に関する提案内容を反映した、令和5年度から令和24年度の事業期間における改築に係る構想として、中期構想を市に提出したか。	下記計画内容の確認 ・中期構想	改築計画はストックマネジメント計画の際に見直されるため、併せて中期構想の見直しを行い、見直し年度の年度末に提出する。	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -											適合		
7	ストックマネジメント計画	運営者は、第1期については、市が作成した第1期改築計画を前提とし、第2期以降については、運営者の応募時提案に基づき改築計画の見直しを適宜行い市に提出すること。 第1期改築計画（令和2年度から令和6年度） 第2期改築計画（令和7年度から令和11年度） 第3期改築計画（令和12年度から令和16年度） 第4期改築計画（令和17年度から令和21年度） 第5期改築計画（令和22年度から令和26年度）	要求水準書	第3-1-(3)イ	・第2期以降については、運営者の応募時提案に基づき改築計画の見直しを適宜行い市に提出したか。	下記計画内容の確認 ・ストックマネジメント計画	具体的には、R6.4から運用開始した維持管理支援ツールを用いて蓄積した点検・調査データを基にした劣化予測を踏まえて長寿命化や更新を検討し、改築計画へ反映したか確認する。	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -									適合	適合	適合	適合	

添付資料7 【各種計画支援】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	確認事項・方法等に関する補足説明	判定基準	市モニタリング確認（令和6年度）																						
										4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
8	ストックマネジメント計画		運営権者は、本業務において実施した各種点検・調査結果をもとに、ストックマネジメントに係るデータの更新を行うこと。	要求水準書	第3-1-(3)ウ	・点検・調査結果を受けて下水道施設の健全度、緊急度を更新したか。	維持管理支援ツール登録データの更新確認	既存の設備台帳・管渠台帳データに点検・調査結果をデータ追加する考えです。	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -												適合											
9																																
10	ストックマネジメント計画		改築計画に係る各種協定及び申請等の諸手続きは、実施契約書の定めを前提とするが、改築計画実施におけるフローを図3-1に示す。	要求水準書	第3-1-(3)エ	・改築計画に係る各種協定及び申請等の諸手続きは、実施契約書の定めを前提として行っているか。	下記計画内容の確認 ・ストックマネジメント計画書の申請	フロー図より、ストックマネジメント計画の申請を支援したか、と理解し左記の確認事項としています。	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -											適合	適合	適合	適合									
11																																
12	下水道事業計画変更案の作成に関する要求	事業計画	市が事業計画の変更を予定している令和7年度、令和12年度、令和17年度及び令和22年度の前年度の11月までに、変更案を作成し、市に提出すること。	要求水準書	第3-2	・11月末までに、変更案を作成し、市に提出したか。	下記計画内容の確認 ・下水道事業計画変更案	—	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -											適合												
13																																
14	アクションプラン変更案の作成に関する要求	アクションプラン	市が三浦市汚水処理施設整備構想アクションプランの変更を予定している令和9年度及び令和19年度の前年度末までに変更案を作成し、市に提出すること。	要求水準書	第3-3	・年度末までに変更案を作成しているか ・既存の処理形態を踏まえ、処理区域の検討、改築・運営の管理方法の検討、整備構想の変更案等について検討しているか	下記計画内容の確認 ・アクションプラン変更案	—	【凡例】 左記確認事項を 確認出来た : 適合 確認出来なかつた : 不適合 当月対象外 : -		令和6年度対象外																					
14																																

添付資料7 【改築・増築】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	モニタリング確認（令和6年度）											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	実施体制 設計成果物作成	実施体制	計画策定や設計成果物作成に関しては、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するRCCM（下水道）の資格を有する者を、管理技術者及び監査技術者として業務を行わせること。また、建築設計を含む場合は、建築士法に基づく資格を有する者に行わせること。	要求水準書	第5-1 (1)-ウー(ア)	必要な資格を有する者に業務をあごなわせているか ・技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道）） ・RCCM（下水道） ・建築士法に基づく資格（建築設計を含む場合）	業務計画書 証明書類の確認 ・技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道）） ・RCCM（下水道） ・建築士法に基づく資格（建築設計を含む場合）	【凡例】 必要な資格を有する者に業務を行わせていることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 当月対象外：-	-	-	-	適合	-	-	-	-	-	-	-	適合
2	実施体制 工事	実施体制	建築業法（昭和24年法律第1-1号）第3条第1項の規定により、各担当業務に問い合わせ、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事又は電気工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。 （※但し、地元企業に発注する場合は建設業法を遵守する前提において、一般建設業認可を受けた者への発注を可とする。令和5年1月18日付、1月19日三浦市回答の打合簿）	要求水準書	第5-1 (1)-ウー(イ)	必要な許可を受けた者に工事を実施させているか ・特定建設業許可 ・一般建設業許可（三浦市内業者）	かながわ電子入札共同システム（入札情報サービスシステム）より登録情報等により資格要件を確認し、MSC要件チェックリストを使用し、外部委託情報承諾書を三浦市へ提出 ・建設業許可証	【凡例】 必要な許可を受けたものが工事を実施していることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 当月対象外：-	-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
3	実施体制 工事監督業務	実施体制	運営権者、又は代表企業、構成企業及び協力企業と雇用関係にあり、下水道法施行令第15条の資格を有する者を工事監督員とし配置すること。なお、工事監督員は、当該建設工事の施工を行う企業と過去及び当該工事期間中、雇用関係にない者を配置すること。	要求水準書	第5-1 (1)-ウー(ウ)	■工事監督員として以下の要件を満たしているか ・運営権者、又は代表企業、構成企業及び協力企業と雇用関係があること、必要な資格を有する者であること ・当該建設工事の施工を行う企業と過去及び当該工事期間中、雇用関係にないこと	・工事監督員として配置するものが所属する構成員（会社）への要件確認 ・工事監督員の経歴書（必要に応じて）	【凡例】 工事監督員としての要件を満たしていることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 当月対象外：-	-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
4	実施体制 市検査への対応	実施体制	市が行う検査に、工事監督員は立ち会うこと。	要求水準書	第5-1 (1)-ウー(エ)	■市が行う検査に、工事監督員を立ち会わせているか	・実施確認完了通知書	【凡例】 市実施の検査に工事監督員が立ち会っていることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 当月対象外：-	-	適合	-	-	-	-	適合	-	適合	-	適合	
5	設計に関する提出書類	設計・積算	設計に関する提出書類の実施 ・年度業務計画書	要求水準書	第5-1 (1)-エ	■図書等の作成 ・年度業務計画書	■各図書完了時に市への提出を確認 ・年度業務計画書	■随时及び月次 【凡例】 該当なし（書類提出予定なし）：- 実施している：○ 実施していない：×	適合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	設計に関する提出書類	設計・積算	設計に関する提出書類の実施 ・設計図書 ・積算図書 ・完了報告書	要求水準書	第5-1 (1)-エ	■図書等の作成 ・設計図書 ・積算図書 ・完了報告書	■各図書完了時に市への提出を確認 ・設計図書 ・積算図書 ・完了報告書	【凡例】 各図書を作成し市に提出していることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 当月対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合	
7	工事に関する提出書類	工事	工事に関する提出書類の実施 ・完了報告書 ・工事完成図書 (工事完成図、施工管理記録、工事写真、その他市の指示する書類)	要求水準書	第5-1 (1)-エ	■図書等の作成 ・完了報告書 ・工事完成図書	■各図書完了時に市への提出を確認 ・完了報告書 ・工事完成図書	【凡例】 各図書を作成し市に提出していることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 当月対象外：-	-	適合	-	-	-	-	適合	-	適合	-	適合	
8	改築の実施	計画	運営権者は、第3の1(1)の要求に基づき見直しが図られた改築計画をもとに、改築を実施すること。 ただし、マンホール蓋については、調査により機能不足が把握できているものについて計画的に更新工事を行う。	要求水準書	第5-1 (1)-オ	■第3の1(1)の要求に基づき見直しが図られた改築計画をもとに、改築を実施しているか ・マンホール蓋については、調査により機能不足が把握できているものについて計画的に更新工事を行っているか	■第3の1(1)による改築計画を反映した改築設計業務、改築工事の実施照合 ・ストックマネジメント改築計画書 ・改築設計業務図書 ・改築工事計画書 ■マンホール蓋調査結果（報告書）を加味した更新工事計画書の内容確認 ・調査結果報告書 ・改築計画書	■随时及び月次 【凡例】 該当なし（書類提出予定なし）：- 実施している：○ 実施していない：×	適合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

添付資料7 【改築・増築】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	モニタリング確認 (令和6年度)											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
9	改築の実施	計画	管路施設のうち、管きょの改築については、原則、表5-1に示す工法によることとし、「下水道維持管理指針」に示す緊急度の判定基準等を参考とし、長寿命化を図ること。 表 5-1 管きょ施設に對し用いる改築工法	要求水準書	第5-1 (1)-オ	■管路施設のうち、管きょの改築については、原則、表5-1に示す工法によることとし、「下水道維持管理指針」に示す緊急度の判定基準等を参考とし、長寿命化を図っているか	■改築対象となった管きょ径と工法の照合 ・改築計画書	■隨時及び月次 【凡例】 該当なし（書類提出予定なし）：- 実施している：○ 実施していない：×	適合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	対象設備の性能	設計・積算	流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案事項を踏まえ、各設備の必要台数・必要能力を設定すること。また、設備の構造、材質、規格は任意であるが、既存設備に比べ省エネルギー性能向上に努め、経済性及び維持管理性等を勘案し各設備の用途に応じて設定すること。	要求水準書	第5-1 (1)-カ	■流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案事項を踏まえ、各設備の必要台数・必要能力を設定しているか ■設備の構造、材質、規格は任意であるが、既存設備に比べ省エネルギー性能向上に努め、経済性及び維持管理性等を勘案し各設備の用途に応じて設定しているか	■詳細設計着手時に本項目該当か否かを確認 ・業務計画書 ■該当案件の場合は、設計完了時に検討実施有無を確認 ・設計検討書	【凡例】 契約時、本項の該当有無を確認 該当する：適合 該当しない：- 中間フォロー及び完了時、適切な検討、設定をしたことが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	-	-	-	適合	-	-	-	-	-	-	-	
11	新技術の活用	設計・積算	運営権者は、対象設備の設計又は選定を行うに当たり、「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）」を原則準拠するとともに、より事業規模及び目的に則った民間企業のノウハウを活かした新技術等を積極的に活用することにより、コストの削減及び効率化を図ること。 なお、新技術等の採用に当たっては、以下に登録されている新規性・信頼性・有効性を有する新技術とともに、運営権者自らが費用対効果を検討し、本事業を実施するに当たる適切であると認める新技術の積極導入を図ること。 ただし、以下に登録されているもの以外の技術を採用するに当たっては、導入の適否を判断するための客観的なエビデンスを有する研究結果等により安全性が担保された技術を採用すること。 ・B-DASH（国土交通省） ・新技術I類（日本下水道事業団） ・日本下水道新技術機構審査証明技術（日本下水道新技術機構） ・NETIS（国土交通省）	要求水準書	第5-1 (1)-キ	■対象設備の設計又は選定を行うに当たり、「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）」を原則準拠するとともに、より事業規模及び目的に則った民間企業のノウハウを活かした新技術等を積極的に活用することにより、コストの削減及び効率化を図っているか ■以下に登録されている新規性・信頼性・有効性を有する新技術とともに、運営権者自らが費用対効果を検討し、本事業を実施するに当たる適切であると認める新技術の積極導入を図っているか ・B-DASH（国土交通省） ・新技術I類（日本下水道事業団） ・日本下水道新技術機構審査証明技術（日本下水道新技術機構） ・NETIS（国土交通省）	■詳細設計着手時、工事着手時に本項目該当有無を確認 ■該当案件の場合、各タイミングで新技術導入を確認	【凡例】 契約時、本項の該当有無を確認 該当する：適合 該当しない：- 中間フォロー（承諾）及び完了時、新技術導入を図っていることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	-	-	-	-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
12	耐震基準の遵守	設計・積算	耐震性能につき「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）」及び神奈川県の「耐震建築物計画指針」等に準拠し耐震性能を確保すること。	要求水準書	第5-1 (1)-ク	■以下に準拠し、耐震性能を確保しているか ・下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会） ・神奈川県「耐震建築物計画指針」等	■改築対象の耐震に係る設計図書 設計内容が各指針に適合（確保）しているかを確認	【凡例】 契約時、本項の該当有無を確認 該当する：適合 該当しない：- 中間フォロー（承諾）及び完了時、耐震性能を確保していることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	-	-	-	適合	適合	適合	適合	-	-	適合	適合	
13	総価契約単価合意方式	改築費用	運営権者は、総価契約単価合意方式を実施するに当たり、施工実施企業との請負契約締結後、当該企業の意向を踏まえ、単価合意方式（単価個別合意方式又は包括的単価個別合意方式）の手続きを進めること。なお、単価個別合意方式又は包括的単価個別合意方式の選択に依らず、運営権者は、単価合意に至る前に当該実施企業が施工することを許可しないこと。	要求水準書	第5-2 (1)	■総価契約単価合意方式を実施するに当たり、施工実施企業との請負契約締結後、当該企業の意向を踏まえ、単価合意方式（単価個別合意方式又は包括的単価個別合意方式）の手続きを進めているか ■単価個別合意方式又は包括的単価個別合意方式の選択に依らず、運営権者は、単価合意に至る前に当該実施企業が施工することを許可していないか	■施工実施企業からの請負代金内訳書の提出・受領により、単価合意の協議を実施し、単価合意書を作成し三浦市へ報告する。 ・単価合意書 ・請負代金内訳書 ■単価合意に至る前に当該実施企業が施工することを許可しない。	【凡例】 適切な単価合意手続きを行っていることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
14	【単価個別合意方式】 請負代金内訳書の作成	改築費用	運営権者は、請負契約締結後、請負代金内訳書を施工実施企業に提出させ、当該工事代金の内訳についての妥当性を確認する。	要求水準書	第5-2 (1)-ア	■請負契約締結後、請負代金内訳書を施工実施企業に提出させ、当該工事代金の内訳についての妥当性を確認しているか	■施工実施企業からの工事代金の内訳についての妥当性の確認 ・請負代金内訳書	【凡例】 当該工事代金の内訳についての妥当性が 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	【単価個別合意方式】 運営権者・請負業者間 単価協議	改築費用	運営権者は、施工実施企業と単価について協議を行い、当該単価についての市の確認を得る。	要求水準書	第5-2 (1)-イ	当該単価についての市の確認を得ているか	■市への当該単価の確認 ・打合せ簿 ・単価合意協議の実施（MSC ⇄ 請負業者） ・単価合意内容の確認（市 ⇄ MSC）	【凡例】 市への当該単価の確認を得ていることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

添付資料7 【改築・増築】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	モニタリング確認 (令和6年度)											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	【単価個別合意方式】 運営権者・請負業者間 単価協議	改築費用	当該単価の設定に当たっては、各個別単価について3（4）アに基づく官積算単価以下であることを前提とするが、やむを得ない理由により官積算単価を超過する場合においては、当該設定単価についての理由書を付し市の確認を得る。	要求水準書	第5-2 (1)-イ	■官積算単価を超過する場合においては、当該設定単価についての理由書を付し市の確認を得ているか	■設定単価についての理由書の作成と市への確認 ・単価超過理由書	【凡例】 当該単価が官積算単価を超過する場合、理由書の作成と市への確認を得ていることが確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	【単価個別合意方式】 運営権者・請負業者間 単価協議	改築費用	運営権者は、市の確認時に当該設定単価の理由について不備の指摘等があった場合、再度、施工実施企業と協議を図り、理由又は設定単価について見直しを図る。 運営権者は、協議の結果、個別単価合意方式による単価合意に至ることが困難であると認められた場合、予め施工実施企業に通知のうえ、包括的単価個別合意方式に切り替える。	要求水準書	第5-2 (1)-イ	■市の確認時に当該設定単価の理由について不備の指摘等があった場合、再度、施工実施企業と協議を図り、理由又は設定単価について見直しを図っているか ■協議の結果、個別単価合意方式による単価合意に至ることが困難であると認められた場合、予め施工実施企業に通知のうえ、包括的単価個別合意方式に切り替えているか	■単価合意協議の適正な実施と合意に至ることが困難であると認められた場合の包括的単価個別合意方式への切替確認 ・包括的単価個別合意書	【凡例】 当該設定単価の理由について不備の指摘があった場合、適切な対応を行っていることが確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	【単価個別合意方式】 単価合意書の作成	改築費用	運営権者は、市の確認を得た単価に基づき単価合意書を作成し、当該工事実施企業と締結のうえ、市へ写しを提出し、単価の公表を前提とする。	要求水準書	第5-2 (1)-ウ	■市の確認を得た単価に基づき単価合意書を作成し、当該工事実施企業と締結のうえ、市へ写しを提出し、単価の公表を前提としたか	■単価合意書の作成 ・単価合意書 ・市への写しの提出	【凡例】 市確認済の単価に基づき単価合意書を作成し、当該工事実施企業と締結のうえ、市へ写しを提出していることが確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	【単価個別合意方式】 設計変更に伴う契約額の 変更	改築費用	運営権者は、市要望や応募時に想定しえなかった現場事情により、設計変更の必要が生じた場合は、当該設計変更により生じる変更金額を合意単価に基づき算出し、市に提出する。 (市は、変更内容を確認し、年度改築実施覚書の金額修正を行う。)	要求水準書	第5-2 (1)-エ	■市要望や応募時に想定しえなかった現場事情により、設計変更の必要が生じた場合は、当該設計変更により生じる変更金額を合意単価に基づき算出し、市に提出しているか	■設計変更金額の市への提出 ・設計変更に関する打合せ簿	【凡例】 設計変更の必要が生じた場合に変更金額を合意単価に基づき算出し、市へ提出していることが確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	【包括的単価個別合意 方式】 請負代金内訳書の作成	改築費用	運営権者は、請負契約締結後、請負代金内訳書を施工実施企業に提出させ、当該工事代金の内訳についての妥当性を確認する。	要求水準書	第5-2 (1)-ア	■請負契約締結後、請負代金内訳書を施工実施企業に提出させ、当該工事代金の内訳についての妥当性を確認しているか	■施工実施企業からの工事代金の内訳についての妥当性の確認 ・請負代金内訳書	【凡例】 当該工事代金の内訳についての妥当性が確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	適合	適合	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合
21	【包括的単価個別合意 方式】 単価合意書の作成	改築費用	運営権者は、詳細設計に基づく当該工事の積算価格と当該工事の請負価格を当該工事の請負金額比率（＝当該工事請負価格/当該工事詳細設計積算価格）とし、各詳細設計内訳に請負金額比率を乗じた額を単価とした単価合意書を作成し、当該工事実施企業と締結すること。運営権者は、市へ写しを提出するとともに、単価の公表を前提とし措置を講じること。	要求水準書	第5-2 (1)-イ	■単価合意書※1を作成し、当該工事実施企業と締結しているか ■市へ写しを提出するとともに、単価の公表を前提とし措置を講じているか ※1 詳細設計に基づく当該工事の積算価格と当該工事の請負価格を当該工事の請負金額比率（＝当該工事請負価格/当該工事詳細設計積算価格）とし、各詳細設計内訳に請負金額比率を乗じた額を単価とする 単価合意書の作成・締結及び市への写しの提出	■単価合意書の作成 ・単価合意書 ・市への写しの提出 ・単価の公表を前提とした措置	【凡例】 単価合意書を作成し、当該工事実施企業と締結のうえ、市へ写しを提出していることが確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	適合	適合	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合
22	【包括的単価個別合意 方式】 設計変更に伴う契約額の 変更	改築費用	運営権者は、市要望や応募時に想定しえなかった現場事情により、設計変更の必要が生じた場合は、当該設計変更により生じる変更金額を合意単価に基づき算出し、市に提出する。 (市は、変更内容を確認し、年度改築実施覚書の金額修正を行う。)	要求水準書	第5-2 (1)-ウ	■市要望や応募時に想定しえなかった現場事情により、設計変更の必要が生じた場合は、当該設計変更により生じる変更金額を合意単価に基づき算出し、市に提出しているか	■設計変更金額の市への提出 ・設計変更に関する打合せ簿	【凡例】 設計変更の必要が生じた場合に変更金額を合意単価に基づき算出し、市へ提出していることが確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	適合	-	-	-	-	適合	

添付資料7 【改築・増築】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	モニタリング確認 (令和6年度)																									
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
23		改築費用	運営権者は、施工段階における現場に則したコスト縮減が可能となる技術提案の発意が当該工事実施企業からあった場合、以下の手続きを進めること。 なお、運営権者は、契約後VE方式を適用するに当たり、予め契約後VE方式に関する実施要綱を定め、市の確認を得たうえで、これに基づき契約後VE方式の適用を図ること。 ア VE提案の妥当性の確認 ・運営権者は、当該提案がVE提案として妥当であるかを確認する。	要求水準書	第5-2 (2)-ア	■当該提案がVE提案として妥当であるかを確認したか ■契約後VE方式に関する実施要綱を定め、市の確認を得たうえで、これに基づき契約後VE方式の適用を図っているか	■当該工事実施企業からのVE提案の妥当性の確認 ・VE提案書（工事実施企業⇒MSC）	【凡例】 VE提案の妥当性が確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
24	VE提案に基づく設計変更	改築費用	イ VE提案に基づく設計変更 ・運営権者は、当該工事実施企業の提案に基づき、当該工事の合意単価を前提としたうえで、変更設計書及びVE管理費を踏まえた変更金額を当該工事実施企業に提出させ、適正を確認したうえで市に提出する。	要求水準書	第5-2 (2)-イ	■当該工事実施企業の提案に基づき、当該工事の合意単価を前提としたうえで、変更設計書及びVE管理費を踏まえた変更金額を当該工事実施企業に提出させ、適正を確認したうえで市に提出しているか	■当該工事実施企業からの設計変更提出とMSCIによる適正を確認を実施し、市に提出 ・VE提案に基づく設計変更図書（工事実施企業⇒MSC）	【凡例】 VE提案に基づいた設計変更の適正確認を行い、市へ提出していることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
25		改築費用	ウ VE提案に基づく工事金額の変更 ・市は、変更内容を確認し、年度改築実施覚書の金額修正を行う。	要求水準書	第5-2 (2)-ウ	■市は、変更内容を確認し、年度改築実施覚書の金額修正を行ったか	■市の年度改築実施覚書の金額修正確認 ・年度改築実施覚書（変更）	【凡例】 VE提案に基づいた設計変更の適正確認を行い、市へ提出していることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
26		計画	長期改築実施覚書に基づき、事業期間内の各工事件名の概要、各工事の工程案（年度単位の予定）をまとめた、長期工事計画書を作成すること。 長期工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。 (ア) 対象範囲 長期改築実施覚書で示された範囲を対象とする。 (イ) 方針・概要 工事発注ロットを定め、概要をまとめること。 (ガ) 設計及び工事スケジュール 設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。	要求水準書	第5-3 (1)-ア	■以下に基づき作成し、市に提出したか (ア) 対象範囲 長期改築実施覚書で示された範囲を対象とする。 (イ) 方針・概要 工事発注ロットを定め、概要をまとめること。 (ガ) 設計及び工事スケジュール 設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。 ■改築計画を適正に反映しているか	■長期工事計画書の作成 ・長期工事計画書 ■改築計画	■年次及び変更時 【凡例】 該当なし : - 提出済み : ○ 未提出（予定外）あり： × 「※令和7年度以降の改築計画策定後に、内容を反映した変更を実施予定。」	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
27	改築工事に関する要求 (1)工事計画書の作成、市への提出	計画	中期改築実施覚書に基づき、改築計画期間内の各工事件名の概要、各工事の工程案（半期単位の予定）をまとめた、中期工事計画書を作成すること。 中期工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。 (ア) 対象範囲 中期改築実施覚書で示された範囲を対象とする。 (イ) 方針・概要 工事発注ロットを定め、概要をまとめること。 (ガ) 設計及び工事スケジュール 設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。	要求水準書	第5-3 (1)-イ	■以下に基づき作成し、市に提出したか (ア) 対象範囲 中期改築実施覚書で示された範囲を対象とする。 (イ) 方針・概要 工事発注ロットを定め、概要をまとめること。 (ガ) 設計及び工事スケジュール 設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。 ■改築計画を適正に反映しているか	■中期工事計画書の作成 ・中期工事計画書 ■改築計画	■年次及び変更時 【凡例】 該当なし : - 提出済み : ○ 未提出（予定外）あり： × 「※令和7年度以降の改築計画策定後に、内容を反映した変更を実施予定。」	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
28		計画	年度改築実施覚書に基づき、単年度の設計及び工事に関する方針、概要、スケジュール等をまとめた年度工事計画書を作成すること。 年度工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。 (ア) 対象範囲 年度改築実施覚書で示された範囲を対象とする。 (イ) 方針・概要 工事発注ロットを定め、設計及び工事を行う上での方針、概要をまとめること。 (ガ) 設計及び工事スケジュール 設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。	要求水準書	第5-3 (1)-ウ	■以下に基づき作成し、市に提出したか (ア) 対象範囲 年度改築実施覚書で示された範囲を対象とする。 (イ) 方針・概要 工事発注ロットを定め、設計及び工事を行う上での方針、概要をまとめること。 (ガ) 設計及び工事スケジュール 設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。 ■改築計画を適正に反映しているか	■年度工事計画書の作成 ・年度工事計画書 ■改築計画	■年次及び変更時 【凡例】 該当なし : - 提出済み : ○ 未提出（予定外）あり： × 適合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
29	改築工事に関する要求 (2)詳細調査の実施	設計・積算	運営権者は、事業期間を通じ表5-2に掲げる管路施設に対し詳細調査を行い、改築工事の実施に当たり必要な設計を行うこと。実施に当たっては、管径φ76mmまで管材はL字角カム、φ80mm以上は通常の直側式カム、又はこれらと調査法と同等の結果が得られるものとする。また、カムラ付きノズル等にて清掃を行うこととする。 なお、腐食環境下での点検により異常を確認した場合においても、調査を実施すること。 実施数量の内訳については、別紙4に記載の内容を想定している。 表 5-2 調査対象（想定） <table border="1"><tr><th>種別</th><th>工種例</th><th>全休实施数量 (20年間)</th><th>備考</th></tr><tr><td>詳細調査 (人孔)</td><td>人孔内目視調査</td><td>約 160 本</td><td>表7-1に基づく予測</td></tr><tr><td>詳細調査 圧送管調査</td><td>L字角カム 圧送管調査</td><td>約 3 km</td><td>調査対象外</td></tr></table> ※点検調査、維持管理については、別途、表3-2及び表7-1に記載があるので、個々の業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。	種別	工種例	全休实施数量 (20年間)	備考	詳細調査 (人孔)	人孔内目視調査	約 160 本	表7-1に基づく予測	詳細調査 圧送管調査	L字角カム 圧送管調査	約 3 km	調査対象外	要求水準書	第5-3 (2)	■表5-2に掲げる管路施設に対し詳細調査を行い、改築工事の実施に当たり必要な設計を行っているか ■人孔、管材の詳細調査計画を立案したか ■詳細調査計画に基づき調査業務を委託契約したか ■委託先より報告書を受理し内容を確認したか	■人孔、管材の詳細調査計画を立て、調査業務を委託契約し、実施企業より調査結果を報告書受理し、改築工事の設計に反映させる。 ・ストックマネジメント計画 ・詳細調査実施報告書	■隨時（交付要望時、調査完了時） 【凡例】 要求水準事項を充足していることが確認出来た：○ 確認できなかった：×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
種別	工種例	全休实施数量 (20年間)	備考																															
詳細調査 (人孔)	人孔内目視調査	約 160 本	表7-1に基づく予測																															
詳細調査 圧送管調査	L字角カム 圧送管調査	約 3 km	調査対象外																															

添付資料7 【改築・増築】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	モニタリング確認 (令和6年度)											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	設計・積算	設計を行う当たり以下に掲げる事項を満たすこと。 ア 設計に関する一般的な事項 本要求水準書、中期工事計画書を基に、改築工事の実施に当たり必要となる設計を行うこと。	要求水準書	第5-3 (3)-ア	■本要求水準書、中期工事計画書を基に、改築工事の実施に当たり必要となる設計を行っているか	■本要求水準書、中期工事計画書に合致した設計とになっていることを確認する ・設計図書	【凡例】 改築工事に必要な設計を行っていることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：-	-	-	-	適合	-	-	-	-	-	-	-	適合	
31	設計・積算	設計を行う当たり以下に掲げる事項を満たすこと。 イ 技術提案及び契約金額の遵守 運営者は、本事業を行うに当たり提示した技術提案及び実施契約書に定める改築に係る費用の金額を遵守し設計すること。	要求水準書	第5-3 (3)-イ	■対象の設計案件が、技術提案に該当するか否かを確認 ■設計した工事の費用が実施契約書の改築費を遵守しているかを確認	■技術提案及び実施契約書に定める改築に係る費用の金額を遵守し設計しているか確認する ・設計図書 ・本工事費内訳書	【凡例】 契約時、技術提案に該当するか否かを確認 該当する：適合 該当しない：- 中間フォロー（承諾）及び完了時、技術提案及び実施契約に定める改築の費用を遵守し設計を行っていることが確認出来た：適合 確認出来なかった： 不適合 当月対象外：-	-	-	-	適合	-	-	-	-	-	-	適合		
32	設計・積算 改築工事に関する要求 (3)設計に関する事項	設計を行う当たり以下に掲げる事項を満たすこと。 ウ 設計に関する許認可等 工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成、手続きに対し、市及び関係機関と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を作成するに当たり必要となる基礎資料を提供すること。	要求水準書	第5-3 (3)-ウ	■設計に関する許認可等について以下の点を実施しているか ・市及び関係機関と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施しているか ・市が関係機関への申請、報告又は届出等を作成するに当たり必要となる基礎資料を提供しているか	■設計に関する許認可等について事業スケジュールに支障のないよう実施しているか確認する。 MSC発注検討会議にて以下を確認 ・事業スケジュールに影響を及ぼす遅延の発生有無 ・遅延発生時の対策実施有無	【凡例】 契約時、必要となる許認可及びその届出スケジュールの確認を行ったことが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：- 中間フォロー及び完了時許認可申請・届出を内容・時期共に適切に対応していることが確認出来た：適合 確認出来なかった： 不適合 当月対象外：-	-	-	-	適合	-	-	-	-	-	-	適合		
33	設計・積算	設計を行う当たり以下に掲げる事項を満たすこと。 エ 関係法令の遵守 別紙2に定める関係法令を遵守した設計を行うこと。	要求水準書	第5-3 (3)-エ	■別紙2に定める関係法令を遵守した設計を行っているか	■別紙2に定める関係法令を遵守した設計を行なうこと を設計業務委託先に遵守させる ・設計業務委託先への周知（別紙2の配布） ・設計業務成果物の完了検査実施	【凡例】 契約時、遵守対象となる関係法令の確認を行ったことが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 中間フォロー及び完了時、関係法令の遵守及び違反時の適切な対応を行っていることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 当月対象外：-	-	-	-	適合	適合	-	-	-	-	-	-	適合	
34	設計・積算	設計を行う当たり以下に掲げる事項を満たすこと。 オ 安全性の確保 (ア) 対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重（自重、動荷重）を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認すること。改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要ならば軸体の補強を実施すること。 (イ) 災害等の緊急時ににおいて、施設を安全に停止できるシステムとすること。 (ウ) 災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。 (エ) 施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。	要求水準書	第5-3 (3)-オ	■以下に記す事項について安全性の確保がなされているか (ア) 対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重（自重、動荷重）を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認すること。改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要ならば軸体の補強を実施すること。 (イ) 災害等の緊急時ににおいて、施設を安全に停止できるシステムとすること。 (ウ) 災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。 (エ) 施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。	■設計を行うに当たり、安全性が確保されているかを確認する ・契約時の図書（仕様書等） ・設計業務成果物の完了検査実施 ・設計図書（構造計算書・強度計算書等）	【凡例】 契約時、本項の該当有無を確認 該当する：適合 該当しない：- 中間フォロー（承諾）及び完了時、安全性を確保していることが確認出来た：適合 確認出来なかった： 不適合 当月対象外：-	-	-	-	適合	適合	-	-	-	-	-	-	適合	
35	設計・積算 改築工事に関する要求	以下に定める「官積算（詳細設計積算）」及び「請負代金内訳書」の両積算図書を作成すること。 ア 官積算（詳細設計積算） ・土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、予定する請負契約毎に積算を行うこと。 ・下水道用設計標準歩掛表に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。 積算に当たり非公表となる単価・歩掛を使用する必要が生じた場合には、仮値を設定し、仮値であることを摘要欄に明示のうえ積算したものを提出すること。	要求水準書	第5-3 (4)-ア	■以下に定める「官積算（詳細設計積算）」を作成しているか ア 官積算（詳細設計積算） ・土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、予定する請負契約毎に積算を行うこと。 ・下水道用設計標準歩掛表に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。 積算に当たり非公表となる単価・歩掛を使用する必要が生じた場合には、仮値を設定し、仮値であることを摘要欄に明示のうえ積算したものを提出すること。	■「官積算（詳細設計積算）」の作成を行う委託先への準拠事項の周知と成果物の内容を確認する ・官積算（詳細設計積算）図書	【凡例】 官積算を作成するに当たり、確認事項に記載された内容を満足していることが確認出来た：適合 確認出来なかった： 不適合 当月対象外：-	-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	-	適合	
36	(4)積算に関する事項	以下に定める「官積算（詳細設計積算）」及び「請負代金内訳書」の両積算図書を作成すること。 イ 請負代金内訳書 ・総価格単価合意方式にて合意を得た単価をもとに、下水道用設計標準歩掛表に準じた積算体系にて請負契約毎に積算を行い、請負代金内訳書に明細書及び代価表並びにその他積算を行なうに当たつての根拠資料を添付し提出すること。 ・上記「官積算（詳細設計積算）」と比較し、数量又は単価が大きくなる場合は、摘要欄に理由を記載するとともに、必要に応じ詳細を記した理由書を添付すること。	要求水準書	第5-3 (4)-イ	■以下に定める請負代金内訳書を作成しているか ・総価格単価合意方式にて合意を得た単価をもとに、下水道用設計標準歩掛表に準じた積算体系にて請負契約毎に積算を行い、請負代金内訳書に明細書及び代価表並びにその他積算を行なうに当たつての根拠資料を添付し提出すること。 ・上記「官積算（詳細設計積算）」と比較し、数量又は単価が大きくなる場合は、摘要欄に理由を記載するとともに、必要に応じ詳細を記した理由書を添付すること。	■請負代金内訳書の作成を行う委託先への準拠事項の周知と成果物の内容を確認する ・請負代金内訳書	【凡例】 請負代金内訳書を作成するに当たり、確認事項に記載された内容を満足していることが確認出来た：適合 確認出来なかった： 不適合 当月対象外：-	-	-	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
37	改築工事に関する要求 (5)設計に関する提出書類	設計完了後、以下に示す設計図書を市に1部提出し、市の実施確認を得ること。 なお、様式については任意とする。 ア 各種調査書、検討書、計算書 イ 設計図 ウ 電子データ エ その他市が指示する図書	要求水準書	第5-3 (5)	■以下に示す設計図書を市に1部提出し、市の実施確認を得たか ア 各種調査書、検討書、計算書 イ 設計図 ウ 電子データ エ その他市が指示する図書	・打合せ簿(以下の設計図書に係る提出) ア 各種調査書、検討書、計算書 イ 設計図 ウ 電子データ エ その他市が指示する図書 ・実施確認完了通知書 ・受渡調書	【凡例】 設計完了後、設計図書を市に提出するとともに、実施確認を得ていることが確認出来た：適合 確認出来なかった： 不適合 当月対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合	

添付資料7 【改築・増築】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	モニタリング確認 (令和6年度)											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
38		工事	工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 ア 工事に関する一般的な事項 (ア) 責任施工 施設の処理能力及び性能、工事に関する法令遵守は、全て運営権者の責任により確保すること。また、要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、運営権者の負担で措置すること。	要求水準書	第5-3 (6)-ア-(ア)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な責任施工を行っているか 施設の処理能力及び性能、工事に関する法令遵守は、全て運営権者の責任により確保すること。また、要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、運営権者の負担で措置すること。	■施設の処理能力及び性能、工事に関する法令遵守が確保されているかの確認 ・施工計画書 ・機器製作承諾図 ・各種試験成績書 ■法令違反発覚時の適切な対応実施有無 ・早期報告 ・必要な追加措置の実施	【凡例】 施設の処理能力及び性能、工事に関する法令遵守が確保されていること、及び違反時に適切な対応を取っていること 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	-	適合	-	適合	適合	適合	適合	適合	-	適合	適合	適合
39	改築工事に関する要求 (6)工事業務	工事	工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 ア 工事に関する一般的な事項 (イ) 工事に伴う許認可 工事に当たって必要となる許認可等については、運営権者の責任及び負担において行うこと（許可申請手数料を含む）。また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、書類作成及び手続き等について、事業スケジュールに支障のない時期に実施できるよう協力すること。	要求水準書	第5-3 (6)-ア-(イ)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な工事に伴う許認可を行っているか 工事に当たって必要となる許認可等については、運営権者の責任及び負担において行うこと（許可申請手数料を含む）。また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、書類作成及び手続き等について、事業スケジュールに支障のない時期に実施できるよう協力すること。	■工事着工前協議時に確認 ・施工計画書（対象許認可の確認） ・工事工程表（申請届出タイミングの確認）	【凡例】 必要な許認可を適切なタイミングで申請・届出していることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	適合	-	-	適合	適合	適合	適合	適合	-	適合	適合	適合
40		工事	工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 ア 工事に関する一般的な事項 (ア) 施工計画書の提出 現場施工着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理等についての施工計画書を作成し市に確認すること。 また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を市に提出すること。 市に提出する施工計画書には、次の事項を記載すること。 a)工事概要 b)実施体制 c)緊急時の体制及び対応 d)その他市が指示する事項	要求水準書	第5-3 (6)-ア-(ウ)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な施工計画書の提出を行っているか 現場施工着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理等についての施工計画書を作成し市に確認すること。 また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を市に提出すること。 市に提出する施工計画書には、次の事項を記載すること。 a)工事概要 b)実施体制 c)緊急時の体制及び対応 d)その他市が指示する事項	■施工計画書を実施企業に作成させ、内容を確認し市へ報告 ・施工計画書	【凡例】 必要な内容が網羅された施工計画書を市に提出していることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	-	-	-	-	適合	適合	適合	適合	-	適合	適合	適合
41		工事	工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 ア 工事に関する一般的な事項 (イ) 施工管理 a 施工計画書に示される施工方法で施工し、施工管理（品質・出来形管理）を行うこと。 b 完成時に不可視部分や、履行状況の施行状況が確認できるように写真を撮り、保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すること。 c 工事の進捗状況を管理、記録し、市の請求があった場合は直ちに提示すること。 d 工事工程の遅れが明らかとなる、又は遅延のおそれが見込まれるときは、その旨を速やかに市に報告し、市と協議すること。	要求水準書	第5-3 (6)-ア-(イ)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な施工管理を行っているか a 施工計画書に示される施工方法で施工し、施工管理（品質・出来形管理）を行うこと。 b 完成時に不可視部分や、履行状況の施行状況が確認できるように写真を撮り、保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すること。 c 工事の進捗状況を管理、記録し、市の請求があった場合は直ちに提示すること。 d 工事工程の遅れが明らかとなる、又は遅延のおそれが見込まれるときは、その旨を速やかに市に報告し、市と協議すること。	■施工監理委託先への周知と管理状況の確認を行 ・施工計画書 ・工事写真 ・工事進捗管理表（工程表）	【凡例】 適切な施工管理を行っていることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	適合	-	-	-	適合	適合	適合	適合	-	適合	適合	適合
42		工事	工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 ア 工事に関する一般的な事項 (オ) 安全管理 a 工事中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。 b 関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。 c 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3-条第1項に規定する措置が必要な場合は、同条第2項の規定に基づき、措置を講じる者を指名すること。 d 既存施設等に損害を与えた場合は、直ちに市へ報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修すること。	要求水準書	第5-3 (6)-ア-(オ)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な安全管理を行っているか a 工事中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。 b 関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。 c 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3-条第1項に規定する措置が必要な場合は、同条第2項の規定に基づき、措置を講じる者を指名すること。 d 既存施設等に損害を与えた場合は、直ちに市へ報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修すること。	■施工実施企業及び施工監理委託先への周知と安全管理の実施状況について確認を行う ・施工計画書 ・災害防止協議会の実施について元請指導	【凡例】 適切な安全管理を行っていることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	適合	-	-	-	適合	適合	適合	適合	-	適合	適合	適合
43	改築工事に関する要求 (6)工事業務	工事	工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 ア 工事に関する一般的な事項 (カ) 緊急時の体制及び対応 a 豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止める為の防災体制を確立すること。また、臨時的な地震情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じること。 b 上記保全措置について、(ワ) c)に記載すること。 c 災害発生時にいて、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させる。災害発生以降は、汚水溢水や道路陥没といった現場状況等の把握につきて応急処置を講じるとともに、市、及び必要に応じて関係機関へ連絡すること。 d 災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。またその内容を速やかに市に報告すること。	要求水準書	第5-3 (6)-ア-(カ)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な緊急時の体制及び対応を行っているか a 豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止める為の防災体制を確立すること。また、臨時的な地震情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じること。 b 上記保全措置について、(ワ) c)に記載すること。 c 災害発生時にいて、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させる。災害発生以降は、汚水溢水や道路陥没といった現場状況等の把握につきて応急処置を講じるとともに、市、及び必要に応じて関係機関へ連絡すること。 d 災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。またその内容を速やかに市に報告すること。	■施工実施企業及び施工監理委託先への周知と緊急時の体制及び対応の実施状況について確認する ・施工計画書 ・緊急連絡体制表 ・避難経路の周知（避難訓練の実施）	【凡例】 適切な安全管理を行っていることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	適合	-	-	-	適合	適合	適合	適合	-	適合	適合	適合
44		工事	工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 ア 工事に関する一般的な事項 (ホ) 施設情報の更新 工事情報、設備情報等の内容に関して、市が所有する施設情報をもとに新たな情報を適宜追加し管理する。	要求水準書	第5-3 (6)-ア-(キ)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な施設情報の更新を行っているか 工事情報、設備情報等の内容に関して、市が所有する施設情報をもとに新たな情報を適宜追加し管理する。	■工事完成後、施設情報の更新を行った否かを確認	【凡例】 工事完成後、施設情報の更新を行っていることが 確認出来た：適合 確認出来なかつた：不適合 当月対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

添付資料7 【改築・増築】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	モニタリング確認 (令和6年度)											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45	工事	工事	工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 イ 試運転及び性能試験 (ア) 試運転 本施設を構成する設備等が必要な設計仕様を満足していることを確認するとともに、総合的な運転調整を図るために、試運転を行うこと。試運転の実施に当たっては、該実施に関する要領を記載した試運転計画書を作成すること。また、市が、試運転に立会うことを求めた場合は、これに応じること。	要求水準書	第5-3 (6)-イー(ア)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な試運転を行っているか 本施設を構成する設備等が必要な設計仕様を満足していることを確認するとともに、総合的な運転調整を図るために、試運転を行うこと。試運転の実施に当たっては、該実施に関する要領を記載した試運転計画書を作成すること。また、市が、試運転に立会うことを求めた場合は、これに応じること。	■試運転の実施 ・試運転計画書 発注図書、機器製作承諾図の仕様を満足することが確認出来る試運転計画となっているか否かを確認 ・試運転成績書 試運転計画に基づき、必要な仕様が満足されたか否かを確認	【凡例】 適切な試運転計画に基づいた試運転を行い、仕様が満足されていることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 当月対象外：-	-	-	-	-	適合	-	適合	-	-	適合	適合	適合
46									-	-	-	-	適合	-	適合	-	適合	適合	適合	
47	改築工事に関する要求 (6)工事業務	工事	工事業務を行うに当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 ウ 市の実施確認による検査 運営権者、及び当該委託等を受けた者の間で予め完成検査を行ったうえで、市の実施確認による検査を受けること。 実施確認に当たっては、1（1）工に定める工事完成図書を2部作成し、そのうちの1部を市に提出のうえ受検し、当該資料について運営権者が保管すること。	要求水準書	第5-3 (6)-ウ	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行っているか ウ 市の実施確認による検査 運営権者、及び当該委託等を受けた者の間で予め完成検査を行ったうえで、市の実施確認による検査を受けること。	■完成検査の実施 ・市実施確認による検査への立会 市実施確認による検査への立会 ・実施確認検査完了通知書 ■工事完成図書の作成、提出 ・工事完成図書	【凡例】 工事完成後、MSCIによる検査を実施するともに、市の実施確認を得ていること、完成図書を提出していることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 当月対象外：-	-	適合	-	-	-	適合	-	適合	-	-	適合	
48	その他	その他	運営権者は、その他、処理場・ポンプ場の改築に当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 (1) 既存施設の解体撤去に関する事項 ア 運営権者は、解体撤去による産業廃棄物を搬出する場合は、産業廃棄物処理票（マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認すること。	要求水準書	第5-4 (1)-ア	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行っているか ア 運営権者は、解体撤去による産業廃棄物を搬出する場合は、産業廃棄物処理票（マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認すること。	■工事着工前協議時に施工業者へ指示確認 ・施工計画書（対象許認可の確認） ■マニフェスト	【凡例】 適正な座席対応を行っていることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：-	-	-	-	-	適合	適合	-	適合	-	適合	適合	
49									-	-	-	-	適合	適合	-	適合	-	適合	適合	
50	その他	その他	運営権者は、その他、処理場・ポンプ場の改築に当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 (1) 既存施設の解体撤去に関する事項 イ 運営権者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月3日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年1月25日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。	要求水準書	第5-4 (1)-イ	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行っているか イ 運営権者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月3日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年1月25日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。	■施工実施企業や業務委託先が建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図っていることを確認する ・建設副産物適正処理方法、再生資源の利用の促進計画及び実績報告（施工実施企業） ・建設副産物情報交換システム工事登録証明書（COBRIS）	【凡例】 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図っていることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：-	-	-	-	-	適合	適合	-	適合	-	適合	適合	
51									-	-	-	-	適合	-	適合	適合	-	適合	適合	
52	その他	その他	運営権者は、その他、処理場・ポンプ場の改築に当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。 (2) 国交付金交付要綱に関する事項 改築計画、設計及び工事が国交付金交付対象となる場合、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。 なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。	要求水準書	第5-4 (2)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行っているか (2) 国交付金交付要綱に関する事項 改築計画、設計及び工事が国交付金交付対象となる場合、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。 なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。	■改築計画、設計及び工事が国交付金交付対象となる場合、当該交付金交付要綱等に適合するようか確認する ・設計積算図書（国交付金対象）	【凡例】 国交付金交付要綱に適合していることが確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合
52	その他	その他	(3) 会計実地検査等に関する事項 必要に応じて、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。	要求水準書	第5-4 (3)	■以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行っているか (3) 会計実地検査等に関する事項 必要に応じて、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。	■必要に応じて、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行う（市へ確認） ・会計実地検査資料	■随時及び月次	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
								該当なし	：	一	会計実地検査対応補助の対応	：	○	会計実地検査対応補助の未対応	：	×				

添付資料7 【改築・増築】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	モニタリング確認 (令和6年度)											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
53		その他	<p>運営権者は、その他、処理場・ポンプ場の改築に当たり、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。</p> <p>(4) 工事実績データに関する事項 工事を実施する者は、受注時又は変更時において、工事実績情報システム（CORINS）に基づき「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、登録機関に登録すること。また、運営権者は監理技術者などの選任が求められる者の登録重複が無いことを確認し、市が登録状況の適正について確認を求めたときには、適宜回答すること。</p>	要求水準書	第5-4 (4)	<p>■以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行っているか</p> <p>(4) 工事実績データに関する事項 工事を実施する者は、受注時又は変更時において、工事実績情報システム（CORINS）に基づき「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、登録機関に登録すること。また、運営権者は監理技術者などの選任が求められる者の登録重複が無いことを確認し、市が登録状況の適正について確認を求めたときには、適宜回答すること。</p>	<p>■工事実施企業へ工事実績情報システムに登録することを周知し、登録したことを確認する</p> <p>・CORINS（JACICAへの登録内容）</p>	<p>【凡例】 CORINS登録されていることが 確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：-</p>	-	-	-	-	適合	-	適合	-	適合	適合	適合	適合
54	管路施設の増築	増築	<p>管路施設の増築に関する詳細設計には、下記の事項を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計成果（位置図、区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表、報告書等） ・地質・測量報告書の参照（もしくは周辺地質図等、過去の工事履歴、都市計画基本図等） ・流下方式 ・数量計算（設計延長、マンホール数、公共ます数） ・関係者協議及び調整 ・積算図書 	要求水準書	第8-1-(2)	設計図書の作成	設計成果品	<p>【凡例】 管路増築の詳細設計に、要求水準に記載された事項が含まれていることが 確認出来た：適合 確認出来なかった：不適合 対象外：-</p>	-	-	-	適合	-	-	-	-	-	-	適合	

添付資料7 維持管理【処理場・ポンプ場】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認 (R6年度)											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	処理場・ポンプ場及び管路施設の性能全般に関する要求	運転管理	1 汚水処理に関する要求 (1)水質基準に関する要求 標準活性汚泥法の施設である本施設を活用し、東部浄化センターの放流水質について、表4-1に示す要求水準を満たす施設性能を維持すること。 ※4-1 放流水質基準	要求水準書	第4-1 (1)	■表4-1に示す要求水準を満たす施設性能を維持しているか ・要求水準の遵守 pH 6.0~8.0 BOD 15.0(mg/l)以下 COD 20.0(mg/l)以下 SS 10.0(mg/l)以下 全窒素 20.0(mg/l)以下 全磷 2(mg/l)以下 大腸菌群数 30個以下	■水質精密試験成績報告書 処理場の運転管理業務委託先（以下、WA）より株式会社オオスミへ月2回の法定試験を契約しており、その報告書（水質試験結果）内容により確認している。 報告書は速報として（オオスミ→WA→運営権者の順位）受信する。WAでは、オオスミから年間報告書が提出される契約を締結している。	■月次 ※採水後 検査結果速報を受領したときに確認 【凡例】 要求水準・法定基準が遵守されている：適合 要求水準・法定基準が遵守されていない：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
2		運転管理	1 汚水処理に関する要求 (2)沈砂・し渣の搬出に関する要求 沈砂・し渣の搬出については年1回程度が想定されており、運営権者は、当該廃棄物を搬出するに当たっては、事前に市に搬出日時を通知すること。	要求水準書	第4-1 (2)	■事前に三浦市に搬出日時を通知しているか ※搬出月は、毎年9月と3月を予定	■コンセッション事業打合簿（運営権者より三浦市へ提出） ■維持管理業務計画表（WA作成） 沈砂・し渣の搬出事業者は、運営権者であるためMSCが搬出日時を三浦市に「コンセッション打合簿」の提出により事前通知している。 また運営権者は、WA作成計画表により搬出計画を確認する。	■隨時 【凡例】 該当事由無し : - 該当事由有 事前通知実施 : 適合 該当事由有 事前通知未実施 : 不適合												適合
																				適合
3		運転管理	2 汚泥処理に関する要求 (2)汚泥搬出に関する要求 運営権者は、市が指定する三浦地域資源ユース株式会社と別途契約を締結し、原則、当該企業に排出汚泥を処理させること。 ただし、当該企業がメンテナンス等により受け入れが困難な場合（年間1日程度の終日受入停止）は、運営権者自らが排出先を確保し処理させること。	要求水準書	第4-2 (2)	■市が指定する三浦地域資源ユース株式会社と別途契約を締結し、原則、当該企業に排出汚泥を処理させているか	■東部浄化センター廃棄物処分業務委託契約書 処分業者：三浦地域資源ユース株式会社であること（契約書写し）を三浦市へ提出済み。 ■マニュエスト伝票（A・B2・D・E票） ■計量票 ■運営権者自らが確保した排出先 東部浄化センター廃棄物処分業務委託契約書 処分業者：株式会社ディ・シイであること（契約書写し）を三浦市へ提出済み。	■隨時及び月次 ※契約書は、締結時 ※マニュエスト伝票は、隨時 ※計量票は、月次 【凡例】 契約締結・受入D票及び処分の完了E票：適合 契約未締結・適切な処理の未達：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
																				適合
4	処理場・ポンプ場及び管路施設の性能全般に関する要求	運転管理	2 汚泥処理に関する要求 (2)汚泥搬出に関する要求 運営権者は、搬出に当たっては、表4-2の要求水準を満たすこと。 表4-2 排出汚泥の要求水準	要求水準書	第4-2 (2)	■排出汚泥の含水率が80%以下であるか	■水質・汚泥管理日報（WA） WAが実施している汚泥試験(b)管理のための試験結果による測定値を確認する。	■隨時及び月次 ※水質・汚泥管理日報は、随时 ※WA報告書は、月次 【凡例】 含水率が80%以下であった場合：適合 含水率が80%を超過した場合：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
																			適合	
5		運転管理	2 汚泥処理に関する要求 (2)汚泥搬出に関する要求 汚泥の連搬は、午前4時から午前5時までに処理場から搬出先までの運搬作業を行うことを原則とする。	要求水準書	第4-2 (2)	■原則、午前4時から午前5時までに処理場から搬出先までの運搬作業を行っているか	■収集運搬業者への聴き取り※月末請求書受領時に確認。 抜き打ち聴き取りも行つ場合あり。 ■脱水ケーリ搬出量記入表（WA） ※8月末より運転手に記入をルール化	■随时及び月次 ※脱水ケーリ搬出量記入表は、随时 ※収集運搬業者への聴き取りは、月次 【凡例】 運搬時間帯が遵守されていた場合：適合 運搬時間帯が遵守されていなかった場合：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
																			適合	
6		運転管理	4 公害防止に関する要求 (1)騒音規制に関する要求 運営権者は、本事業に係る全般において、表4-3に掲げる「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第11に規定する規制基準」を遵守すること。 表4-3 騒音規制基準	要求水準書	第4-4 (1)	■神奈川県条例に規定される騒音規制基準が遵守されているか	■下水道関係苦情・相談カード 騒音の苦情等が発生した場合、騒音測定を行う。 なお、以下の事由により三浦市と合意している。 ①現有施設の周囲に民家が僅少であり本事業開始前にも騒音上の被害がなかったこと ②苦情の発生の有無をもって騒音規制値超過有無を判断すること ※簡易騒音測定は、実施し東部浄化センターでは敷地境界付近で35-40dB、金田中継センターでは直近民家玄関先で50-60dB（道路走行車両のロードノイズや波の音が主音源）であることを確認している。	■随时 ※通報・苦情は、隨時 ※測定は苦情等が発生した場合に実施 ※送風機の更新 ※重機を使用する工事 【凡例】 騒音の苦情がなかった場合：適合 苦情があつたが、原因が本事業になかった場合：適合 苦情があり、原因が本事業にあった場合：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
																			適合	
7		運転管理	4 公害防止に関する要求 (2)悪臭規制に関する要求 運営権者は、本事業に係る全般において、表4-4に掲げる「悪臭防止法による悪臭原原因物の排出の規制地域の指定等（平成15年神奈川県告示第623号）に規定する規制基準」を遵守すること。 表4-4 悪臭規制基準	要求水準書	第4-4 (2)	■本事業に係る全般において、表4-4に掲げる「悪臭防止法による悪臭原原因物の排出の規制地域の指定等（平成15年神奈川県告示第623号）に規定する規制基準」を遵守できているか ※対象施設は、処理場、ポンプ場、管路（公共污水側より責任分界点で区分）及び汚泥搬	■随时 ※通報・苦情は、隨時 ※測定は苦情等が発生した場合に実施 【凡例】 臭気測定の結果が適正範囲だった場合：適合 臭気測定の結果が適正範囲外だった場合：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
																			適合	

添付資料7 維持管理【処理場・ポンプ場】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認 (R6年度)												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
8	処理場・ポンプ場及び管路施設の性能全般に関する要求	その他	6 営運に当たり取得したデータの取り扱いに関する要求 運営権者は、本事業を行に当たり取得したデータは市の保有財産とする。 また、取得したデータを加工し、本事業の運営に当たり形成した情報（取得データを加工し有用化したもの）についても、市の保有財産とする。 運営権者は、当該データ及び情報が市の保有資産であることに留意し、毀損がないように可能な限り電子化を図るとともに、重要性に鑑みバックアップデータをとる等の対策を講じること。	要求水準書	第4-6	■毀損がないように可能な限り電子化を図るとともに、重要性に鑑みバックアップデータをとる等の対策を講じているか	■帳票類電子化率 ※電子化すべき帳票類を明確に分ける計画を立て る必要がある デジタル情報基盤の導入完了予定時期は、令和6 年度末（提案書様式17 参考図17-4）頃の見込 み	■四半期（6・9・12・3月） ※デジタル情報基盤やデータドリブン事業が進み始めてからセルフモニタリング開始予定（重要性を鑑みて対象を分類していく） 【凡例】 該当事由・実施なし : - 可能な限りの電子化・BK-UP対策の実施 : 適合 " の未実施 : 不適合													適合
11	処理場・ポンプ場維持管理業務	保全管理	1 維持管理全般に関する要求 (1)基本的事項 ウ.維持管理体制 (ア)維持管理体制の構築 以下に掲げる事項を踏まえて、安全性、信頼性を確保できる体制を構築すること。 ・処理場、ポンプ場は、24時間監視すること。 ・処理場については、計器目視確認、機器点検、沈砂、し渣の回収を行うこと。 ・計器目視確認等については、遠隔監視装置等の導入により、代替とすることについてあらためてではない。 ・ポンプ場については、機器点検、沈砂、し渣の回収を行うこと。 ・豪雨、停電、事故発生等の非常時対応を要する事態、又は恐れがある場合には緊急対応ができる体制。	要求水準書	第6-1 (1) -ワー(ア)	■以下の事項を踏まえた安全性、信頼性を確保できる体制を構築しているか ・処理場、ポンプ場の24時間監視。 ・処理場 計器目視確認、機器点検、沈砂、し渣の回収（遠隔監視装置等の代替可） ・ポンプ場 機器点検、沈砂、し渣の回収 ・豪雨、停電、事故発生等の非常時対応を要する事態、又は恐れがある場合には緊急対応ができる体制。	WAにて策定・記録している以下の書類にて確認 ■運転維持管理業務実施計画書 ■緊急時連絡体制図 ■監視・操作記録表（24時間監視） ■点検記録表（機器点検） ■不具合報告書（機器点検） ■業務計画表、業務実績表（沈渣・し渣回収） ■業務連絡日誌（緊急対応）	■随时及び月次 ※計画書、体制図は、策定時 ※各種記録表・計画表・実績表・業務日誌は、隨時及び月次 【凡例】 体制が構築されていた場合 : 適合 体制が構築されていなかった場合 : 不適合													適合
12		保全管理	1 維持管理全般に関する要求 (1)基本的事項 ウ.維持管理体制 (イ)従事職員が有するべき資格 維持管理を実施するに当たり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、運営権者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者を配置せること。	要求水準書	第6-1 (1) -ワー(イ)	■有資格者を配置した体制がとられているか ・法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させているか ・運営権者自らが必要と認める資格又は経験を有する者を配置させているか	処理場・ポンプ場の維持管理体制における従事職員の有するべき資格については、業務委託先であるWAにて策定している以下の書類により確認 ■維持管理業務委託 実施計画書 業務受託者資格名簿 ※運営権者の従事職員の経験（経歴）、資格については、出向元所属会社より経歴書を受理し、確認を行っている。	■随时及び月次 ※従事者が異動等により入れ替わる際に随時確認 ※人員配置に変更がなければ月次 【凡例】 左記確認事項がとられた体制の場合 : 適合 " とられていなかった場合 : 不適合												適合	
13		運転管理	1 維持管理全般に関する要求 (3)放流水質基準 イ.放流水質検査 運営権者は、放流水質基準が満たされていることを確認するため、以下の検査等を行うこと。 ・放流水質が法定基準を満たしているかを判定するため、別紙6の1に示す法定試験を行うこと。	要求水準書	第6-1 (3) -イ	■放流水質検査を実施しているか ・別紙6の1に示す法定試験を行っているか	以下の水質試験結果で確認している a法定試験 ■水質精密試験成績報告書	■随时及び月次 ※日報や速報は、受領した際に随時確認 ※月報報告は、月次確認 【凡例】 全ての水質検査が適正に実施されている場合 : 適合 " 適正に実施されていない場合 : 不適合												適合	
14	処理場・ポンプ場水質管理業務	運転管理	1 維持管理全般に関する要求 (3)放流水質基準 イ.放流水質検査 運営権者は、放流水質基準が満たされていることを確認するため、以下の検査等を行うこと。 ・法定試験とは別に、別紙6を参考に運営権者自らが定めた項目及び頻度で試験を実施し、放流水質が表4-1に示す要求水準を満たしていることを確認すること。	要求水準書	第6-1 (3) -イ	■放流水質検査を実施しているか ・法定試験とは別に、別紙6を参考に運営権者自らが定めた項目及び頻度で試験を実施し、放流水質が表4-1に示す要求水準を満たしていることを確認しているか	以下の水質試験結果で確認している b管理のための試験 ■水質管理日報	■随时及び月次 ※日報や速報は、受領した際に随時確認 ※月報報告は、月次確認 【凡例】 全ての水質検査が適正に実施されている場合 : 適合 " 適正に実施されていない場合 : 不適合												適合	
15		運転管理	1 維持管理全般に関する要求 (3)放流水質基準 イ.放流水質検査 運営権者は、放流水質基準が満たされていることを確認するため、以下の検査等を行うこと。 ・常時監視装置自動水質計測器をもとに、放流水質の時間変動を把握し、費用対効果を考慮の上、可能な限り時間変動を抑制する運転管理に努めること。	要求水準書	第6-1 (3) -イ	■放流水質検査を実施しているか ・常時監視装置自動水質計測器をもとに、放流水質の時間変動を把握し、費用対効果を考慮の上、可能な限り時間変動を抑制する運転管理に努めているか	以下の水質試験結果で確認している c監視のための試験 ■LCD日報	■随时及び月次 ※日報や速報は、受領した際に随時確認 ※月報報告は、月次確認 【凡例】 水質検査が適正に監視されている場合 : 適合 " 適正に監視されていない場合 : 不適合												適合	
16		運転管理	1 維持管理全般に関する要求 (4)維持管理上の留意事項 ア 産業廃棄物の処理 ・下水道施設から発生する廃棄物に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠した適切な処理の実施	要求水準書	第6-1 (4) -ア	■下水道施設から発生する廃棄物について適切な処理を実施しているか (対象：汚泥以外の産業廃棄物)	■廃棄物処分業者との契約時ににおける許可証の確認 ■マニュフェスト伝票（A・B2・D・E票）確認	■随时 ※契約締結の際は随時確認 ※マニュフェスト伝票は回収時随時確認 【凡例】 発生なし : - 適正に処理が実施されている場合 : 適合 適正に処理が実施されていない場合 : 不適合	-	-	-	-	-	適合	-	適合	-	-	-	適合	
17	処理場・ポンプ場維持管理業務	運転管理	1 維持管理全般に関する要求 (4)維持管理上の留意事項 ア 産業廃棄物の処理 ・汚泥等の産業廃棄物、沈砂及びし渣等の外部搬出における周辺環境への配慮、適切な時間帯の利用、廃棄物の飛散・流出の防止と臭気対策の実施	要求水準書	第6-1 (4) -ア	■汚泥等の産業廃棄物、沈砂及びし渣等の外部搬出について適切に実施しているか ・周辺環境への配慮 ・適切な時間帯の利用 ・廃棄物の飛散・流出の防止と臭気対策の実施 ※収集運搬業者への指導事項 ・低速走行の注意喚起 ・覆盖付き車両の使用	以下の確認を実施している ■契約時 ・運搬時間帯の厳守（契約書記載） ・覆盖車両の指定運搬（アームロールコンテナ） ・搬出業者への注意喚起（低速走行遵守） ■適時指導 ・運搬時間帯（搬出時間）の記入 ・搬入出庫の幅員確認（除草の要否判定） ・覆盖付き車両の使用	■随时及び月次 【凡例】 発生なし : - 適正に処理が実施されている場合 : 適合 適正に処理が実施されていない場合 : 不適合													適合

添付資料7 維持管理【処理場・ポンプ場】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認（R6年度）											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18	処理場・ポンプ場 維持管理業務	運転管理	1 維持管理全般に関する要求 (4)維持管理上の留意事項 イ 施設環境の保全 ・外構、建屋諸室及び管廊等の清掃、対象施設の衛生の維持 ・各施設の除草、植栽管理、修繕等の実施による美観の維持	要求水準書	第6-1 (4)-イ	■施設環境が保全されているか ・外構、建屋諸室及び管廊等の清掃、対象施設の衛生の維持状況 ・各施設の除草、植栽管理、修繕等の実施による美観の維持状況	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■環境整備業務実績	■月次 【凡例】 発生なし : - 適正に処理が実施されている場合 : 適合 適正に処理が実施されていない場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
19		運転管理	1 維持管理全般に関する要求 (4)維持管理上の留意事項 ウ 周辺環境の保全 ・大気測定及び臭気測定の実施、周辺環境の保全状況確認（採取箇所、試験項目及び頻度は、別紙6を参考のうえ、施設の状況を考慮し適切に設定）		第6-1 (4)-ウ	■周辺環境が保全されているか 大気測定及び臭気測定の実施、周辺環境の保全状況確認	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■測定結果報告書	■月次 【凡例】 適正に実施されている場合 : 適合 適正に実施されていない場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
20	処理場・ポンプ場 維持管理業務	リスク管理	1 維持管理全般に関する要求 (4)維持管理上の留意事項 ウ 周辺環境の保全 ・大地震に対応するため、修景護岸部を含む処理場敷地内の点検の実施と異常の有無確認	要求水準書	第6-1 (4)-ウ	■周辺環境が保全されているか ・修景護岸部を含む処理場敷地内の点検の実施と異常の有無確認	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■週間点検表	■月次 【凡例】 適正に実施されている場合 : 適合 適正に実施されていない場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
21		リスク管理	1 維持管理全般に関する要求 (4)維持管理上の留意事項 ウ 周辺環境の保全 ・異常発生時の速やかな対応（緊急・恒久対策）と原因特定		第6-1 (4)-ウ	■周辺環境が保全されているか ・異常発生時の速やかな対応（緊急・恒久対策）と原因特定	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■業務報告書	■月次 【凡例】 発生なし : - 適正に処理が実施されている場合 : 適合 適正に処理が実施されていない場合 : 不適合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22		リスク管理	1 維持管理全般に関する要求 (4)維持管理上の留意事項 ウ 周辺環境の保全 ・安全衛生管理に十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に維持管理業務を遂行		第6-1 (4)-ウ	■周辺環境が保全されているか ・安全衛生管理に十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に維持管理業務を遂行	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■環境整備業務実績	■月次 【凡例】 適正に実施されている場合 : 適合 適正に実施されていない場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
23	処理場・ポンプ場 維持管理計画書作成	計画策定	2 維持管理計画書に関する要求 (4)月次業務報告書 下記の事項を盛り込んだ当該月に係る月次業務報告書を作成 ・水質管理計画を踏まえた月間計画 ・汚泥管理計画を踏まえた月間計画 ・その他当該月における実施予定業務に関する月間計画	要求水準書	第6-2 (4)	■下記の事項を盛り込んだ当該月に係る月次業務報告書を作成したか ・水質管理計画 ・汚泥管理計画 ・その他当該月における実施予定業務	■運営権者が市へ提出する月次業務報告書 WAにて策定している以下の書類確認 ■水質管理業務計画書 ■汚泥管理業務計画書 ■維持管理業務計画書	■月次 【凡例】 適正に実施されている場合 : 適合 適正に実施されていない場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
24	処理場・ポンプ場 維持管理報告書作成	運転管理	3 維持管理報告書の概要 各維持管理計画書に基づき実施した運転管理、保守点検及び修繕の結果を取りまとめ、市に提出すること。 各維持管理報告書の提出期限は、以下とのおりとする。 ・各月間報告書については、月末から15日以内とする。 ただし、水質管理報告書については月末から30日以内とする。	要求水準書	第6-3	■各維持管理計画書に基づき実施した運転管理、保守点検及び修繕の結果を取りまとめ、市に提出したか (表6-1、モニタリング基本計画書(案)表2-7参照) ・水質管理報告書は、月末から30日以内に提出 ・汚泥管理報告書は、月末から15日以内に提出	■運営権者が市へ提出する維持管理計画書 ※コンセッション事業打合簿 ■月次業務報告書 WAにて策定している以下の書類確認 ■水質管理月報 ■汚泥管理月報	■隨時及び月次 【凡例】 適正に市に報告・提出されている場合 : 適合 適正に市に報告・提出されていない場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
25	処理場・ポンプ場 維持管理報告書作成	運転管理	3 維持管理報告書の概要 各維持管理計画書に基づき実施した運転管理、保守点検及び修繕の結果を取りまとめ、市に提出すること。 各維持管理報告書の提出期限は、以下とのおりとする。 また、維持管理において故障又は事故等が発生した場合、故障事故報告書を作成し、発生後速やかに市に提出すること。	要求水準書	第6-3	■各維持管理計画書に基づき実施した運転管理、保守点検及び修繕の結果を取りまとめ、市に提出したか ・維持管理において故障又は事故等が発生した場合、故障事故報告書を作成し、発生後速やかに市に提出	■運営権者が市へ提出する故障報告書 WAにて記録・策定している以下の書類確認 ■点検記録表 ■故障報告書	■隨時及び月次 【凡例】 適正に市に報告・提出されている場合 : 適合 適正に市に報告・提出されていない場合 : 不適合 報告事項無し : -	適合	適合	適合	適合	-	-	適合	-	適合	適合	-	

添付資料7 維持管理【処理場・ポンプ場】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認 (R6年度)												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
26	処理場・ポンプ場 水質管理計画書作成	運転管理	4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項 (2)維持管理計画における水質管理に関する事項 ア.水質管理計画 (イ)水質試験 以下のaからcまでに掲げる水質試験を行うこと。 aの試験は、別紙6に定めるとおり試験を実施し、施設の状況を考慮し記録は5年間保存すること。 a 法定試験(放流水)	要求水準書	第6-4 (2)-ア-(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の放流水質検査を計画しているか ・a 法定試験を実施し、記録は5年間保存する 	■水質試験業務実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> ■隨時及び月次 <p>【凡例】 全ての水質検査が適正に計画されている場合：適合 " 適正に計画されていない場合：不適合</p>	■随时及び月次	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
27									適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
28		運転管理			第6-4 (2)-ア-(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下放流水質検査を計画しているか ・bの水質試験は、要求水準を満たすよう運営権者自らが試験項目及び頻度を定め、試験を実施 	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■業務計画（水質管理）	<ul style="list-style-type: none"> ■随时及び月次 <p>【凡例】 全ての水質検査が適正に計画されている場合：適合 " 適正に計画されていない場合：不適合</p>	■随时及び月次	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
29	処理場・ポンプ場 水質管理業務	運転管理	4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項 (2)維持管理計画における水質管理に関する事項 オ.悪質排水の流入の対応 悪質排水の流入等の事実を確認した場合は、以下の措置を講じるものとする。 ただし、悪質排水の流入等の結果、本要求水準書 第4の1を満たさないども運営権者は責を負わぬものとする。 ・放流水質の達成、未達成に問わらず、速やかな市への報告。	要求水準書	第6-4 (2)-オ	<ul style="list-style-type: none"> ■悪質排水の流入等の事実を確認した場合は、以下の措置を講じたか ・放流水質の達成、未達成に問わらず、速やかな市への報告 	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■悪質排水：水質管理日報	<ul style="list-style-type: none"> ■随时 <p>【凡例】 該当事由なし : - 適正に措置が講じられた場合 : 適合 適正に措置が講じられなかった場合 : 不適合</p>	■随时	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30									■随时	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31		運転管理		要求水準書	第6-4 (2)-オ	<ul style="list-style-type: none"> ■悪質排水の流入等の事実を確認した場合は、以下の措置を講じたか ・放流水質基準の未達成、又はその恐れが生じた場合は、市と対応についての協議をしたうえで、緊急改善措置を実施 	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■悪質排水：水質管理日報	<ul style="list-style-type: none"> ■随时 <p>【凡例】 該当事由なし : - 適正に措置が講じられた場合 : 適合 適正に措置が講じられなかった場合 : 不適合</p>	■随时	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
32									■随时	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
33	処理場・ポンプ場 水質管理業務	運転管理	4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項 (2)維持管理計画における水質管理に関する事項 カ.放流水質基準を満たさない場合等の対応 水質管理目標値が未達、又はその恐れが生じた場合は、以下の措置を講じること。 ・市への報告と、その原因の究明。 ・原因が悪質排水の流入等以外の場合は、運営権者の負担による改善措置の実施。 ・放流水質が正常値となるまで、改善措置の効果、改善状況についての市への報告。	要求水準書	第6-4 (2)-カ	<ul style="list-style-type: none"> ■水質管理目標値が未達、又はその恐れが生じた場合は、以下の措置を講じたか ・市への報告と、その原因の究明 ・原因が悪質排水の流入等以外の場合は、運営権者の負担による改善措置の実施 ・放流水質が正常値となるまで、改善措置の効果、改善状況についての市への報告 	WAにて記録している以下の書類にて確認し判断している ■水質管理日報	<ul style="list-style-type: none"> ■月次 <p>【凡例】 該当事由なし : - 適正に措置が講じられた場合 : 適合 適正に措置が講じられなかった場合 : 不適合</p>	■月次	適合	適合	適合	-	-	適合	適合	-	適合	-	-	

添付資料7 維持管理【処理場・ポンプ場】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認（R6年度）												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
34	処理場・ポンプ場 汚泥管理業務	運転管理	4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項 (3)維持管理計画における汚泥管理に関する事項 ア.汚泥管理計画 (イ)汚泥試験 別紙6に定めるとおり試験を実施すること。	要求水準書	第6-4 (3)-ア-(イ)	■別紙6（P81）に定められた汚泥試験を実施したか ア 汚泥溶出量試験（年2回 夏・冬） イ 汚泥含有量試験（年2回 夏・冬） ウ 汚泥一般性状試験（年1回 夏）	WAにて保管している以下の書類にて確認 ■汚泥精密試験成績報告書 WAより株式会社オオスミへ汚泥試験を委託しており、その結果報告書により確認している。 報告書は速報として（オオスミ→WA→運営権者の順位）受領する。WAでは、オオスミから年間報告書が提出される契約を締結している。	■月次 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合													
35	処理場・ポンプ場 エネルギー管理業務	計画策定	4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項 (4) エネルギー管理に関する事項 以下の事項について留意のうえ、省エネルギー化の実現と地球温暖化防止対策を推進すること。 ア エネルギー管理計画 現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握の上、エネルギー管理計画を策定すること。管理計画の策定に当たっては、放流水質基準への影響評価など、水質管理計画及び汚泥管理計画との調整を図り、次の事項を踏まえ作成すること。 (ア) エネルギー管理目標の設定 運転操作の工夫等によって実現できるエネルギー管理目標の策定。 (イ) エネルギー削減方法及び運転操作方法 目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法の検討。	要求水準書	第6-4 (4)-ア	■現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握の上、エネルギー管理計画を策定したか (ア) エネルギー管理目標の設定 運転操作の工夫等によって実現できるエネルギー管理目標の策定 (イ) エネルギー削減方法及び運転操作方法 目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法の検討	運営権者が市へ提出する以下書類にて確認 ■長期維持管理計画書 ■中期維持管理計画書 ■年度維持管理計画書	■年度・5年毎（当該期翌月） 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合													適合
36		運転管理	4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項 (4) エネルギー管理に関する事項 イ エネルギー管理の実施 処理場・ポンプ場の処理フローを十分に理解し、エネルギー管理目標を達成するために各施設・設備の適切な運転、操作及び監視を行なうこと。	要求水準書	第6-4 (4)-イ	■処理場・ポンプ場の処理フローを十分に理解し、エネルギー管理目標を達成するために各施設・設備の適切な運転、操作及び監視を行なっているか ■2023年度電力原単位同月値を管理目標とし、施設の改築・更新状況を踏まながら運転状態の検証を行う。	■月次業務報告書（処理場・ポンプ場） ※電力原単位 月次推移表	■月次 【凡例】 適正な管理を実施した場合 : 適合 適正な管理を実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
37	処理場・ポンプ場 保守点検業務	計画策定	4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項 (4) エネルギー管理に関する事項 ウ 評価と見直し エネルギー管理計画は、エネルギー管理記録等を踏まえ評価し、必要に応じて見直しを図ること。	要求水準書	第6-4 (4)-ウ	■エネルギー管理計画は、エネルギー管理記録等を踏まえ評価し、必要に応じて見直しを図ったか	運営権者が市へ提出する以下書類にて確認 ■年度維持管理計画書	■年次及び適時 年度・5年毎（当該期翌月） 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合													
38		保全管理	5 処理場・ポンプ場における保全管理に関する事項 (1)保守点検に関する事項 イ.日常点検業務 各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、その状況を記録。	要求水準書	第6-5 (1)-イ	■各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、その状況を記録したか	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■日常点検記録表	■隨時 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
39	処理場・ポンプ場 保守点検業務	保全管理	5 処理場・ポンプ場における保全管理に関する事項 (1)保守点検に関する事項 ウ.定期点検業務 各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録。	要求水準書	第6-5 (1)-ウ	■各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録したか	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■定期点検記録表	■隨時 ※該当事由がない場合は、月次で確認 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
40	処理場・ポンプ場 保守点検業務	保全管理	5 処理場・ポンプ場における保全管理に関する事項 (1)保守点検に関する事項 エ.法定点検業務 関係法令等に定める点検及び検査を実施。	要求水準書	第6-5 (1)-エ	■関係法令等に定める点検及び検査を実施したか	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■自家用電気工作物点検結果報告書（2ヵ月毎 年6回） ■消防用設備等点検結果（6ヵ月毎 年2回） ■地下重油タンク検査報告書（12ヵ月毎年1回）	■随时 ※該当事由がない場合は、月次で確認 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合	適合	-	適合	-	適合	-	適合	-	適合	-	適合	-	
41	処理場・ポンプ場 修繕業務	保全管理	5 処理場・ポンプ場における保全管理に関する事項 (3)修繕に関する事項 ウ.予防保全の修繕 突然的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、速やかに修繕を実施すること。	要求水準書	第6-5 (3)-ウ	■突然的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、速やかに修繕を実施したか	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■故障報告書 ■修繕報告書	■随时 ※該当事由がない場合は、月次で確認 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	
42	処理場・ポンプ場 物品調達管理業務	その他	5 その他 (3)物品等の調達・管理に関する事項 業務を行う上で必要となる下記の物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、調達に当たっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとすること。 ・維持管理に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等 ・その他維持管理に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類	要求水準書	第6-5 (4)	■業務を行う上で必要となる下記の物品等を調達し、適切に管理を行っているか ・適切な品質及び規格 ・設備及び機器等を劣化させないもの	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■品質の証明書（仕様書、ミルシート、MSDS等） ■納品書 ■物品管理台帳（一例）	■随时 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	

添付資料7 維持管理【処理場・ポンプ場】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認 (R6年度)																		
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
43	処理場・ポンプ場 環境整備業務	その他	5 処理場・ポンプ場における保全管理に関する事項 (5)外構（植栽を含む）の維持管理に関する事項 現状の外構（植栽を含む）について美観を保つこと。	要求水準書	第6-5 (5)	■現状の外構（植栽を含む）について美観を保っているか	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■環境整備実績表	■隨時 ※該当事由がない場合は、月次で確認 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合							
44	水質分析及び環境測定の実施状況	運転管理	4沈砂 (1) 沈砂試験 回数：各試験の項目は、下表のとおりで、すべての項目に対し年1回 数量：1地点1検体 採取箇所：東部浄化センター管理本館（沈砂池機械室） 検定方法：廃棄物処理及び清掃に関する法律等に規定する試験方法	要求水準書	別紙6-4 (1)	■分析が適正に行われているか	■沈砂、し渣試験成績報告書 (7月実施予定) 処理場の運転管理業務委託先（以下、WA）より 株式会社オオスミへ毎年1回の法定試験を契約しており、その報告書（水質試験結果）内容により確認している。 報告書は速報として（オオスミ→WA→運営権者の順位）受領する。WAでは、オオスミから年間報告書が提出される契約を締結している。	■月次 ※採取後 検査結果速報を受領したときに確認 【凡例】 該当事由なし : - 適正に分析が行われている : 適合 適正に分析が行われていない : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合								
45	水質分析及び環境測定の実施状況	運転管理	5し渣 (1) し渣試験 回数：各試験の項目は、下表のとおりで、すべての項目に対し年1回 数量：1地点1検体 採取箇所：東部浄化センター管理本館（沈砂池機械室） 検定方法：廃棄物処理及び清掃に関する法律等に規定する試験方法		別紙6-5 (1)																						
46	提案書 維持管理計画立案・改善	計画策定	運営権者独自の維持管理計画立案・改善に関するモニタリング	提案書類	提案様式2.0 参考表2.0-1	(注2)								適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合							
47	提案書 運転管理	運転管理	運営権者独自の運転管理目標値の設定および管理	提案書類	提案様式2.0 参考表2.0-1									適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合							
48	提案書 保全管理	その他	運営権者独自の保全管理目標値の設定および管理	提案書類	提案様式2.0 参考表2.0-1									適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合							

(注1)※No9、No10については、事業終了年まで確認がないため抜粋している。

(注2)提案事項には事業者のノウハウが含まれ、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、非公開とする。

添付資料7 維持管理【管路施設】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認 (R6年度)																													
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																		
49	管路施設の性能全般に関する要求	保全管理	3 管路施設に関する要求 運営権者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に市民生活に影響を与える事が発生しない状態を保つよう努めること。	要求水準書	第4-3	■道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、影響を与える事が発生しない状態を保つよう努めているか	■月次業務報告書（管路施設）の策定 ■管路布設道路地表面変状有無の巡視 ■業務改善会議等 検討実施 ・過去管路調査結果の吟味・検証 ・点検・調査頻度の適宜見直し ■下水道関係苦情・相談カード 住民等第三者からの通報・苦情への適切な対応が実施されたか	■随時及び月次 ※巡視、通報・苦情は、随時 ※計画書策定、業務改善会議は、月次 【凡例】 各努力事項を実施できていた場合 :適合 各努力事項を実施できていなかった場合 :不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合																		
50		保全管理	3 管路施設に関する要求 運営権者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。	要求水準書	第4-3	■点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めているか		■年次（3月）及び随時 ※巡視、通報・苦情は、随時 ※計画書策定、業務改善会議は、月次 【凡例】 各努力事項を実施できていた場合 :適合 各努力事項を実施できていなかった場合 :不適合											適合																			
51	管路施設維持管理業務	住民対応	1 維持管理全般に関する要求 (1)基本的事項 イ.維持管理体制 (ア)維持管理体制の構築 管路施設の維持管理に当たっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。 ・住民からの対応要求に対しては、即日に一時対応を行い、解決を試みること。対応困難な案件が生じた場合は、市に速やかに報告し解決を図ること。	要求水準書	第7-1 (1)-イー(ア)	■以下を踏まえた実施体制を構築し実施できているか ・住民からの対応要求に対しては、即日に一時対応を行い、解決を試みているか ・対応困難な案件が生じた場合は、市に速やかに報告し解決を図っているか	■下水道関係苦情・相談カード 住民等第三者からの通報・苦情への適切な対応が実施されたかを記録し、市へ報告・提出している	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 :適合 適正に実施しなかった場合 :不適合	適合	適合	適合	-	適合	-	適合	適合	適合	-	適合	適合																		
52		安全管理	1 維持管理全般に関する要求 (1)基本的事項 イ.維持管理体制 (ア)維持管理体制の構築 管路施設の維持管理に当たっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。 ・維持管理において法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれ必要な有資格者が担当すること。		第7-1 (1)-イー(ア)	■維持管理において法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれ必要な有資格者が担当しているか	管路施設の維持管理業務委託先による実施体制と有資格者一覧等を確認する ■資格書の写し ※業務委託締結後 確認の実施	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - (有資格者配置に変更がない場合を含む) 適正に実施した場合 :適合 適正に実施しなかった場合 :不適合	-	適合	-	-	-	-	適合	-	-	-	-	適合																		
53	管路施設維持管理計画書の作成	保全管理	2 維持管理計画書に関する事項 (4)月次業務報告書 下記の事項を盛り込んだ 当該月に係る維持管理計画書の作成。 ・保守点検計画を踏まえた月間計画 ・その他当該月における実施予定業務に関する月間計画	要求水準書	第7-2 (4)	■当該月に係る月次業務報告書を作成しているか ・保守点検計画を踏まえた月間計画 ・その他当該月における実施予定業務に関する月間計画	■運営権者が市へ提出する月次業務報告書 業務委託先で策定する以下の書類にて確認 ■保守点検業務計画書（WA：MHP） ※MHP以外の業務委託が発生した時点で、本確認図書の記載項目を追記・修正する。	■月次 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 :適合 適正に実施しなかった場合 :不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合																		
54	管路施設保守点検業務	保全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (1)保守点検 全路線を対象とし、実施周期については老朽管の増加割合に応じて変更する。管路施設が埋設されている地上部（道路面、人孔蓋及びその周辺）を巡視のうえ、調査員の目視等により異常の有無を記録すること。 また、表7-1に掲げる事項を行うこと。	要求水準書	第7-3 (1)	■管路施設の保守点検において以下の事項を実施しているか ・巡視	■巡視記録表 保守点検は、月間維持管理計画に則り実施する表7-1に掲げられた「巡視 実施数量 約300km」は、長期維持管理計画（20年間）での実施数量として捉えている。 年度維持管理計画では、11.5kmを計画	■月次 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 :適合 適正に実施しなかった場合 :不適合	-	-	-	-	-	-	適合	適合	-	適合	適合	-																		
55		保全管理	表 7-1 実施箇所及び実施数量 <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>工種別</th><th>実施数量</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>巡視</td><td>—</td><td>約300km</td><td></td></tr><tr><td>伏越し清掃</td><td>—</td><td>2箇所</td><td>5年に1回を想定</td></tr><tr><td>マンホールポンプ巡回点検</td><td>—</td><td>14箇所</td><td>各箇所毎月点検を想定</td></tr><tr><td>マッホールポンプ機器点検</td><td>—</td><td>14箇所</td><td>各箇所年2回点検を想定</td></tr></tbody></table>		種別	工種別	実施数量	備考	巡視	—	約300km		伏越し清掃	—	2箇所	5年に1回を想定	マンホールポンプ巡回点検	—	14箇所	各箇所毎月点検を想定	マッホールポンプ機器点検	—	14箇所	各箇所年2回点検を想定	第7-3 (1)	■管路施設の保守点検において以下の事項を実施しているか ・伏越し清掃：2箇所 5年に1回	■保守記録表	■随時（計画年度の実施時） 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 :適合 実施しなかった場合 :不適合										
種別	工種別	実施数量	備考																																			
巡視	—	約300km																																				
伏越し清掃	—	2箇所	5年に1回を想定																																			
マンホールポンプ巡回点検	—	14箇所	各箇所毎月点検を想定																																			
マッホールポンプ機器点検	—	14箇所	各箇所年2回点検を想定																																			

添付資料7 維持管理【管路施設】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認 (R6年度)													
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
56	管路施設 保守点検業務	保全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (1)保守点検 全路線を対象とし、実施周期については老朽管の増加割合に応じて変更する。管路施設が埋設されている地上部（道路面、人孔蓋及びその周辺）を巡視のうえ、調査員の目視等により異常の有無を記録すること。 また、表7-1に掲げる事項を行うこと。 表 7-1 施設箇所及び実施数量	要求水準書	第7-3 (1)	■管路施設の保守点検において以下の事項を実施しているか ・マンホールポンプ巡回点検 14箇所 各箇所 毎月	WAにて記録している以下の書類にて確認 ■点検記録表（巡視） ※毎月MHP14台を2日間に分けて実施している	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合		
57									-	-	適合	-	-	-	-	適合	-	-	-			
58	管路施設 エネルギー管理業務	計画策定	3 管路施設の維持管理に関する事項 (2) エネルギー管理に関する事項 以下の事項について留意のうえ、省エネルギー化の実現と地球温暖化防止対策を推進すること。 ア エネルギー管理計画 現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握の上、エネルギー管理計画を策定すること。管理計画の策定に当たっては、目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法について検討すること。	要求水準書	第7-3 (2)-ア	■現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握の上、エネルギー管理計画を策定したか	運営権者が市へ提出する以下書類にて確認 ■長期維持管理計画書 ■中期維持管理計画書 ■年度維持管理計画書	■年度・5年毎（当該期翌月） 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合 ※3月提出	適合													
59		保全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (2) エネルギー管理に関する事項 イ エネルギー管理の実績 マンホールポンプを十分に理解し、エネルギー管理目標を達成するために各施設・設備の適切な運転、操作及び監視を行うこと。			■マンホールポンプを十分に理解し、エネルギー管理目標を達成するために各施設・設備及び監視を行っているか	電力会社からの使用量通知 ■マンホールポンプ電力積算	■月次 【凡例】 該当事由なし : - 適正に実施した場合 : 適合 適正に実施しなかった場合 : 不適合		適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合			
60																						
61	管路施設 修繕業務	保全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (4)修繕に関する事項 ウ.事後保全的修繕 突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、速やかに修繕を実施すること。	要求水準書	第7-3 (4)-ウ	■突然的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、速やかに修繕を実施しているか	MSCや業務委託先で作成する以下の書類等にて確認 ■故障報告書（マンホールポンプ） ■下水道関係苦情・相談カード ■その他	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	-	適合	-	-	適合	-	適合	適合			
62	管路施設 安全衛生管理業務	安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 ア.一般事項 以下に掲げる事項を考慮し、安全管理に関する事項を実施すること。 (ア) 公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止	要求水準書	第7-3 (6)-ア-ア(ア)	■安全管理に関する事項を実施しているか ・公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止を行うこと	MSCや業務委託先で策定する以下の書類等にて確認 ■業務計画書 ■作業日報・月報・打合せ記録簿等 ■その他	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合			
63		安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 ア.一般事項 以下に掲げる事項を考慮し、安全管理に関する事項を実施すること。 (イ) 作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制の構築			■安全管理に関する事項を実施しているか ・作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制の構築を確立しているか	MSCや業務委託先で策定する以下の書類等にて確認 ■業務計画書 ■作業日報・月報・打合せ記録簿等 ■その他	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合														
64		安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 ア.一般事項 以下に掲げる事項を考慮し、安全管理に関する事項を実施すること。 (ウ) 安全管理については、年度維持管理計画書に明示し、運営権者自らの責任で実施すること。		第7-3 (6)-ア-ウ	■安全管理に関する事項を実施しているか ・安全管理については、年度維持管理計画書に明示し、運営権者自らの責任で実施しているか	運営権者が市へ提出する以下の書類にて確認 ■年度維持管理計画書	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合			

添付資料7 維持管理【管路施設】市モニタリング確認様式

No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認 (R6年度)											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
65		安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 ア.一般事項 以下に掲げる事項を考慮し、安全管理に関する事項を実施すること。 (工) 労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるとおりに従い、その防止に必要な措置を実施し、地震等の発生時の対応策を定めること。	要求水準書	第7-3 (6)-アー(工)	■安全管理に関する事項を実施しているか ・労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるとおりに従い、その防止に必要な措置を実施し、地震等の発生時の対応策を定めること。	運営権者が市へ提出する以下の書類にて確認 ■年度維持管理計画書 業務委託先で策定する以下の書類にて確認 ■業務計画書	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
66		安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 イ.安全衛生管理方針 (ア)安全教育 以下に掲げる事項を考慮し、安全教育を実施すること。 a 業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。		第7-3 (6)-一イ(ア)	■運営権者職員に対して安全教育を実施しているか ・業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること	■安全教育実施記録	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	-	適合	-	-	-	適合	-	-	-	適合	-	-
67		安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 イ.安全衛生管理方針 (ア)安全教育 以下に掲げる事項を考慮し、安全教育を実施すること。 b 酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月30日労働省令第42号)で定める酸素欠乏危険作業に関する業務について教育を行うこと。		第7-3 (6)-一イ(ア)	■運営権者職員に対して安全教育を実施しているか ・酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月30日労働省令第42号)で定める酸素欠乏危険作業に関する業務について教育を行うこと ※教育対象者はMSC職員としている。 業務委託先や工事請負者(元請)へは、労働者の安全を守るために責務を遵守するよう指導する	■安全教育実施記録 ※有資格者による実施	■随時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	-	適合	-	-	-	適合	-	-	-	適合	-	-
68	管路施設 安全衛生管理業務	安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 イ.安全衛生管理方針 (イ)労働災害防止 下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施すること。 a 現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。		第7-3 (6)-一イ(イ)	■下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施しているか ・現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図る	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■安全衛生等、工事打合せ日誌	■適時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
69		安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 イ.安全衛生管理方針 (イ)労働災害防止 下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施すること。 b マンホール、管きょ等に出入りし、これらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時測定する ・換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに呼吸用保護具等を常備する		第7-3 (6)-一イ(イ)	■下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施しているか ・マンホール、管きょ等に出入りし、これらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時測定する ・換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに呼吸用保護具等を常備する	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■酸素、硫化水素、有害ガス濃度測定記録表	■適時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	-	-	適合	適合	適合	適合	適合	-	-	適合	-	-
70		安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 イ.安全衛生管理方針 (イ)労働災害防止 下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施すること。 c 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を実施すること。		第7-3 (6)-一イ(イ)	■下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施しているか ・作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を実施する	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■酸素、硫化水素、有害ガス濃度測定記録表	■適時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71		安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 イ.安全衛生管理方針 (イ)労働災害防止 下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施すること。 d 酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。		第7-3 (6)-一イ(イ)	■下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施しているか ・酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従う	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■酸素、硫化水素、有害ガス濃度測定記録表	■適時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	-	-	適合	適合	適合	適合	適合	-	-	適合	-	-

添付資料7 維持管理【管路施設】市モニタリング確認様式

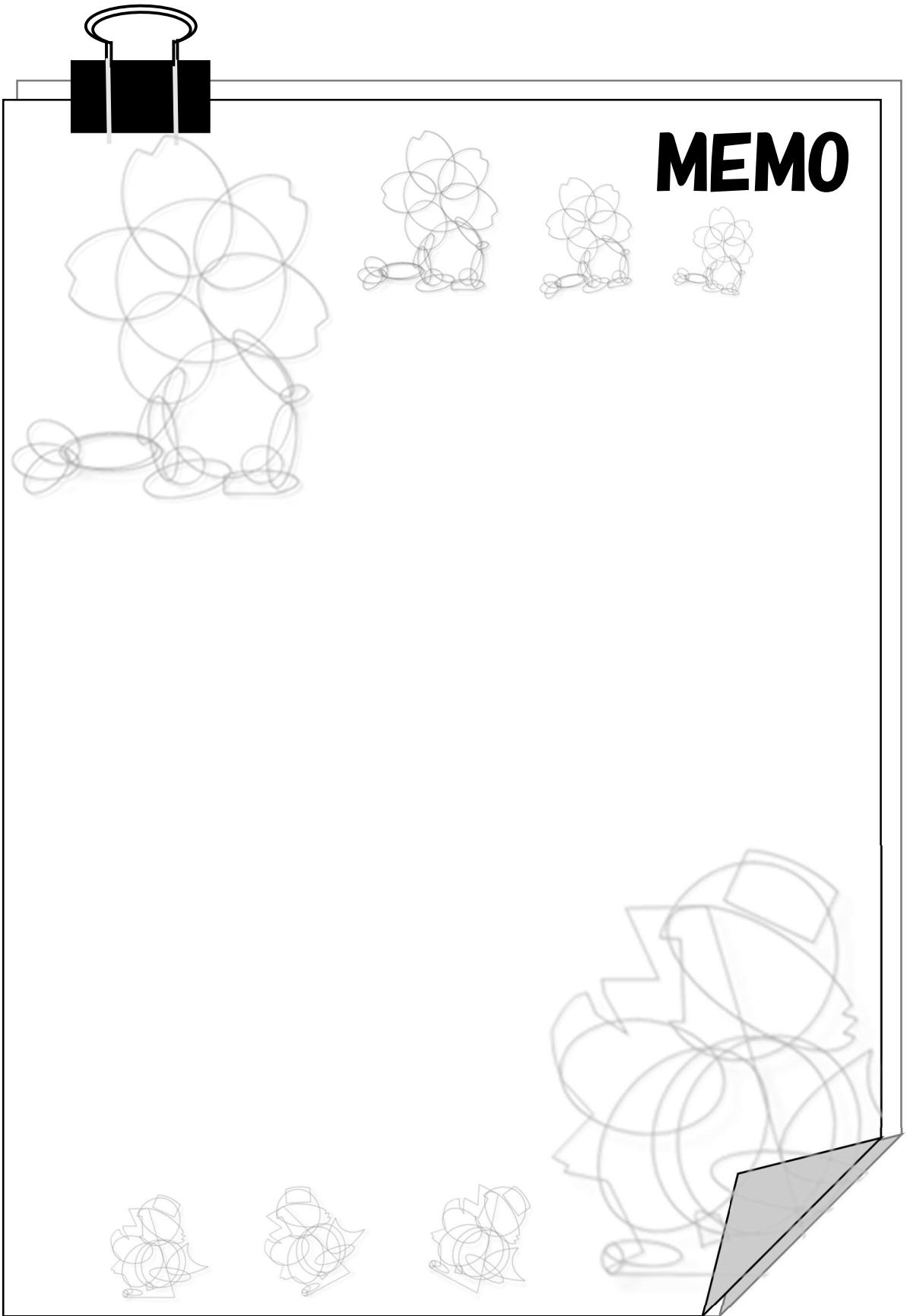
No	対象業務	部門	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認方法 図書等	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認 (R6年度)											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
72	管路施設 安全衛生管理業務	安全管理	3 管路施設の維持管理に関する事項 (6)安全管理 ウ、公衆災害防止 下記を盛り込んだ公衆災害防止策を実施すること。 (ア)作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を実施すること。	要求水準書	第7-3 (6)-ワー(ア)	■公衆災害防止策を実施しているか 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を実施しているか	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■道路使用許可証 ■保安体制図 施工時に現地確認（施工監理業務）	■適時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
73			(イ)作業現場に業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全を確保すること。		第7-3 (6)-ワー(イ)	■作業現場に業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全を確保しているか	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■道路使用許可証（計画図含む） ■保安体制図 施工時に現地確認（施工監理業務）	■適時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
74		安全管理	(ウ)作業区域内に交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、整理を行うこと。		第7-3 (6)-ワー(ウ)	■作業区域内に交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、整理を行っているか	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■道路使用許可証（計画図含む） ■保安体制図 施工時に現地確認（施工監理業務）	■適時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
75			(エ)路上で作業を行う場合、所轄の警察署で道路使用許可申請を行い、許可条件を遵守すること。		第7-3 (6)-ワー(エ)	■路上で作業を行う場合、所轄の警察署で道路使用許可申請を行い、許可条件を遵守しているか	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■道路使用許可証（計画図含む） ■保安体制図 施工時に現地確認（施工監理業務）	■適時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
76		安全管理	(オ)作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。		第7-3 (6)-ワー(オ)	■作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行っているか	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■道路使用許可証（計画図含む） ■保安体制図 施工時に現地確認（施工監理業務）	■適時及び月次 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
77	管路施設 住民対応業務に関する事項	住民対応	4 住民対応業務に関する事項 業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。 地域住民等から苦情、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに本市に報告すること。	要求水準書	第7-4	■地域住民等から苦情、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに本市に報告しているか	運営権者が市へ提出する以下書類にて確認 ■下水道関係苦情・相談カード	■随時 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	-	適合	-	適合	適合	-	適合	適合	
78	管路施設 その他業務	その他	5 その他 (1)留意事項 維持管理 業務全般にわたり、道路使用許可条件を遵守して行い、作業記録簿を作成し、重要な問題があった場合は写真と共に記録を残し、市の請求があった場合は速やかに提出すること。	要求水準書	第7-5 (1)	■維持管理業務全般にわたり、道路使用許可条件を遵守して行い、作業記録簿を作成したか ■重要な問題があった場合は写真と共に記録を残し、市の請求があった場合は速やかに提出したか	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■作業記録簿 ※重要な問題があった場合は、運営権者は、市へ事故報告書等を随時提出することが求められている	■随時 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
79	管路施設 物品調達管理業務	その他	5 その他 (3)物品等の調達・管理に関する事項 業務を行った上で必要となる下記の物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、調達に当たっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとすること。 ・維持管理に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等 ・その他維持管理に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他総用類	要求水準書	第7-5 (3)	■業務を行う上で必要となる下記の物品等を調達し、適切に管理を行っているか ・適切な品質及び規格 ・設備及び機器等を劣化させないもの	業務委託先で記録する以下の書類にて確認 ■品質の証明書 (仕様書、ミルシート、MSDS等) ■納品書 ■物品管理台帳（一例）	■随時 【凡例】 該当事由なし : - 実施した場合 : 適合 実施しなかった場合 : 不適合	-	-	-	-	-	-	-	-	適合	-	-	-
80	提案書 維持管理計画立案・改善	計画策定	運営権者独自の維持管理計画立案・改善に関するモニタリング	提案書類	提案様式2.0 参考表2.0-1	(注1)			適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

(注1)提案事項には事業者のノウハウが含まれ、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、非公開とする。

添付資料7 任意事業【農業】市モニタリング確認様式
【下水道資源を活用した高付加価値作物の生産事業 フェーズⅠ】

No	分類	対象業務	確認事項	確認図書	モニタリング頻度 凡例	市モニタリング確認（R6年度）											
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	経営管理	財務管理	・収入と支出について計画値と実績値との乖離額を把握しているか	資金残高明細書	■月次 乖離の要因を把握 できている：適合 できていない：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
		財務管理	・本事業と区分して会計処理しているか	支出計画	■月次 区分して会計 している：適合 できていない：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
		事業管理	・事業工程表に対し、進捗状況（進捗率）を把握し管理しているか	進捗管理表	■月次 進捗を把握し管理が できている：適合 できていない：不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
		実施体制の確保	・業務責任者、担当者および業務の所掌範囲は、最新の情報が実施体制に反映されているか。	実施体制表	■四半期 確認を 実施している：適合 実施していない：不適合			適合			適合		適合		適合		適合
		(注1)															適合
		人員管理	・雇用者の勤怠状況を把握しているか	勤務管理表	■月次 勤怠状況を把握 している：適合 していない：不適合			適合		適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
		(注1)				適合	適合	-	適合	適合	適合	適合	-	-	適合	-	適合
2	施設管理	維持管理	・栽培施設、各種設備に不具合があった際、対策を施しているか	作業日誌	■月次 対策を 施している：適合 施していない：不適合 不具合が発生していない：-			適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
		風水害対応	・暴風・豪雨等に備え、事前に点検・対策を行っているか	作業日誌	■月次 点検・対策を 行っている：適合 行っていない：不適合 対象事象が発生していない：-	-	-	適合	-	適合	適合	-	-	-	-	-	-
		風水害対応	・暴風・豪雨等の後、施設の点検及び破損時の対応を行っているか	作業日誌	■月次 点検・対策を 行っている：適合 行っていない：不適合 対象事象が発生していない：-	-	-	適合	-	適合	適合	-	-	-	-	-	-
		(注1)						適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
		(注1)						適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
		栽培管理	作業記録	・日常の作業実績を記録しているか	作業日誌	■月次 作業日誌を記録 している：適合 していない：不適合			適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
		栽培スケジュール管理	・栽培管理計画のスケジュールに基づき作業を実施しているか	栽培管理計画	■月次 計画に基づき作業を実施 している：適合 していない：不適合			適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

(注1)提案事項には事業者のノウハウが含まれ、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、非公開とする。



令和 6 年度 三浦市モニタリング結果年次報告書

発行日 令和 8 年 2 月

発行者 三浦市上下水道部下水道課

連絡先 046-882-1111 (内線 263)

kankyou0401@city.miura.kanagawa.jp